

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—令和5年度質問紙調査の分析と検討—

研究分担者 柳楽 明子（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部心理療法室）
研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

研究要旨

2023年度に行った親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象とした調査のデータを用いて、養育不調の現状を把握し、必要な支援について課題を整理し、改善のあり方について検討を行うことを目的として追加分析を行った。2023年度の調査では、Konijn et al., (2018) を参考に質問項目を作成した。養育者側へは各自治体から郵送で調査依頼をおこない、里親のみ質問紙への記入、その他の養育者へはオンラインフォーム（成育 REDCap システム）にて回答を求めた。児童相談所とフォスタリング機関へはパスワードを使用したメールにて調査依頼をおこない、エクセルファイルの質問票を用いて回答を求めた。その結果、どの養育形態でも高年齢児の委託、また特に里親では委託後早期（6ヶ月未満）において養育不調が顕在化する傾向が認められた。また、「子どもの行動チェックリスト（CMYC）」、「虐待を受けた子どものチェックリスト（ACBL-R）」や「養育の状況に関する質問紙」においては、養育不調ありケースと養育不調なしケースには統計的に有意な差と大きい効果量が認められた。このことから、養育不調による委託・措置解除には、子どもの行動上の問題の影響が大きく、養育不調のリスクのアセスメントとして上記の尺度使用が有用であることを提案した。加えて、児童相談所とフォスタリング機関の回答からは、2020年度から2023年度までの養育不調ありケースと養育不調なしケースの状況についてデータを得ることができた。養育者側のデータと同様に、養育不調ありケースでの高年齢児の多さや短期間での不調発生という傾向が認められた。不足している支援として、「研修」と「里親家庭の関係調整」が挙げられ、これらを児童相談所とフォスタリング機関が協働して担うことが、里親養育の支援において重要であると考えられた。

A. 研究目的

本邦には、社会的養護に措置されている子どもは全国で約42,000人いる。そのうち約8割が乳児院、もしくは児童養護施設等の施設で生活しており、里親とファミリーホームを含めた里親等委託率は23.5%（7,798人）に留まっている¹。他の先進国では里親委託が主流である

中、この現状に鑑み、こども家庭庁は里親委託率を引き上げることを目標としている。しかし、里親委託には養育不調という課題も存在する。養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、委託・措置されている子どもと養育者との関係の悪さが明らかになり、養育者が子どもへの対応が困難

になる状況」を意味し、そのような状態が続きひどくなれば委託・措置を継続できない状態が多くなる。伊藤（2018）の里親への調査によれば、回答者の17%に養育不調による委託・措置解除の経験があると認められ²、里親委託推進とともに養育不調に対しては、養育不調が起る現状を把握したうえで施策化に活かし、それを現場が重要性を理解して実行に移していく必要がある。

そのため昨年度は、Konijn et al., (2018)³ の、里親委託の不安定性の要因に関するシステムティックレビューを参考に、養育不調による委託解除を経験したことがある場合は委託解除となったケースについて、経験がない場合は一番長く養育したケースについて、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関への質問紙調査を実施した。昨年度は、質問紙に回答した養育者と支援者の属性や背景の分析に留まったため、本年度は得られたデータを用いてさらに分析し考察を行った。すなわち、委託された子どもの属性や委託状況を明らかにすること、また養育不調による委託解除と子どもの行動上の問題がどのように関係しているかを検討することを通して、養育不調の要因の分析をおこなうことを目的とした。

なお本研究は、これから分析する2025年度実施のインタビュー調査と合わせ、不調の要因やプロセスをより幅広い視点から明らかにすることを通して、統合した社会的養育システムの観点からの有効なアセスメント、養育環境の選択および必要な支援についての有用な手引きの作成につなげることを最終的な目的としている。

B. 研究方法

養育者である里親、ファミリーホーム、地域

小規模児童養護施設と、支援者である児童相談所、フォスタリング機関へ質問紙調査を行った。質問紙については、付録に添付する（里親用質問紙：付録1、ファミリーホーム用質問紙：付録2、地域小規模児童養護施設用質問紙：付録3）、児童相談所用質問紙：付録4、フォスタリング機関用質問紙：付録5）。

1. 質問項目

(1) フェイスシート

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の質問紙

質問項目Ⅰは回答者の養育者としての種別や動機づけに関する質問項目とした。

②児童相談所

児童相談所名、回答者の職種や勤務期間、所属の児童相談所における専門職採用の状況についての質問項目とした。

③フォスタリング機関

回答者の所属しているフォスタリング機関が児童相談所内にあるのか、民間フォスタリング機関なのかについて質問項目を設定した。その他、フォスタリング業務を受諾した時期、回答者の種別や勤務期間、所属しているフォスタリング機関が実際の相談業務をしているか、その他の業務の受諾開始時期についての質問項目を設定した。

(2) 委託・措置時や委託・措置解除時の状況

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設在籍の子どもに関して養育者が回答する質問項目を作成した。

Ⅱは養育不調による委託解除の経験についての質問である。養育不調により委託解除となった年齢や委託解除後の委託・措置先について

の質問とした。また、措置変更の理由と委託解除の要因に関する質問項目とした。

Ⅲは、委託解除となった子どもと継続して養育を受けている子どもを比較して検討するための質問である。養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもを A さんとして、養育不調による委託・措置解除を経験していない養育者には、「これまで一番長く養育している（していた）お子さん」を A さんとして、A さんの委託時の年齢や在籍、国籍や養育者の家庭や施設の状態について回答する項目を作成した。

②児童相談所（A 票）

児童相談所が里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置を行った子どもにおいて、養育不調による委託解除となった子どもと委託が継続している子どもを比較するために、それぞれの委託・措置先（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）×（委託・措置継続ケースと委託・措置解除ケース）について以下の項目について質問項目を設定した。

- 性別、年齢の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- きょうだいの有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 虐待の有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 委託期間別の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 同居の実子の有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数（里親・ファミリーホ

ームのみ）

- 家庭におけるその他の同居人の有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数（里親・ファミリーホームのみ）
- 委託時の年齢の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、現在里親家庭に在籍している年齢の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 現委託先への委託以前に措置変更された年齢別の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 委託されている子どもと実親の交流の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数

③児童相談所（B 票）

B 票では、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。質問項目は、1. 養育者の種別、2. 養育不調による委託解除となった子どもの委託開始年齢・性別・養育不調による委託解除時の年齢・国籍、3. 虐待被害の有無と種別、4. 医学的な診断状況、5. 知能検査及び発達検査、6. 定期的な支援のあった機関、7. 委託解除の理由、8. 委託変更先、9. 養育不調への対応、についての項目を設定した。

④フォスタリング機関（A 票）

フォスタリング機関の A 票において、フォスタリング機関が支援をしていた里親委託継続ケースと養育不調による委託解除となったケ

ースについて児童相談所（A 票）と同様の質問項目を設定した。

⑤フォスタリング機関（B 票）

フォスタリング機関が支援をしていた里親委託されていた子どもの状況について、児童相談所（B 票）と同様の質問項目を設定した。

（3）子どもの心身の特性や行動上の問題

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

ⅢとⅣは、養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもを比較して検討するための質問である。養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもを A さんとして、以下の項目について回答する項目を作成した。養育不調を経験していない養育者には、「これまで一番長く養育している（していた）お子さん」を A さんとして、回答を求めることとした。

Ⅲは、A さんの年齢・性別などの基本情報と里親家庭・ファミリーホーム家庭・地域小規模児童養護施設内の状況についての質問とした。Ⅳは、保護理由、虐待の有無と種別、医師による医学的診断の有無と種別についての質問項目を設定した。また、知能・発達検査について受けていれば受けた時期とその値について回答を求める質問項目を設定した。

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設に委託・措置されている子どもの3割以上が虐待を受けた経験があることを考えると、行動上の問題を検討する上で虐待を受けた子どもの行動特性を考慮に入れた質問紙が必要であると考えられた。養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの行動上の問題を比較して検討するため2003年度から2005年度に渡り行われた『厚

生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究』による「児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究（代表研究者：西澤哲）」にて作成され、生後6ヶ月～2歳未満と2歳～6歳を対象とし泉・奥山（2009）⁴によって標準化された養育問題のある子どもの行動チェックリスト（CMYC）と、同様に開発された6歳～18歳の子どもを対象とし山本ら（2008）⁵によって更に標準化が行われた「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト（ACBL-R）」を使用することとした。

②児童相談所（B 票）

B 票では、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。医師による医学的診断の有無と種別についての質問項目を設定した（4-1）。また、5では、知能・発達検査について受けていれば受けた時期とその値について回答を求める質問項目を設定した。

行動上の問題については、質問項目7において子どもの行動上の問題への対応が困難となった子どもに対して、その問題行動の種類について回答を求めることとした。

③フォスタリング機関（B 票）

フォスタリング機関が支援を行っており、里親委託されていた子どもの心身の特性や行動上の問題について、児童相談所（B 票）の質問項目に準じて設定した。

（4）養育上の課題

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

養育上の課題について、引土ら（2019）⁶、庄司ら（2011）⁷の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い項目を決定した。

委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの家庭の養育上の課題を比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもをAさんとして、「VI. 養育の状況について」の項目について回答する項目を作成した（養育の状況に関する質問紙）。養育不調を経験していない養育者には、「これまで一番長く養育している（していた）お子さん」をAさんとして、回答を求めることとした。

②児童相談所（B票）

養育上の課題について、引土ら（2019）⁶、庄司ら（2011）⁷の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い項目を決定した。

質問項目7の「養育不調による委託解除の理由」に養育不調による委託解除となった要因として、養育において対応の難しさの種別について質問項目を設定した。

③フォスタリング機関（B票）

フォスタリング機関が支援をしていた里親の養育上の課題について、児童相談所（B票）の質問項目に準じて設定した。

（5）支援の課題

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

支援の課題について、引土ら（2019）⁶、庄司ら（2011）⁷の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い項目を決定した。

養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの家庭の養育上の課題を比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもをAさんとして、「VII. 児童相談所の状況について」、「VIII. 民間フォスタリング機関（里親支援専門

相談員、児童家庭支援センターの支援を含む）の支援状況について」（里親、ファミリーホーム用）、「VIII. Aさんに対する本園（本体施設）からの支援の状況（地域小規模児童養護施設用）」、「IX. Aさんに対するその他の支援と里親への支援」、「X. 地域小規模児童養護施設において養育不調による本体施設（本園）への移動について」（地域小規模児童養護施設用）、「XI. その他地域小規模児童養護施設が抱えている課題」（地域小規模児童養護施設用）の項目について自由記述で回答する項目を作成した。養育不調を経験していない養育者には、「これまで一番長く養育している（していた）お子さん」をAさんとして、回答を求めることとした。

②児童相談所（B票）

B票では、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、養育不調により委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。引土ら（2019）⁶の調査や、こども家庭庁（2023）¹の資料を参考に支援機関について質問項目を作成した。質問項目6は、委託・措置されていた子どもと養育者の支援をそれぞれについて質問を設定した。9-3では、各ケースについて児童相談所が「していた支援」「していなかった支援」の項目を設定した。9-4では支援のできなかった理由について回答する項目を設定した。

③フォスタリング機関（B票）

フォスタリング機関が支援をしていた里親の養育上の課題について、児童相談所（B票）の質問項目に準じて設定した。

2. 調査対象者

（1）里親家庭を代表して回答する里親

調査開始前2024年1月にこども家庭庁にて配布数調査を行い、その時点で子どもを委託さ

れていた全国の里親家庭 6585 家庭から、各里親家庭を代表する里親 1 名を対象とした。

(2) ファミリーホームを代表して回答する養育者

2024 年 2 月時点で日本ファミリーホーム協議会に登録されている全国 446 箇所から各ファミリーホームの養育者か補助者いずれか 1 名の代表者を対象とした。

(3) 地域小規模児童養護施設を代表して回答する職員

2023 年度 10 月 1 日時点の全国の地域小規模児童養護施設 527 箇所から各地域小規模児童養護施設の職員 1 名を代表者とした。また、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に地域小規模児童養護施設で養育不調により措置解除されたことがある子ども、もしくは、その地域小規模児童養護施設で最も長く養育を受けていた子どもの情報を調査対象とした。

(4) 児童相談所を代表して回答する職員

2023 年度時点の全国の児童相談所 232 箇所から各児童相談所の職員 1 名の代表者を対象とした。

(5) フォスタリング機関を代表して回答する職員

2023 年度時点の全国のフォスタリング機関 308 箇所から各フォスタリング機関の職員 1 名を代表者とし、合計 308 名を対象とした。

3. 調査方法

養育者側へは各自治体から郵送で調査依頼をおこない、里親のみ質問紙への記入、その他の養育者へはオンラインフォーム（成育

REDCap システム）にて回答を求めた。児童相談所とフォスタリング機関へはパスワードを使用したメールにて調査依頼をおこない、エクセルファイルの質問票を用いて回答を求めた。

4. 調査期間

調査期間は 2024 年 2～3 月であった。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

C. 研究結果

里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に関しては設問Ⅲ以降の集計と分析を行った（フェイスシート、設問Ⅰ、Ⅱの集計については昨年度の報告書を参照）。児童相談所とフォスタリング機関に関しては A 票と B 票の集計を行った（フェイスシートの集計については昨年度の報告書を参照）。

1. 里親

(1) 回収率

6585 家庭のうち、回答数は質問紙が 1401 件、オンラインフォームが 607 件の合計 2008 件（回収率 30.4%）で有効回答数は質問紙が 1293 件、オンラインフォームが 561 件の合計 1854 件（有効回答率 28.2%）であった。

(2) 設問Ⅲ以降の回答数と年齢別の件数

集まった個別ケース票のうち、養育不調によって委託・措置した子どもの個別ケース票（以下、養育不調ありケース）は 146 件、一番長く養育している（していた）子どもの個別ケース票（以下、養育不調なしケース）は 1626 件で

あった。

それらを、養育不調ありケースの場合は委託解除時の年齢を基準とし、無効回答 9 件を除き、0～2 歳、3～6 歳、7～9 歳、10～12 歳、13～15 歳、16～18 歳の 6 つの年齢群に男女別に分けた。その結果、養育不調ありケースは、男性は 0～2 歳が 2 名 (3.2%)、3～6 歳が 17 名 (27.0%)、7～9 歳が 8 名 (12.7%)、10～12 歳が 4 名 (6.3%)、13～15 歳が 17 名 (27.0%)、16～18 歳が 15 名 (23.8%) であった。女性は、0～2 歳が 5 名 (6.8%)、3～6 歳が 10 名 (13.5%)、7～9 歳が 12 名 (16.2%)、10～12 歳が 11 名 (14.9%)、13～15 歳が 22 名 (29.7%)、16～18 歳が 14 名 (18.9%) であった (図 1)。

養育不調なしケースの場合は、現在の年齢を基準とし、無効回答 43 件を除き、18 歳以上を含めた 7 つの年齢群に男女別で分けた。その結果、男性は、0～2 歳が 97 名 (12.2%)、3～6 歳が 222 名 (27.9%)、7～9 歳が 138 名 (17.3%)、10～12 歳が 108 名 (13.6%)、13～15 歳が 100 名 (12.5%)、16～18 歳が 99 名 (12.4%)、19 歳以上が 33 名 (4.1%) であった。女性は、0～2 歳が 97 名 (12.3%)、3～6 歳が 200 名 (25.4%)、7～9 歳が 126 名 (16.0%)、10～12 歳が 101 名 (12.8%)、13～15 歳が 106 名 (13.5%)、16～18 歳が 127 名 (16.2%)、19 歳以上が 29 名 (3.7%) であった (図 2)。

(3) 委託期間別件数

養育不調ありケースは委託解除時の月齢、養育不調なしケースは現在の月齢から、委託開始時の月齢を差し引き、委託期間を算出した。

その結果、養育不調ありケースは委託期間 1 ヶ月未満が 50 件 (34.2%)、3 ヶ月未満が 8 件 (5.5%)、6 ヶ月未満が 16 件 (11.0%)、1 年未満が 6 件 (4.1%)、1～2 年未満が 4 件 (2.7%)、2～3 年未満が 2 件 (1.4%)、3～4 年未満が 9

件 (6.2%)、月齢未記入による算出不能が 51 件 (34.9%) であった (図 3)。

養育不調なしケースは、委託期間 1 ヶ月未満が 0 件 (0.0%)、3 ヶ月未満が 10 件 (0.6%)、6 ヶ月未満が 20 件 (1.2%)、1 年未満が 49 件 (3.0%)、1～2 年未満が 73 件 (4.5%)、2～3 年未満が 94 件 (5.8%)、3～4 年未満が 126 件 (7.7%)、4～5 年未満が 110 件 (6.8%)、5～10 年未満が 456 件 (28.0%)、10～15 年未満が 349 件 (21.5%)、15 年以上が 289 件 (17.8%)、月齢未記入による算出不能が 50 件 (3.1%) であった (図 4)。

(4) 委託された子どもの国籍

養育不調ありケースの国籍は日本が 132 名 (90.4%)、日本以外が 2 名 (1.4%)、未記入が 12 名 (8.2%) であった。養育不調なしケースの国籍は日本が 1520 名 (93.5%)、日本以外が 20 名 (1.2%)、無国籍が 4 名 (0.2%)、不明が 3 名 (0.1%)、未記入が 79 名 (4.9%) であった (図 5)。

(5) 里父母の情報

里父母の情報について、里父母の内訳、年代、職業、里親種別、A さんが委託されるまでに委託された子どもの人数について尋ねた。

養育不調ありケースのうち委託時に里父母が揃っていたのが 125 名 (85.6%)、里母か里父いずれかのみが 19 名 (13.0%)、不明が 1 名 (0.7%)、未記入が 1 名 (0.7%) であった。養育不調なしケースの場合は、揃っていたのが 1461 名 (89.9%)、片方のみが 122 名 (7.5%)、不明が 33 名 (2.0%)、未記入が 10 名 (0.6%) であった (図 6)。

委託時の里母の年代は、養育不調ありケースの場合、29 歳以下が 4 名 (2.7%)、30 代が 5 名 (3.4%)、40 代が 44 名 (30.1%)、50 代が 52

名 (35.6%)、60代が36名 (24.7%)、70代が3名 (2.1%)、80代以上が0名 (0.0%)、未記入が2名 (1.4%) であった。養育不調なしケースの場合は、29歳以下が11名 (0.7%)、30代が168名 (10.3%)、40代が746名 (45.9%)、50代が447名 (27.5%)、60代が144名 (8.9%)、70代が32名 (2.0%)、80代以上が1名 (0.1%)、未記入が77名 (4.7%) であった(図7)。

委託時の里父の年齢は、養育不調ありケースの場合、29歳以下が1名 (0.7%)、30代が5名 (3.4%)、40代が37名 (25.3%)、50代が37名 (25.3%)、60代が35名 (24.0%)、70代が5名 (3.4%)、80代以上が0名 (0.0%)、未記入が26名 (17.8%) であった。養育不調なしケースの場合は、29歳以下が4名 (0.2%)、30代が153名 (9.4%)、40代が583名 (35.9%)、50代が452名 (27.8%)、60代が192名 (11.8%)、70代が42名 (2.6%)、80代以上が2名 (0.1%)、未記入が198名 (12.2%) であった(図8)。

里親の職業は、養育不調ありケースの場合、共働き家庭が67名 (45.9%) であった。里父母とも正社員が17名、双方とも自営業が14名、双方ともパート・アルバイトが2名、正社員と自営業が8名、正社員とパート・アルバイトが18名、自営業とパート・アルバイトが8名であった。正社員と無職(専業主婦・夫を含む)が31名、自営業と無職(専業主婦・夫を含む)が7名、パート・アルバイトと無職(専業主婦・夫を含む)が7名と、片方が無職(専業主婦・夫を含む)の家庭が45名(30.8%) であった。その他、双方とも無職(専業主婦・夫を含む)が6名 (4.1%)、未記入が28名 (19.1%) であった。

養育不調なしケースの場合、共働き家庭が878名 (54.0%) であった。里父母とも正社員が251名、双方とも自営業が94名、双方とも

パート・アルバイトが23名、正社員と自営業が92名、正社員とパート・アルバイトが350名、自営業とパート・アルバイトが68名であった。正社員と無職(専業主婦・夫を含む)が389名、自営業と無職(専業主婦・夫を含む)が72名、パート・アルバイトと無職(専業主婦・夫を含む)が33名と、片方が無職(専業主婦・夫を含む)の家庭が494名 (30.4%) であった。その他、双方とも無職(専業主婦・夫を含む)が29名 (1.8%)、未記入が225名 (13.8%) であった。両群の比較を図9に示す。

登録していた里親種別は、養育不調ありケースの場合、親族里親が6名 (4.1%)、養育里親が116名 (79.5%)、専門里親が21名 (14.4%)、養子縁組里親が3名 (2.1%) であった。養育不調なしケースの場合、親族里親が116名 (7.1%)、養育里親が1187名 (73.0%)、専門里親が37名 (2.3%)、養子縁組里親が273名 (16.8%)、未記入が13名 (0.8%) であった(図10)。

Aさんを委託されるまでに委託された子どもの人数は、養育不調ありケースの場合、0人が37名 (25.3%)、1人～3人が57名 (39.1%)、4人～6人が15名 (9.6%)、7人～9人が10名 (6.9%)、10～19人が12名 (8.4%)、20～29人が4名 (2.8%)、30人以上が6名 (4.2%) であった。養育不調なしケースの場合、0人が1067名 (65.6%)、1人～3人が384名 (23.6%)、4人～6人が79名 (4.9%)、7人～9人が28名 (1.7%)、10～19人が30名 (1.8%)、20～29人が7名 (0.5%)、30人以上が9名 (0.6%) であった(図11)。

(6) 同居している里親の実子の人数

同居している里親の実子の人数について、養育不調ありケースの場合、0人が75名 (51.4%)、1人が34名 (23.3%)、2人が27名

(18.5%)、3人が7名(4.8%)、4人が3名(2.1%)であった。養育不調なしケースの場合、0人が989名(60.8%)、1人が299名(18.4%)、2人が190名(11.7%)、3人が97名(6.0%)、4人が51名(3.1%)であった(図12)。

(7) Aさんのきょうだい・しまいの状況

Aさんのきょうだい・しまいの状況について、きょうだい・しまいの人数と、同居の有無を尋ねた。

きょうだい・しまいの人数は、養育不調ありケースの場合、0人が47名(32.2%)、1人が41名(28.1%)、2人が34名(23.3%)、3人が13名(8.9%)、4人が11名(7.5%)であった。養育不調なしケースの場合、0人が781名(48.0%)、1人が410名(25.2%)、2人が259名(15.9%)、3人が106名(6.5%)、4人が70名(4.3%)であった(図13)。

同居の有無については、養育不調ありケースの場合、きょうだい・しまいがいる99名のうち、同居しているのが24名(24.2%)、同居していないのが75名(75.8%)であった。養育不調なしケースの場合、きょうだい・しまいがいる845名のうち、同居しているのが170名(20.1%)、同居していないのが675名(79.9%)であった(図14)。

(8) Aさん委託後に病院を受診した家族の有無

Aさん委託後に心身の不調等により病院を受診した家族の有無について、養育不調ありケースの場合、ありが22名(15.1%)、なしが121名(82.9%)、未記入が3名(2.1%)であった(図15)。受診ありのうち、里母が17名、里父が2名、実子が3名、他の里子が3名、その他が1名(Aさん本人)であった(複数回答可)。養育不調なしケースの場合、ありが249名(15.3%)、なしが1341名(82.5%)、未記入が

36名(2.2%)であった(図15)。受診ありのうち、里母が191名、里父が71名、実子が27名、他の里子が6名、その他が16名(Aさん、里祖父母)であった(複数回答可)。

(9) Aさんの保護の理由

Aさんの保護理由は、養育不調ありケースの場合、保護者の死亡が9名、保護者の行方不明が10名、父母の離婚が26名、父母の未婚が4名、父母の不和が8名、保護者の拘禁が4名、保護者の入院が6名、家族の疾病の付き添いが1名、次子出産が8名、保護者の就労が7名、保護者の精神疾患が31名、保護者の放任もしくは怠惰が30名、父の虐待もしくは酷使が28名、母の虐待もしくは酷使が27名、棄児が8名、養育拒否が42名、破産等の経済的理由が8名、児童の問題による監護困難が19名、児童の障害が13名、その他が22名、不詳が5名であった(複数回答可)。

養育不調なしケースの場合、保護者の死亡が117名、保護者の行方不明が147名、父母の離婚が214名、父母の未婚が253名、父母の不和が94名、保護者の拘禁が56名、保護者の入院が79名、家族の疾病の付き添いが1名、次子出産が15名、保護者の就労が67名、保護者の精神疾患が359名、保護者の放任もしくは怠惰が352名、父の虐待もしくは酷使が154名、母の虐待もしくは酷使が186名、棄児が71名、養育拒否が414名、破産等の経済的理由が159名、児童の問題による監護困難が20名、児童の障害が31名、その他が197名、不詳が34名であった(複数回答可)。(図16)

(10) Aさんの虐待の被害状況

Aさんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。養育不調ありケースの場合、虐待被害ありが77名(52.7%)、なし

が 35 名 (24.0%)、不詳が 29 名 (19.9%)、未記入が 5 名 (3.4%)であった。虐待被害ありのうち身体的虐待が 36 名、ネグレクトが 53 名、性的虐待が 7 名、心理的虐待が 33 名であった(複数回答可)。

養育不調なしケースの場合、虐待被害ありが 547 名 (33.6%)、なしが 826 名 (50.8%)、不詳が 206 名 (12.7%)、未記入が 47 名 (2.9%)であった。虐待被害ありのうち身体的虐待が 221 名、ネグレクトが 411 名、性的虐待が 32 名、心理的虐待が 182 名であった(複数回答可) (図 17)。

(11) A さんの心身の状況

A さんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。養育不調ありケースの場合、診断ありが 67 名 (45.9%)、診断なしが 51 名 (34.9%)、不詳が 27 名 (18.5%)、未記入が 1 名 (0.7%)であった(図 18)。診断ありのうち、身体虚弱が 2 名、肢体不自由が 1 名、視覚障害が 2 名、聴覚障害が 1 名、言語障害が 3 名、知的障害が 12 名、てんかんが 2 名、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が 12 名、反応性愛着障害が 15 名、注意欠陥多動性障害 (ADHD) が 29 名、学習障害 (LD) が 11 名、自閉症スペクトラム障害 (ASD) が 15 名、高次脳機能障害が 0 名、チックが 1 名、吃音症が 0 名、発達性協調運動障害が 2 名、その他が 16 名であった(図 19)。

養育不調なしケースの場合、診断ありが 520 名 (32.0%)、診断なしが 938 名 (57.7%)、不詳が 126 名 (7.7%)、未記入が 42 名 (2.6%)であった(図 18)。診断ありのうち、身体虚弱が 19 名、肢体不自由が 10 名、視覚障害が 23 名、聴覚障害が 9 名、言語障害が 21 名、知的障害が 142 名、てんかんが 22 名、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が 32 名、反応性愛着障害が

60 名、注意欠陥多動性障害 (ADHD) が 176 名、学習障害 (LD) が 61 名、自閉症スペクトラム障害 (ASD) が 179 名、高次脳機能障害が 3 名、チックが 14 名、吃音症が 9 名、発達性協調運動障害が 23 名、その他が 144 名であった(複数回答可) (図 19)。

(12) A さんの知能検査・発達検査の状況

A さんの知能検査・発達検査の状況について、検査実施の有無と実施した検査の種類について尋ねた。

養育不調ありケースの場合、検査実施ありが 64 名 (43.8%)、なしが 34 名 (23.3%)、不詳が 44 名 (30.1%)、未記入が 4 名 (2.7%)であった(図 20)。検査実施ありのうち、WISC-IV もしくは V が 37 名、田中ビネー知能検査 V が 10 名、新版 K 式発達検査が 2 名であった。

養育不調なしケースの場合、検査実施ありが 649 名 (39.9%)、なしが 596 名 (36.7%)、不詳が 306 名 (18.8%)、未記入が 75 名 (4.6%)であった(図 20)。検査実施ありのうち、WISC-IV もしくは V が 321 名、田中ビネー知能検査 V が 164 名、新版 K 式発達検査が 98 名であった。

(13) A さんの行動上の問題

A さんの行動上の問題について、生後 6 ヶ月～2 歳未満と 2 歳～6 歳(就学前)の CMYC、6 歳(小学 1 年生以上)～18 歳の ACBL-R の得点について、T 得点に換算した。

①生後 6 か月～2 歳未満

養育不調なしケースは 115 件の有効回答が得られたものの、養育不調ありケースの有効回答が 1 件のみと統計解析には不適切なサンプル数だったため、分析は行わなかった。

②2 歳～6 歳(就学前)

各 T 得点について、養育不調ありケースと

養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Welch の t 検定を行った。その結果、全ての T 得点について有意差が認められた(トラウマ T 得点: $t(26.80) = 4.23, p < .001$ 、愛着 T 得点: $t(26.63) = 6.24, p < .001$ 、感覚・行動・調節 T 得点: $t(27.76) = 5.66, p < .001$ 、総合 T 得点: $t(27.67) = 6.82, p < .001$)。記述統計量、 t 値、効果量を表 1 に示す。

③6 歳(小学 1 年生以上) ~18 歳

各 T 得点について養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Welch の t 検定を行った。その結果、全ての T 得点について有意差が認められた(虐待的人間関係の再現傾向 T 得点: $t(137.65) = 6.15, p < .001$ 、力による対人関係 T 得点: $t(136.35) = 6.74, p < .001$ 、自信の欠如 T 得点: $t(132.10) = 4.74, p < .001$ 、注意/多動の問題 T 得点: $t(137.95) = 4.49, p < .001$ 、学校不適応 T 得点: $t(125.69) = 6.96, p < .001$ 、感情の抑制/抑圧 T 得点: $t(130.44) = 6.17, p < .001$ 、性的逸脱行動 T 得点: $t(126.49) = 4.68, p < .001$ 、希死念慮/自傷性 T 得点: $t(131.15) = 4.36, p < .001$ 、反社会的行動 T 得点: $t(119.11) = 5.87, p < .001$ 、食物固執 T 得点: $t(137.55) = 2.87, p < .01$ 、感情調整障害 T 得点: $t(130.45) = 4.90, p < .001$ 、総合 T 得点: $t(144.38) = 8.94, p < .001$)。記述統計量、 t 値、効果量を表 2 に示す。

(14) A さんの養育の状況

A さんの養育の状況について(養育の状況に関する質問紙)、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の

有無を独立変数とした対応のない Welch の t 検定を行った。その結果、31 項目中 22 項目で有意差が認められた(項目 4: $t(159.78) = 2.04, p < .05$ 、項目 5: $t(154.53) = 5.77, p < .001$ 、項目 6: $t(155.61) = 4.91, p < .001$ 、項目 7: $t(157.35) = 4.76, p < .001$ 、項目 8: $t(175.02) = 4.00, p < .001$ 、項目 9: $t(159.54) = 2.15, p < .05$ 、項目 10: $t(180.64) = 3.87, p < .001$ 、項目 11: $t(160.31) = 4.74, p < .001$ 、項目 13: $t(151.78) = 8.44, p < .001$ 、項目 14: $t(154.58) = 9.53, p < .001$ 、項目 15: $t(166.52) = 10.41, p < .001$ 、項目 16: $t(158.90) = 7.18, p < .001$ 、項目 17: $t(154.88) = 10.04, p < .001$ 、項目 18: $t(157.60) = 9.62, p < .001$ 、項目 19: $t(161.47) = 10.30, p < .001$ 、項目 21: $t(158.00) = 9.49, p < .001$ 、項目 23: $t(157.28) = 3.32, p < .001$ 、項目 24: $t(165.26) = 6.78, p < .001$ 、項目 25: $t(162.69) = 6.52, p < .001$ 、項目 26: $t(153.73) = 2.87, p < .01$ 、項目 30: $t(162.57) = 3.11, p < .01$)。記述統計量、 t 値、効果量 d を表 3 に示す。

(15) 児童相談所からの支援の状況

児童相談所からの支援の状況について、A さんへの支援と里親への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースの児童相談所から A さんへの支援について、支援ありが 67 名(45.9%)、支援なしが 64 名(43.8%)、未記入が 15 名(10.3%)であった(図 21)。支援ありのうち、療育が 13 名、カウンセリングが 47 名、プレイセラピーが 4 名、薬物療法が 5 名、その他が 13 名であった(複数回答可)(図 22)。支援を受けていた頻度について、療育とカウンセリングは月 1~4 回、プレイセラピーと薬物療法は月 1~2 回であった。いずれも、月 1 回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの児童相談所から A さんへの支援について、支援ありが 541 名 (33.3%)、支援なしが 907 名 (55.8%)、未記入が 178 名 (10.9%) であった (図 21)。支援ありのうち、療育が 112 名、カウンセリングが 258 名、プレイセラピーが 59 名、薬物療法が 33 名、その他が 193 名であった (複数回答可) (図 22)。その他には、家庭訪問、実家族との面会や連絡、PCIT、TF-CBT、担当ワーカーとの定期的な振り返り、などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、療育は月 0.1~30 回、カウンセリングは月 0.1~5 回、プレイセラピーは月 0.1~25 回、薬物療法は月 0.3~30 回であった。いずれも、月 1 回が最も多く見られた。

養育不調ありケースの児童相談所から里親への支援について、支援ありが 57 名 (39.0%)、支援なしが 66 名 (45.2%)、未記入が 23 名 (15.8%) であった (図 23)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが 2 名、養育相談が 43 名、里親のカウンセリングが 24 名、その他が 7 名であった (複数回答可) (図 24)。その他には、レスパイト、定期訪問などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月 1.5 回、養育相談が月 0.5~4 回、里親のカウンセリングが月 0.1~2 回、その他が月 0.4~4 回であった。ペアレントトレーニング以外はいずれも月 1 回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの児童相談所から里親への支援について、支援ありが 539 名 (33.1%)、支援なしが 815 名 (50.1%)、未記入が 272 名 (16.7%) であった (図 23)。ペアレントトレーニングが 72 名、養育相談が 388 名、里親のカウンセリングが 159 名、その他が 141 名であった (複数回答可) (図 24)。その他には、家庭訪問、FCP、PCIT、ライフストーリーワークなどが挙げられた。支援を受けていた頻度につ

いて、ペアレントトレーニングが月 0.2~25 回、養育相談が月 0.1~5 回、カウンセリングが月 0.1~11 回であった。

児童相談所からの支援の状況について、A さんか里親少なくともいずれかへの支援を受けていたと回答した者のうち、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Weich の t 検定を行った。その結果、10 項目全てで有意差が認められた (項目 1 : $t(83.61) = 3.00, p < .01$ 、項目 2 : $t(86.11) = 3.05, p < .01$ 、項目 3 : $t(91.09) = 3.25, p < .01$ 、項目 4 : $t(87.05) = 3.53, p < .001$ 、項目 5 : $t(93.84) = 2.02, p < .05$ 、項目 6 : $t(86.96) = 3.05, p < .01$ 、項目 7 : $t(88.68) = 3.87, p < .001$ 、項目 8 : $t(85.97) = 4.80, p < .001$ 、項目 9 : $t(85.93) = 3.63, p < .001$ 、項目 10 : $t(86.26) = 3.56, p < .001$)。記述統計量、 t 値、効果量 d を表 4 に示す。

(16) 民間フォスタリング機関等からの支援の状況

民間フォスタリング機関等からの支援の状況について、A さんへの支援と里親への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースのフォスタリング機関から A さんへの支援について、支援ありが 19 名 (13.0%)、支援なしが 113 名 (77.4%)、未記入が 14 名 (9.6%) であった (図 25)。支援ありのうち、療育が 5 名、カウンセリングが 12 名、プレイセラピーが 1 名、薬物療法が 4 名、その他が 6 名であった (複数回答可) (図 26)。その他には、家庭訪問、病院診察などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、療育は月 1~2 回、カウンセリングは月 1~4 回、プレイセラピーは月 1 回、薬物療法は月 1 回で

あった。いずれも月1回が最も多く見られた。

養育不調なしケースのフォスタリング機関からAさんへの支援について、支援ありが277名(17.0%)、支援なしが1182名(72.7%)、未記入が167名(10.3%)であった(図25)。支援ありのうち、療育が69名、カウンセリングが83名、プレイセラピーが26名、薬物療法が8名、その他が122名であった(複数回答可)(図26)。その他には、家庭訪問、レスパイト、実親との面会などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、療育は月0.1~30回、カウンセリングは月0.1~4回、プレイセラピーは月0.2~2回、薬物療法は月0.3~1回であった。いずれも月1回が最も多く見られた。

養育不調ありケースのフォスタリング機関から里親への支援について、支援ありが28名(19.2%)、支援なしが100名(68.5%)、未記入が18名(12.3%)であった(図27)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが1名、養育相談が17名、里親のカウンセリングが11名、その他が4名であった(複数回答可)(図28)。その他には家庭訪問などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月1回、養育相談が月1~2回、里親のカウンセリングが月0.3~2回であった。いずれも月1回が最も多く見られた。

養育不調なしケースのフォスタリング機関から里親への支援について、支援ありが355名(21.8%)、支援なしが1050名(64.6%)、未記入が221名(13.6%)であった(図27)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが44名、養育相談が245名、里親のカウンセリングが89名、その他が112名であった(複数回答可)(図28)。その他には家庭訪問、レスパイト、FCP、研修などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月0.1~4回、養育相談が月0.1~7回、里親のカウン

セリングが月0.1~20回であった。いずれも月1回が最も多く見られた。

民間フォスタリング機関等からの支援の状況について、Aさんか里親少なくともいずれかへの支援を受けていたと回答した者のうち、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のないWelchの*t*検定を行った。その結果、10項目中2項目で有意差が認められた(項目1: $t(32.45) = .99, n.s.$ 、項目2: $t(30.34) = 1.36, n.s.$ 、項目3: $t(29.07) = 1.12, n.s.$ 、項目4: $t(30.33) = 2.02, n.s.$ 、項目5: $t(31.59) = .64, n.s.$ 、項目6: $t(32.86) = .63, n.s.$ 、項目7: $t(30.80) = 1.79, n.s.$ 、項目8: $t(29.42) = 3.10, p < .01$ 、項目9: $t(36.21) = .93, n.s.$ 、項目10: $t(28.80) = 2.72, p < .05$)。記述統計量、*t*値、効果量*d*を表5に示す。

(17) その他の支援の状況

その他の支援の状況について、Aさんへの支援と里親への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースでのAさんへのその他の支援について、支援ありが52名(35.6%)、支援なしが84名(57.5%)、未記入が10名(6.8%)であった(図29)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が6名、教育相談機関(教育相談所等)が4名、公立教育センターが1名、児童精神科が32名、小児科が5名、児童発達支援事業所が3名、放課後等デイサービスが12名、児童発達支援センターが3名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが12名、里親会が3名、その他が10名であった(複数回答可)(図30)。その他には、学校、訪問介護などが挙げられた。

養育不調なしケースでのAさんへのその他の支援について、支援ありが648名(39.9%)、

支援なしが 857 名 (52.7%)、未記入が 121 名 (7.4%) であった (図 29)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が 64 名、教育相談機関 (教育相談所等) が 36 名、公立教育センターが 8 名、児童精神科が 142 名、小児科が 177 名、児童発達支援事業所が 63 名、放課後等デイサービスが 158 名、児童発達支援センターが 90 名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが 82 名、里親会が 239 名、その他が 158 名であった (複数回答可) (図 30)。その他には、里親会ではないインフォーマルな里親とのつながり、学童、地域のボランティア、民間の支援団体、民間心理カウンセリングなどが挙げられた。

養育不調ありケースでの里親へのその他の支援について、支援ありが 43 名 (29.5%)、支援なしが 92 名 (63.0%)、未記入が 11 名 (7.5%) であった (図 31)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が 5 名、教育相談機関 (教育相談所等) が 2 名、公立教育センターが 1 名、児童精神科が 14 名、小児科が 2 名、児童発達支援事業所が 3 名、放課後等デイサービスが 7 名、児童発達支援センターが 5 名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが 3 名、里親会が 21 名、その他が 15 名であった (複数回答可) (図 32)。その他には、学校、カウンセリング、里母の集まりなどが挙げられた。

養育不調なしケースでの里親へのその他の支援について、支援ありが 523 名 (32.2%)、支援なしが 930 名 (57.2%)、未記入が 173 名 (10.6%) であった (図 31)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が 64 名、教育相談機関 (教育相談所等) が 35 名、公立教育センターが 8 名、児童精神科が 59 名、小児科が 60 名、児童発達支援事業所が 28 名、放課後等デイサービスが 61 名、児童発達支援センターが 36

名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが 53 名、里親会が 388 名、その他が 151 名であった (複数回答可) (図 32)。その他には、学校、民間の支援団体、里親サロン、里親会以外のインフォーマルな里親同士のつながりなどが挙げられた。

2. ファミリーホーム

(1) 回収率

回答数は 101 件 (回収率 22.6%) で有効回答数は 99 件 (有効回答率 22.2%) であった。

(2) 設問Ⅲ以降の回答数と年齢別の件数

集まった個別ケース票のうち、養育不調によって委託・措置した子どもの個別ケース票 (以下、養育不調ありケース) は 30 件、一番長く養育している (していた) 子どもの個別ケース票 (以下、養育不調なしケース) は 65 件であった。

それらを、養育不調ありケースの場合は委託解除時の年齢を基準とし、無効回答 1 件を除き、0～2 歳、3～6 歳、7～9 歳、10～12 歳、13～15 歳、16～18 歳の 6 つの年齢群に男女別に分けた。その結果、養育不調ありケースは、男性が 0～2 歳が 0 名 (0.0%)、3～6 歳が 3 名 (20.0%)、7～9 歳が 0 名 (0.0%)、10～12 歳が 5 名 (33.3%)、13～15 歳が 5 名 (33.3%)、16～18 歳が 2 名 (13.3%) であった。女性は、0～2 歳が 0 名 (0.0%)、3～6 歳が 1 名 (7.1%)、7～9 歳が 2 名 (14.3%)、10～12 歳が 0 名 (0.0%)、13～15 歳が 6 名 (42.9%)、16～18 歳が 5 名 (35.7%) であった (図 33)。

養育不調なしケースの場合は、現在の年齢を基準とし、無効回答 5 件を除き、上述と同じ 6 つの年齢群に男女別に分けた。その結果、男性は 0～2 歳が 0 名 (0.0%)、3～6 歳が 5 名 (8.6%)、7～9 歳が 1 名 (1.7%)、10～12 歳が 3

名 (5.2%)、13～15 歳が 5 名 (8.6%)、16～18 歳が 11 名 (19.0%) であった。女性は、0～2 歳が 0 名 (0.0%)、3～6 歳が 2 名 (3.1%)、7～9 歳が 7 名 (10.9%)、10～12 歳が 8 名 (12.5%)、13～15 歳が 11 名 (17.2%)、16～18 歳が 7 名 (10.9%) であった (図 34)。

(3) 委託期間別件数

養育不調ありケースは委託解除時の月齢、養育不調なしケースは現在の月齢から、委託開始時の月齢を差し引き、委託期間を算出した。

その結果、養育不調ありケースは委託期間 1 ヶ月未満が 3 件 (10.0%)、3 ヶ月未満が 2 件 (6.7%)、6 ヶ月未満が 2 件 (6.7%)、1 年未満が 3 件 (10.0%)、1～2 年未満が 8 件 (26.7%)、2～3 年未満が 1 件 (3.3%)、3～4 年未満が 4 件 (13.3%)、4～5 年未満が 1 件 (3.3%)、5～10 年未満が 2 件 (6.7%)、10～15 年未満が 1 件 (3.3%)、月齢未記入による算出不能が 3 件 (10.0%) であった (図 35)。

養育不調なしケースは、委託期間 1 ヶ月未満が 0 件 (0.0%)、3 ヶ月未満が 0 件 (0.0%)、6 ヶ月未満が 1 件 (1.5%)、1 年未満が 2 件 (3.0%)、1～2 年未満が 4 件 (6.2%)、2～3 年未満が 3 件 (4.6%)、3～4 年未満が 12 件 (18.5%)、4～5 年未満が 3 件 (4.6%)、5～10 年未満が 17 件 (26.2%)、10～15 年未満が 14 件 (21.5%)、15 年以上が 4 件 (6.2%)、月齢未記入による算出不能が 5 件 (7.7%) であった (図 36)。

(4) 委託された子どもの国籍

養育不調ありケースの国籍は日本が 24 名 (80.0%)、未記入が 6 名 (20.0%) であった。養育不調なしケースの国籍は日本が 51 名 (78.5%)、日本以外が 2 名 (3.1%)、未記入が 12 名 (18.5%) であった (図 37)。

(5) ファミリーホームの情報

ファミリーホームの情報について、養育者の内訳、年齢、職業、里親種別、A さんが委託されるまでに委託された子どもの人数について尋ねた。

養育者の内訳について、養育不調ありケースでは、養育者 2 人と補助者 2 人が 16 名 (53.3%)、養育者 2 人と補助者 1 人が 7 名 (23.3%)、養育者 1 人と補助者 2 人が 4 名 (13.3%)、養育者 2 人が 1 名 (3.3%)、養育者 1 人と補助者 1 人が 1 名 (3.3%)、養育者 1 人が 1 名 (3.3%) であった。養育不調なしケースの場合は、養育者 2 人と補助者 2 人が 10 名 (15.4%)、養育者 2 人と補助者 1 人が 24 名 (36.9%)、養育者 1 人と補助者 2 人が 17 名 (26.2%)、養育者 2 人が 5 名 (7.7%)、養育者 1 人と補助者 1 人が 5 名 (7.7%)、養育者 1 人が 0 名 (0.0%)、未記入が 4 名 (6.2%) であった (図 38)。

委託時の女性の養育者の年齢は、養育不調ありケースの場合、29 歳以下が 0 名 (0.0%)、30 代が 3 名 (10.0%)、40 代が 4 名 (13.3%)、50 代が 5 名 (16.7%)、60 代が 7 名 (23.3%)、70 代が 4 名 (13.3%)、80 代以上が 0 名 (0.0%)、未記入が 7 名 (23.3%) であった。養育不調なしケースの場合は、29 歳以下が 2 名 (3.1%)、30 代が 7 名 (10.8%)、40 代が 18 名 (27.7%)、50 代が 19 名 (29.2%)、60 代が 5 名 (7.7%)、70 代が 0 名 (0.0%)、80 代以上が 0 名 (0.0%)、未記入が 14 名 (21.5%) であった (図 39)。

委託時の男性の養育者の年齢は、養育不調ありケースの場合、29 歳以下が 1 名 (3.3%)、30 代が 5 名 (16.7%)、40 代が 3 名 (10.0%)、50 代が 3 名 (10.0%)、60 代が 9 名 (30.0%)、70 代が 5 名 (16.7%)、80 代以上が 0 名 (0.0%)、未記入が 4 名 (13.3%) であった。養育不調な

しケースの場合は、29歳以下が2名(3.3%)、30代が9名(13.8%)、40代が17名(26.2%)、50代が10名(15.4%)、60代が8名(12.3%)、70代が0名(0.0%)、80代以上が0名(0.0%)、未記入が19名(29.2%)であった(図40)。

養育者の職業は、養育不調ありケースの場合、双方ともファミリーホーム専業が11名(36.7%)、ファミリーホーム専業と正社員が3名(10.0%)、ファミリーホーム専業と自営業が7名(23.3%)、ファミリーホーム専業とパート・アルバイトが1名(3.3%)、ファミリーホーム専業の養育者1人が7名(23.3%)、未記入が1名(3.3%)であった。

養育不調なしケースの場合、双方ともファミリーホーム専業が14名(21.5%)、ファミリーホーム専業と正社員が6名(9.2%)、ファミリーホーム専業と自営業が9名(13.8%)、ファミリーホーム専業とパート・アルバイトが1名(1.5%)、ファミリーホーム専業以外での共働きが5名(7.7%)、ファミリーホーム専業以外の職業と無職(主婦・夫を含む)が3名(4.6%)、ファミリーホーム専業の養育者1人が19名(29.2%)、ファミリーホーム専業以外での職業の養育者1人が3名(4.6%)、未記入が5名(7.7%)であった。両群の比較を図41に示す。

登録していた里親種別は、養育不調ありケースの場合、親族里親が0名(0.0%)、養育里親が16名(53.3%)、専門里親が10名(33.3%)、養子縁組里親が0名(0.0%)、未登録が2名(6.7%)、未記入が2名(6.7%)であった。養育不調なしケースの場合、親族里親が0名(0.0%)、養育里親が44名(67.7%)、専門里親が12名(18.5%)、養子縁組里親が1名(1.5%)、未登録が4名(6.2%)、未記入が4名(6.2%)であった(図42)。

Aさんを委託されるまでに委託された子どもの人数は、養育不調ありケースの場合、0人

が3名(10.0%)、1人～3人が4名(13.3%)、4人～6人が7名(23.3%)、7人～9人が3名(10.0%)、10～19人が9名(30.0%)、20～29人が3名(10.0%)、30人以上が0名(0.0%)、未記入が1名(3.3%)であった。養育不調なしケースの場合、0人が18名(27.7%)、1人～3人が20名(30.8%)、4人～6人が14名(21.5%)、7人～9人が5名(7.7%)、10～19人が2名(3.1%)、20～29人が1名(1.5%)、30人以上が0名(0.0%)、未記入が5名(7.7%)であった(図43)。

(6) 同居している養育者の実子の人数

同居している養育者の実子の人数について、養育不調ありケースの場合、0人が21名(70.0%)、1人が2名(6.7%)、2人が4名(13.3%)、3人が2名(6.7%)、未記入が1名(3.3%)であった。養育不調なしケースの場合、0人が33名(50.8%)、1人が9名(13.8%)、2人が10名(15.4%)、3人が6名(9.2%)、4人が2名(3.1%)、未記入が5名(7.7%)であった(図44)。

(7) Aさんのきょうだい・しまいの状況

Aさんのきょうだい・しまいの状況について、きょうだい・しまいの人数と、同居の有無を尋ねた。

きょうだい・しまいの人数は、養育不調ありケースの場合、0人が7名(23.3%)、1人が11名(36.7%)、2人が4名(13.3%)、4人が5名(16.7%)、未記入が3名(10.0%)であった。養育不調なしケースの場合、0人が19名(29.2%)、1人が18名(27.7%)、2人が9名(13.8%)、3人が3名(4.6%)、4人が5名(7.7%)、未記入が11名(16.9%)であった(図45)。

同居の有無については、養育不調ありケース

の場合、きょうだい・しまいがいる 20 名のうち、1 人以上同居しているのが 3 名 (15.0%)、同居していないのが 17 名 (85.0%)であった。養育不調なしケースの場合、きょうだい・しまいがいる 35 名のうち、1 人以上同居しているのが 14 名 (40.0%)、同居していないのが 21 名 (60.0%) であった (図 46)。

(8) A さん委託後に病院を受診した家族の有無

A さん委託後に心身の不調等により病院を受診した家族の有無について、養育不調ありケースの場合、ありが 3 名 (10.0%)、なしが 25 名 (83.3%)、未記入が 2 名 (6.7%) であった (図 47)。受診ありのうち、養育者が 3 名、その他の委託された子どもが 1 名であった (複数回答可)。養育不調なしケースの場合、ありが 4 名 (6.2%)、なしが 55 名 (84.6%)、未記入が 6 名 (9.2%) であった (図 47)。受診ありのうち、養育者が 4 名、その他の委託された子どもが 1 名であった (複数回答可)。

(9) A さんの保護の理由

A さんの保護理由は、養育不調ありケースの場合、保護者の死亡が 2 名、保護者の行方不明が 0 名、父母の離婚が 5 名、父母の未婚が 2 名、父母の不和が 1 名、保護者の拘禁が 0 名、保護者の入院が 0 名、家族の疾病の付き添いが 0 名、次子出産が 0 名、保護者の就労が 0 名、保護者の精神疾患が 4 名、保護者の放任もしくは怠惰が 3 名、父の虐待もしくは酷使が 7 名、母の虐待もしくは酷使が 5 名、棄児が 0 名、養育拒否が 13 名、破産等の経済的理由が 1 名、児童の問題による監護困難が 4 名、児童の障害が 4 名、その他が 6 名、不詳が 0 名であった (複数回答可)。

養育不調なしケースの場合、保護者の死亡が 2 名、保護者の行方不明が 5 名、父母の離婚が

8 名、父母の未婚が 3 名、父母の不和が 2 名、保護者の拘禁が 5 名、保護者の入院が 3 名、家族の疾病の付き添いが 0 名、次子出産が 1 名、保護者の就労が 2 名、保護者の精神疾患が 21 名、保護者の放任もしくは怠惰が 19 名、父の虐待もしくは酷使が 7 名、母の虐待もしくは酷使が 9 名、棄児が 2 名、養育拒否が 15 名、破産等の経済的理由が 3 名、児童の問題による監護困難が 3 名、児童の障害が 5 名、その他が 6 名、不詳が 0 名であった (複数回答可)。両群での比較を図 48 に示す。

(10) A さんの虐待の被害状況

A さんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。養育不調ありケースの場合、虐待被害ありが 13 名 (43.3%)、なしが 10 名 (33.3%)、不詳が 6 名 (20.0%)、未記入が 1 名 (3.3%) であった。虐待被害ありのうち身体的虐待が 9 名、ネグレクトが 5 名、性的虐待が 2 名、心理的虐待が 6 名であった (複数回答可)。

養育不調なしケースの場合、虐待被害ありが 30 名 (46.2%)、なしが 25 名 (38.5%)、不詳が 6 名 (9.2%)、未記入が 4 名 (6.2%) であった。虐待被害ありのうち身体的虐待が 14 名、ネグレクトが 23 名、性的虐待が 2 名、心理的虐待が 3 名であった (複数回答可)。両群での比較を図 49 に示す。

(11) A さんの心身の状況

A さんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。養育不調ありケースの場合、診断ありが 16 名 (53.3%)、診断なしが 6 名 (20.0%)、不詳が 6 名 (20.0%)、未記入が 2 名 (6.7%) であった (図 50)。診断ありのうち、身体虚弱が 0 名、肢体不自由が 0 名、視覚障害が 0 名、聴覚障害が 0 名、言語障害が 0

名、知的障害が4名、てんかんが0名、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が2名、反応性愛着障害が4名、注意欠陥多動性障害 (ADHD) が6名、学習障害 (LD) が2名、自閉症スペクトラム障害 (ASD) が7名、高次脳機能障害が0名、チックが0名、吃音症が0名、発達性協調運動障害が2名、その他が3名であった (複数回答可) (図 51)。

養育不調なしケースの場合、診断ありが22名 (33.8%)、診断なしが34名 (52.3%)、不詳が5名 (7.7%)、未記入が4名 (6.2%) であった (図 50)。診断ありのうち、身体虚弱が0名、肢体不自由が0名、視覚障害が1名、聴覚障害が0名、言語障害が0名、知的障害が8名、てんかんが1名、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が1名、反応性愛着障害が5名、注意欠陥多動性障害 (ADHD) が7名、学習障害 (LD) が5名、自閉症スペクトラム障害 (ASD) が12名、高次脳機能障害が0名、チックが1名、吃音症が0名、発達性協調運動障害が0名、その他が5名であった (複数回答可) (図 51)。

(12) Aさんの知能検査・発達検査の状況

Aさんの知能検査・発達検査の状況について、検査実施の有無と実施した検査の種類について尋ねた。

養育不調ありケースの場合、検査実施ありが12名 (40.0%)、なしが6名 (20.0%)、不詳が11名 (36.7%)、未記入が1名 (3.3%) であった (図 52)。検査実施ありのうち、WISC-IV もしくはVが10名、田中ビネー知能検査Vが3名、新版K式発達検査が0名であった。

養育不調なしケースの場合、検査実施ありが35名 (53.8%)、なしが16名 (24.6%)、不詳が9名 (13.8%)、未記入が5名 (7.7%) であった (図 52)。検査実施ありのうち、WISC-IV もしくはVが25名、田中ビネー知能検査Vが

7名、新版K式発達検査が3名であった。

(13) Aさんの行動上の問題

Aさんの行動上の問題について、生後6ヶ月～2歳未満と2歳～6歳 (就学前) のCMYC、6歳 (小学1年生以上) ～18歳のACBL-Rの得点について、T得点に換算した。

①生後6か月～2歳未満

養育不調ありケース、養育不調なしケースともに0件であったため、分析は行わなかった。

②2歳～6歳 (就学前)

各T得点について養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のないWelchのt検定を行った。その結果、全てのT得点について有意差は認められなかった (トラウマT得点: $t(6.04) = 1.49, n.s.$ 、愛着T得点: $t(5.81) = 1.72, n.s.$ 、感覚・行動・調節T得点: $t(6.22) = 1.58, n.s.$ 、総合T得点: $t(5.85) = 1.74, n.s.$)。記述統計量、t値を表6に示す。

③6歳 (小学1年生以上) ～18歳

各T得点について養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のないWelchのt検定を行った。その結果、12のT得点中9のT得点について有意差が認められた (虐待的人間関係の再現傾向T得点: $t(52.85) = 4.36, p < .001$ 、力による対人関係T得点: $t(61.86) = 4.59, p < .001$ 、自信の欠如T得点: $t(53.26) = 3.15, p < .01$ 、注意/多動の問題T得点: $t(63.96) = 3.74, p < .001$ 、学校不適応T得点: $t(34.15) = 3.70, p < .001$ 、感情の抑制/抑圧T得点: $t(45.10) = 1.41, n.s.$ 、性的逸脱行動T得点: $t(33.54) = 2.37, p < .05$ 、希死念慮/自傷性T得点: $t(47.95) = 4.36, p < .001$ 、反社会的行

動 T 得点 : $t(44.73) = .54, n.s.$ 、食物固執 T 得点 : $t(44.35) = 1.86, n.s.$ 、感情調整障害 T 得点 : $t(50.10) = 3.86, p < .001$ 、総合 T 得点 : $t(60.03) = 5.38, p < .001$ 。記述統計量、 t 値、効果量を表 7 に示す。

(14) A さんの養育の状況

A さんの養育の状況について(養育の状況に関する質問紙)、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Welch の t 検定を行った。その結果、31 項目中 14 項目で有意差が認められた(項目 1 : $t(38.79) = 2.29, p < .05$ 、項目 2 : $t(43.69) = 2.75, p < .01$ 、項目 6 : $t(37.26) = 2.26, p < .05$ 、項目 8 : $t(43.94) = 2.19, p < .05$ 、項目 13 : $t(36.25) = 2.17, p < .05$ 、項目 14 : $t(34.11) = 4.34, p < .001$ 、項目 15 : $t(35.31) = 3.57, p < .01$ 、項目 16 : $t(34.58) = 3.13, p < .01$ 、項目 17 : $t(31.25) = 3.57, p < .01$ 、項目 18 : $t(38.16) = 4.03, p < .001$ 、項目 19 : $t(57.43) = 5.62, p < .001$ 、項目 21 : $t(48.03) = 2.84, p < .01$ 、項目 24 : $t(35.23) = 2.40, p < .05$ 、項目 25 : $t(54.56) = 4.76, p < .001$)。記述統計量、 t 値、効果量を表 8 に示す。

(15) 児童相談所からの支援の状況

児童相談所からの支援の状況について、A さんへの支援と養育者への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースの児童相談所から A さんへの支援について、支援ありが 15 名(50.0%)、支援なしが 10 名(33.3%)、未記入が 5 名(16.7%)であった(図 53)。支援ありのうち、療育が 2 名、カウンセリングが 9 名、プレイセラピーが 2 名、薬物療法が 1 名、その

他が 7 名であった(複数回答可)(図 54)。その他には行動観察、SST などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、療育は月 1 回、カウンセリングは月 1~2 回、プレイセラピーは月 1 回、薬物療法は月 1 回であった。いずれも、月 1 回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの児童相談所から A さんへの支援について、支援ありが 18 名(27.7%)、支援なしが 37 名(56.9%)、未記入が 10 名(15.4%)であった(図 53)。支援ありのうち、療育が 2 名、カウンセリングが 6 名、プレイセラピーが 2 名、薬物療法が 0 名、その他が 11 名であった(複数回答可)(図 54)。その他には、家庭訪問、実家族との面会などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、療育は月 1~20 回、カウンセリングは月 1~3 回、プレイセラピーは月 2~3 回であった。いずれも、月 1 回が最も多く見られた。

養育不調ありケースの児童相談所から養育者への支援について、支援ありが 11 名(36.7%)、支援なしが 14 名(46.7%)、未記入が 5 名(16.7%)であった(図 55)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが 2 名、養育相談が 9 名、養育者のカウンセリングが 0 名、その他が 0 名であった(複数回答可)(図 56)。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月 1 回、養育相談が月 1~4 回であった。いずれも月 1 回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの児童相談所から養育者への支援について、支援ありが 12 名(18.5%)、支援なしが 41 名(63.1%)、未記入が 12 名(18.5%)であった(図 55)。ペアレントトレーニングが 1 名、養育相談が 10 名、養育者のカウンセリングが 1 名、その他が 2 名であった(複数回答可)(図 56)。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月 1 回、養育相談が月 1 回、カウンセリングが

月1回であった。

児童相談所からの支援の状況について、Aさんか養育者少なくともいずれかへの支援を受けていたと回答したもので記述統計量を算出した（養育不調あり： $n=17$ 、養育不調なし： $n=21$ ）。なお、サンプル数が少ないため、比較分析は行わなかった。記述統計量を表9に示す。

(16) 民間フォスタリング機関等からの支援の状況

民間フォスタリング機関等からの支援の状況について、Aさんへの支援と養育者への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースのフォスタリング機関からAさんへの支援について、支援ありが3名（10.0%）、支援なしが21名（70.0%）、未記入が6名（20.0%）であった（図57）。支援ありのうち、療育が1名、カウンセリングが2名、プレイセラピーが0名、薬物療法が1名、その他が1名であった（複数回答可）（図58）。支援を受けていた頻度について、療育は月1回、カウンセリングは月1～2回、薬物療法は月1回であった。

養育不調なしケースのフォスタリング機関からAさんへの支援について、支援ありが6名（9.2%）、支援なしが49名（75.4%）、未記入が10名（15.4%）であった（図57）。支援ありのうち、療育が1名、カウンセリングが1名、プレイセラピーが0名、薬物療法が0名、その他が3名であった（複数回答可）（図58）。支援を受けていた頻度について、療育は月1回、カウンセリングは月1回であった。

養育不調ありケースのフォスタリング機関から養育者への支援について、支援ありが2名（6.7%）、支援なしが20名（66.7%）、未記入が8名（26.7%）であった（図59）。支援ありのう

ち、ペアレントトレーニングが0名、養育相談が2名、養育者のカウンセリングが0名、その他が0名であった（複数回答可）（図60）。支援を受けていた頻度について、養育相談が月1回であった。

養育不調なしケースのフォスタリング機関から養育者への支援について、支援ありが9名（13.8%）、支援なしが44名（67.7%）、未記入が12名（18.5%）であった（図59）。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが3名、養育相談が5名、養育者のカウンセリングが1名、その他が4名であった（複数回答可）（図60）。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月1回、養育相談が月1回、養育者のカウンセリングが月1回であった。

民間フォスタリング機関等からの支援の状況については、有効回答が養育不調ありが $n=3$ 、養育不調なしが $n=6$ と極めて少ないため、集計、比較分析は行わなかった。

(17) その他の支援の状況

その他の支援の状況について、Aさんへの支援と養育者への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースでのAさんへのその他の支援について、支援ありが13名（43.3%）、支援なしが12名（40.0%）、未記入が5名（16.7%）であった（図61）。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が0名、教育相談機関（教育相談所等）が0名、公立教育センターが1名、児童精神科が8名、小児科が0名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが3名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが4名、里親会が0名、その他が4名であった（複数回答可）（図62）。

養育不調なしケースでのAさんへのその他の支援について、支援ありが17名（26.2%）、

支援なしが 38 名 (58.5%)、未記入が 10 名 (15.4%) であった (図 61)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が 1 名、教育相談機関 (教育相談所等) が 0 名、公立教育センターが 0 名、児童精神科が 7 名、小児科が 4 名、児童発達支援事業所が 0 名、放課後等デイサービスが 7 名、児童発達支援センターが 5 名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが 0 名、里親会が 2 名、その他が 2 名であった (複数回答可) (図 62)。

養育不調ありケースでの養育者へのその他の支援について、支援ありが 7 名 (23.3%)、支援なしが 18 名 (60.0%)、未記入が 5 名 (16.7%) であった (図 63)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が 0 名、教育相談機関 (教育相談所等) が 1 名、公立教育センターが 1 名、児童精神科が 3 名、小児科が 0 名、児童発達支援事業所が 0 名、放課後等デイサービスが 0 名、児童発達支援センターが 1 名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが 2 名、里親会が 1 名、その他が 4 名であった (複数回答可) (図 64)。

養育不調なしケースでの里親へのその他の支援について、支援ありが 9 名 (13.8%)、支援なしが 46 名 (70.8%)、未記入が 10 名 (15.4%) であった (図 63)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が 0 名、教育相談機関 (教育相談所等) が 1 名、公立教育センターが 0 名、児童精神科が 5 名、小児科が 1 名、児童発達支援事業所が 0 名、放課後等デイサービスが 2 名、児童発達支援センターが 1 名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが 2 名、里親会が 5 名、その他が 2 名であった (複数回答可) (図 64)。

3. 地域小規模児童養護施設

(1) 回収率

回答数は 206 件 (回収率 39.1%) で有効回答数は 171 件 (有効回答率 32.4%) であった。

(2) 設問Ⅲ以降の回答数と年齢別の件数

集まった個別ケース票のうち、養育不調によって措置した子どもの個別ケース票 (以下、養育不調ありケース) は 49 件、一番長く養育している (していた) 子どもの個別ケース票 (以下、養育不調なしケース) は 87 件であった。

それらを、養育不調ありケースの場合は措置解除時の年齢を基準とし、無効回答 9 件を除き、0~2 歳、3~6 歳、7~9 歳、10~12 歳、13~15 歳、16~18 歳の 6 つの年齢群に男女別に分けた。その結果、養育不調ありケースは、男性は 0~2 歳が 0 名 (0.0%)、3~6 歳が 0 名 (0.0%)、7~9 歳が 1 名 (6.7%)、10~12 歳が 3 名 (20.0%)、13~15 歳が 3 名 (20.0%)、16~18 歳が 8 名 (53.3%) であった。女性は 0~2 歳が 0 名 (0.0%)、3~6 歳が 0 名 (0.0%)、7~9 歳が 1 名 (4.0%)、10~12 歳が 3 名 (12.0%)、13~15 歳が 6 名 (24.0%)、16~18 歳が 15 名 (60.0%) であった (図 65)。

養育不調なしケースの場合は、現在の年齢を基準とし、無効回答 9 件を除き、上述と同じ 6 つの年齢群に男女別で分けた。その結果、0~2 歳が男性 0 名 (0.0%)、3~6 歳が 0 名 (0.0%)、7~9 歳が 2 名 (8.0%)、10~12 歳が 4 名 (16.0%)、13~15 歳が 9 名 (36.0%)、16~18 歳が 10 名 (40.0%) であった。女性は、0~2 歳が 0 名 (0.0%)、3~6 歳が 0 名 (0.0%)、7~9 歳が 2 名 (3.8%)、10~12 歳が 3 名 (6.7%)、13~15 歳が 11 名 (20.8%)、16~18 歳が 37 名 (69.8%) であった (図 66)。

(3) 措置期間別件数

養育不調ありケースは措置解除時の月齢、養育不調なしケースは現在の月齢から、措置開始

時の月齢を差し引き、措置期間を算出した。

その結果、養育不調ありケースは措置期間1ヵ月未満が2件(4.1%)、3ヶ月未満が2件(4.1%)、6ヵ月未満が3件(6.1%)、1年未満が6件(12.2%)、1~2年未満が3件(6.1%)、2~3年未満が1件(2.0%)、3~4年未満が2件(4.1%)、4~5年未満が8件(16.3%)、5~10年未満が9件(18.4%)、10~15年未満が0件(0.0%)、月齢未記入による算出不能が13件(26.5%)であった(図67)。

養育不調なしケースは、措置期間1ヵ月未満が0件(0.0%)、3ヶ月未満が0件(0.0%)、6ヵ月未満が0件(0.0%)、1年未満が0件(0.0%)、1~2年未満が1件(1.1%)、2~3年未満が1件(1.1%)、3~4年未満が1件(1.1%)、4~5年未満が7件(8.0%)、5~10年未満が18件(20.7%)、10~15年未満が32件(36.8%)、15年以上が7件(8.0%)、月齢未記入による算出不能が20件(23.0%)であった(図68)。

(4) 委託された子どもの国籍

養育不調ありケースの国籍は日本が36名(73.5%)、未記入が13名(26.5%)であった(図69)。養育不調なしケースの国籍は日本が80名(92.0%)、未記入が7名(8.0%)であった(図69)。

(5) 地域小規模児童養護施設の情報

地域小規模児童養護施設の情報について、職員の配置人数、勤務形態の内訳、年代について尋ねた。

職員の配置人数について、養育不調ありケースでは、4人配置が27名(55.1%)、3人配置が10名(20.4%)、未記入が12名(24.5%)であった(図70)。4人配置のうち、常勤4人体制が8名、常勤3人と非常勤1人体制が18名、常勤2人と非常勤2人体制が1名であった。3

人配置は、全て常勤3人体制であった。養育不調なしケースでは、4人配置が37名(42.5%)、3人配置が38名(43.7%)、2人配置が4名(4.6%)、未記入が8名(9.2%)であった(図70)。4人配置のうち、常勤4人体制が18名、常勤3人と非常勤1人体制が16名、常勤2人と非常勤2人体制が3名であった。3人配置のうち、常勤3人体制が31名、常勤2人と非常勤1人体制が6名、常勤1人と非常勤2人体制が1名であった。2人配置は全て常勤2人体制であった。

職員の年代は、養育不調ありケースの場合、139名の職員のうち、20代が57名(41.0%)、30代が30名(21.6%)、40代が19名(13.7%)、50代が18名(12.9%)、60代が15名(10.8%)であった。養育不調なしケースの場合、282名の職員のうち、20代が113名(40.1%)、30代が68名(24.1%)、40代が49名(17.4%)、50代が31名(11.0%)、60代が21名(7.4%)であった(図71)。

(6) 地域小規模児童養護施設内の子どもについて

Aさんが措置された時の地域小規模児童養護施設内の子どもについて、養育不調ありケースの場合、3人が1名(2.0%)、4人が16名(32.7%)、5人が22名(44.9%)、未記入が10名(20.4%)であった。養育不調なしケースの場合、2人が4名(4.6%)、3人が6名(6.9%)、4人が24名(27.6%)、5人が45名(51.7%)、未記入が8名(9.2%)であった(図72)。

(7) Aさん措置後に病院を受診した職員または入居児童の有無

Aさん措置後に心身の不調等により病院を受診した職員または入居児童の有無について、養育不調ありケースの場合、ありが9名

(18.4%)、なしが 30 名 (61.2%)、未記入が 10 名 (20.4%) であった。養育不調なしケースの場合、ありが 9 名 (10.3%)、なしが 74 名 (85.1%)、未記入が 4 名 (4.6%) であった (図 73)。

(8) A さんの保護の理由

A さんの保護理由は、養育不調ありケースの場合、保護者の死亡が 1 名、保護者の行方不明が 1 名、父母の離婚が 2 名、父母の未婚が 1 名、父母の不和が 1 名、保護者の拘禁が 2 名、保護者の入院が 0 名、家族の疾病の付き添いが 0 名、次子出産が 0 名、保護者の就労が 3 名、保護者の精神疾患が 5 名、保護者の放任もしくは怠惰が 9 名、父の虐待もしくは酷使が 5 名、母の虐待もしくは酷使が 7 名、棄児が 0 名、養育拒否が 8 名、破産等の経済的理由が 3 名、児童の問題による監護困難が 10 名、児童の障害が 3 名、その他が 6 名、不詳が 0 名であった (複数回答可)。

養育不調なしケースの場合、保護者の死亡が 2 名、保護者の行方不明が 7 名、父母の離婚が 7 名、父母の未婚が 2 名、父母の不和が 5 名、保護者の拘禁が 6 名、保護者の入院が 5 名、家族の疾病の付き添いが 0 名、次子出産が 1 名、保護者の就労が 6 名、保護者の精神疾患が 15 名、保護者の放任もしくは怠惰が 16 名、父の虐待もしくは酷使が 10 名、母の虐待もしくは酷使が 18 名、棄児が 1 名、養育拒否が 17 名、破産等の経済的理由が 6 名、児童の問題による監護困難が 6 名、児童の障害が 1 名、その他が 6 名、不詳が 0 名であった (複数回答可)。(図 74)

(9) A さんの虐待の被害状況

A さんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。養育不調ありケース

の場合、虐待被害ありが 23 名 (46.9%)、なしが 8 名 (16.3%)、不詳が 7 名 (14.3%)、未記入が 11 名 (22.4%) であった (図 75)。虐待被害ありのうち身体的虐待が 11 名、ネグレクトが 14 名、性的虐待が 3 名、心理的虐待が 9 名であった (複数回答可)。

養育不調なしケースの場合、虐待被害ありが 46 名 (52.9%)、なしが 29 名 (33.3%)、不詳が 6 名 (6.9%)、未記入が 6 名 (6.9%) であった (図 75)。虐待被害ありのうち身体的虐待が 16 名、ネグレクトが 32 名、性的虐待が 5 名、心理的虐待が 12 名であった (複数回答可)。

(10) A さんの心身の状況

A さんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。養育不調ありケースの場合、診断ありが 23 名 (46.9%)、診断なしが 10 名 (20.4%)、不詳が 4 名 (8.2%)、未記入が 12 名 (24.5%) であった (図 76)。診断ありのうち、身体虚弱が 0 名、肢体不自由が 0 名、視覚障害が 0 名、聴覚障害が 0 名、言語障害が 0 名、知的障害が 1 名、てんかんが 0 名、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が 3 名、反応性愛着障害が 9 名、注意欠陥多動性障害 (ADHD) が 10 名、学習障害 (LD) が 0 名、自閉症スペクトラム障害 (ASD) が 5 名、高次脳機能障害が 0 名、チックが 2 名、吃音症が 0 名、発達性協調運動障害が 3 名、その他が 6 名であった (複数回答可) (図 77)。

養育不調なしケースの場合、診断ありが 25 名 (28.7%)、診断なしが 50 名 (57.5%)、不詳が 6 名 (6.9%)、未記入が 6 名 (6.9%) であった (図 76)。診断ありのうち、身体虚弱が 1 名、肢体不自由が 0 名、視覚障害が 0 名、聴覚障害が 0 名、言語障害が 1 名、知的障害が 9 名、てんかんが 0 名、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が 0 名、反応性愛着障害が 3 名、注意

欠陥多動性障害 (ADHD) が 8 名、学習障害 (LD) が 0 名、自閉症スペクトラム障害 (ASD) が 0 名、高次脳機能障害が 0 名、チックが 0 名、吃音症が 1 名、発達性協調運動障害が 0 名、その他が 7 名であった (複数回答可) (図 77)。

(11) A さんの知能検査・発達検査の状況

A さんの知能検査・発達検査の状況について、検査実施の有無と実施した検査の種類とスコア区分について尋ねた。

養育不調ありケースの場合、検査実施ありが 20 名 (40.8%)、なしが 8 名 (16.3%)、不詳が 8 名 (16.3%)、未記入が 13 名 (26.5%) であった (図 78)。検査実施ありのうち、WISC-IV もしくは V が 15 名、田中ビネー知能検査 V が 1 名、新版 K 式発達検査が 1 名であった。

養育不調なしケースの場合、検査実施ありが 65 名 (74.7%)、なしが 8 名 (9.2%)、不詳が 5 名 (5.7%)、未記入が 9 名 (10.3%) であった (図 78)。検査実施ありのうち、WISC-IV もしくは V が 44 名、田中ビネー知能検査 V が 22 名、新版 K 式発達検査が 1 名であった。

(12) A さんの行動上の問題

A さんの行動上の問題について、生後 6 ヶ月～2 歳未満と 2 歳～6 歳 (就学前) の CMYC、6 歳 (小学 1 年生以上)～18 歳の ACBL-R の得点について、T 得点に換算した。

①生後 6 か月～2 歳未満

養育不調ありケース、養育不調なしケースともに 0 件であったため、分析は行わなかった。

②2 歳～6 歳 (就学前)

養育不調ありケース、養育不調なしケースともに 0 件であったため、分析は行わなかった。

③6 歳 (小学 1 年生以上)～18 歳

各 T 得点について養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全

ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Welch の t 検定を行った。その結果、12 の T 得点中 9 の T 得点について有意差が認められた (虐待的人間関係の再現傾向 T 得点: $t(76.25) = 3.97$, $p < .001$ 、力による対人関係 T 得点: $t(87.97) = 3.36$, $p < .01$ 、自信の欠如 T 得点: $t(76.38) = 2.66$, $p < .01$ 、注意/多動の問題 T 得点: $t(65.39) = 4.78$, $p < .001$ 、学校不適応 T 得点: $t(72.44) = 5.32$, $p < .001$ 、感情の抑制/抑圧 T 得点: $t(55.88) = 1.47$, $n.s.$ 、性的逸脱行動 T 得点: $t(59.64) = 2.92$, $p < .01$ 、希死念慮/自傷性 T 得点: $t(86.51) = 6.77$, $p < .001$ 、反社会的行動 T 得点: $t(52.73) = 1.77$, $n.s.$ 、食物固執 T 得点: $t(62.49) = 1.31$, $n.s.$ 、感情調整障害 T 得点: $t(54.29) = 5.58$, $p < .001$ 、総合 T 得点: $t(81.39) = 4.56$, $p < .001$)。記述統計量、 t 値、効果量を表 10 に示す。

(13) A さんの養育の状況

A さんの養育の状況について (養育の状況に関する質問紙)、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Welch の t 検定を行った。その結果、31 項目中 17 項目で有意差が認められた (項目 4: $t(50.66) = 4.20$, $p < .001$ 、項目 5: $t(57.89) = 3.36$, $p < .01$ 、項目 6: $t(69.29) = 3.07$, $p < .01$ 、項目 8: $t(59.82) = 2.24$, $p < .05$ 、項目 9: $t(91.83) = 2.78$, $p < .01$ 、項目 11: $t(59.27) = 2.80$, $p < .01$ 、項目 13: $t(43.83) = 4.70$, $p < .001$ 、項目 14: $t(61.26) = 4.86$, $p < .001$ 、項目 15: $t(65.92) = 4.74$, $p < .001$ 、項目 16: $t(56.34) = 3.39$, $p < .001$ 、項目 17: $t(59.51) = 4.23$, $p < .001$ 、項目 18: $t(59.13) = 2.95$, $p < .01$ 、項目 19: $t(95.07) = 6.51$, $p < .001$ 、項目 21: $t(45.00) =$

4.98, $p < .001$ 、項目 24 : $t(55.07) = 2.15$, $p < .05$ 、項目 25 : $t(89.22) = 4.50$, $p < .001$ 、項目 26 : $t(56.26) = 2.88$, $p < .01$ 。記述統計量、 t 値、効果量 d を表 11 に示す。

(14) 児童相談所からの支援の状況

児童相談所からの支援の状況について、A さんへの支援と職員への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースの児童相談所から A さんへの支援について、支援ありが 16 名 (32.7%)、支援なしが 17 名 (34.7%)、未記入が 16 名 (32.7%) であった (図 79)。支援ありのうち、療育が 1 名、カウンセリングが 11 名、プレイセラピーが 1 名、薬物療法が 0 名、その他が 3 名であった (複数回答可) (図 80)。その他には面談が挙げられた。支援を受けていた頻度について、いずれの支援も月 1 回であった。

養育不調なしケースの児童相談所から A さんへの支援について、支援ありが 22 名 (25.3%)、支援なしが 53 名 (60.9%)、未記入が 12 名 (13.8%) であった (図 79)。支援ありのうち、療育が 1 名、カウンセリングが 10 名、プレイセラピーが 2 名、薬物療法が 0 名、その他が 10 名であった (複数回答可) (図 80)。その他には、担当ワーカーや心理士との面談などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、療育は月 1 回、カウンセリングは月 1~2 回、プレイセラピーは月 1 回であった。いずれも、月 1 回が最も多く見られた。

養育不調ありケースの児童相談所から職員への支援について、支援ありが 11 名 (22.4%)、支援なしが 22 名 (44.9%)、未記入が 16 名 (32.7%) であった (図 81)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが 0 名、養育相談が 1 名、職員のカウンセリングが 1 名、その他が 0 名であった (複数回答可) (図 82)。支援を受け

ていた頻度について、養育相談が月 1~2 回、職員のカウンセリングが月 1 回であった。いずれも月 1 回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの児童相談所から職員への支援について、支援ありが 9 名 (10.3%)、支援なしが 63 名 (72.4%)、未記入が 15 名 (17.2%) であった (図 81)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが 0 名、養育相談が 5 名、職員のカウンセリングが 0 名、その他が 2 名であった (複数回答可) (図 82)。支援を受けていた頻度について、養育相談が月 1 回~2 回であった。

児童相談所からの支援の状況について、A さんか職員少なくともいずれかへの支援を受けていたと回答した者のうち、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のない Weich の t 検定を行った。その結果、10 項目中 1 項目で有意差が認められた (項目 1 : $t(35.60) = 0.05$, $n.s.$ 、項目 2 : $t(32.61) = 1.17$, $n.s.$ 、項目 3 : $t(33.75) = 0.37$, $n.s.$ 、項目 4 : $t(36.73) = 0.32$, $n.s.$ 、項目 5 : $t(36.41) = 0.45$, $n.s.$ 、項目 6 : $t(37.91) = 0.01$, $n.s.$ 、項目 7 : $t(35.08) = 2.23$, $p < .05$ 、項目 8 : $t(37.85) = 0.37$, $n.s.$ 、項目 9 : $t(33.44) = 0.38$, $n.s.$ 、項目 10 : $t(33.10) = 0.10$, $n.s.$)。記述統計量、 t 値、効果量 d を表 12 に示す。

(15) 本園 (本体施設) からの支援の状況

本園からの支援の状況について、A さんへの支援と職員への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースの本園から A さんへの支援について、支援ありが 15 名 (30.6%)、支援なしが 18 名 (36.7%)、未記入が 16 名 (32.7%) であった (図 83)。支援ありのうち、療育が 5 名、カウンセリングが 1 名、プレイセ

ラピーが5名、薬物療法が4名、その他が1名であった(複数回答可)(図84)。その他には、通院、面会などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、カウンセリングは月1~2回、プレイセラピーは月1~4回、薬物療法は月1回であった。いずれも月1回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの本園からAさんへの支援について、支援ありが36名(41.4%)、支援なしが38名(43.7%)、未記入が13名(14.9%)であった(図83)。支援ありのうち、療育が4名、カウンセリングが18名、プレイセラピーが6名、薬物療法が0名、その他が8名であった(複数回答可)(図84)。支援を受けていた頻度について、療育は月1回、カウンセリングは月1~4回、プレイセラピーは月1~4回であった。療育とカウンセリングは月1回、プレイセラピーは月4回が最も多く見られた。

養育不調ありケースの本園から職員への支援について、支援ありが16名(32.7%)、支援なしが17名(34.7%)、未記入が16名(32.7%)であった(図85)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが1名、養育相談が11名、職員のカウンセリングが1名、心理職からのコンサルテーションが8名、その他が4名であった(複数回答可)(図86)。その他にはケース会議などが挙げられた。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月1回、養育相談が月1~15回、職員のカウンセリングが月1回、心理職からのコンサルテーションが月1~2回であった。いずれも月1回が最も多く見られた。

養育不調なしケースの本園から職員への支援について、支援ありが30名(34.5%)、支援なしが41名(47.1%)、未記入が16名(18.4%)であった(図85)。支援ありのうち、ペアレントトレーニングが1名、養育相談が15名、職

員のカウンセリングが5名、心理職からのコンサルテーションが12名、その他が9名であった(複数回答可)(図86)。支援を受けていた頻度について、ペアレントトレーニングが月1回、養育相談が月1~20回、職員のカウンセリングが月1回、心理職からのコンサルテーションが月1~10回であった。いずれも月1回が最も多く見られた。

本園からの支援の状況について、Aさんか職員少なくともいずれかへの支援を受けていたと回答した者のうち、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの差を検討するために、全ての変数において記述統計量を算出し、養育不調の有無を独立変数とした対応のないWelchの t 検定を行った。その結果、10項目中2項目で有意差が認められた(項目1: $t(32.97) = 0.17, n.s.$ 、項目2: $t(33.83) = 0.97, n.s.$ 、項目3: $t(49.68) = 0.61, n.s.$ 、項目4: $t(35.35) = 1.29, n.s.$ 、項目5: $t(26.91) = 2.53, p < .05$ 、項目6: $t(38.31) = 1.60, n.s.$ 、項目7: $t(52.74) = 1.07, n.s.$ 、項目8: $t(32.81) = 3.10, p < .01$ 、項目9: $t(35.37) = 1.30, n.s.$ 、項目10: $t(31.63) = 0.58, n.s.$)。記述統計量、 t 値、効果量 d を表13に示す。

(16) その他の支援の状況

その他の支援の状況について、Aさんへの支援と職員への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースでのAさんへのその他の支援について、支援ありが17名(34.7%)、支援なしが16名(32.7%)、未記入が16名(32.7%)であった(図87)。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点(0名)、教育相談機関(教育相談所等)が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が13名、小児科が0名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが4名、児童発達支援センターが0名、学校の

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが3名、その他が2名であった（複数回答可）（図 88）。

養育不調なしケースでの A さんへのその他の支援について、支援ありが17名（19.5%）、支援なしが56名（64.4%）、未記入が14名（16.1%）であった（図 87）。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が1名、教育相談機関（教育相談所等）が3名、公立教育センターが0名、児童精神科が10名、小児科が2名、児童発達支援事業所が1名、放課後等デイサービスが1名、児童発達支援センターが1名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが4名、その他が3名であった（複数回答可）（図 88）。

養育不調ありケースでの職員へのその他の支援について、支援ありが10名（20.4%）、支援なしが23名（46.9%）、未記入が16名（32.7%）であった（図 89）。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が0名、教育相談機関（教育相談所等）が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が8名、小児科が0名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが1名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが2名、その他が2名であった（複数回答可）（図 90）。

養育不調なしケースでの職員へのその他の支援について、支援ありが7名（8.0%）、支援なしが66名（75.9%）、未記入が14名（16.1%）であった（図 89）。支援ありのうち、子ども家庭総合支援拠点が1名、教育相談機関（教育相談所等）が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が4名、小児科が2名、児童発達支援事業所が1名、放課後等デイサービスが0名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが

1名、その他が0名であった（複数回答可）（図 90）。

（17）地域小規模児童養護施設から本園への異動の状況

養育不調ありケース、養育不調なしケースどちらの回答者にも、自身が関わったケースに限らず、施設全体として、養育不調を理由とした地域小規模児童養護施設から本園への異動の有無を尋ねた。回答者136名中、異動ありが38名（27.9%）、異動なしが68名（50.0%）、未記入が30名（22.1%）であった。異動した理由として、他児や職員との関係不調、暴力、性的問題行動、学校生活でのトラブルなどが挙げられた。

（18）養育不調予防の工夫

先の項目で異動なしと答えた回答者について、施設全体として養育不調が起きないための工夫について尋ねた。施設全体での情報共有・協議、担当間での情報共有・協議、専門職（心理士）への相談、本体施設の経験豊富な指導員の中から地域小規模バックアップ職員を配置、定期的なスーパービジョン、地域小規模児童養護施設に適応できるかどうかのアセスメントなどが挙げられた。

（19）地域小規模児童養護施設の課題

養育不調に限らず、地域小規模児童養護施設としての課題を尋ねた。物理的な距離による本園との孤立、職員の孤立感、緊急時の迅速なフォローの難しさ、常駐の専門職（心理士・管理栄養士）の不在が挙げられた。

4. ACBL-R の養育者間での比較検討

A さんの行動上の問題について、6歳から18歳を対象とした ACBL-R は里親、ファミリー

ホーム、地域小規模児童養護施設それぞれで十分な数の回答が得られた。そのため、ACBL-RのT得点において養育者間での差を検討するために、養育不調ありケースと養育不調なしケースのそれぞれで養育者区分を独立変数、各T得点を従属変数とした1要因3水準の一元配置分散分析を行った。

(1) 養育不調ありケース

養育不調ありケースでは、12のT得点中、4つのT得点に有意差が認められた(虐待的人間関係の再現傾向T得点: $F(2) = 1.73, n.s.$ 、力による対人関係T得点: $F(2) = 6.19, p < .01$ 、自信の欠如T得点: $F(2) = 2.55, n.s.$ 、注意/多動の問題T得点: $F(2) = 3.24, p < .05$ 、学校不適応T得点: $F(2) = 1.90, n.s.$ 、感情の抑制/抑圧T得点: $F(2) = 0.36, n.s.$ 、性的逸脱行動T得点: $F(2) = 1.74, n.s.$ 、希死念慮/自傷性T得点: $F(2) = 10.87, n.s.$ 、反社会的行動T得点: $F(2) = 0.95, n.s.$ 、食物固執T得点: $F(2) = 0.77, p < .01$ 、感情調整障害T得点: $F(2) = 4.84, p < .01$ 、総合T得点: $F(2) = 2.93, n.s.$)。有意差が認められたT得点について、Dunnett T3による多重比較を行った。その結果、力による対人関係T得点では里親・ファミリーホーム間と里親・地域小規模児童養護施設間、注意/多動の問題T得点では里親・ファミリーホーム間、希死念慮/自傷性T得点では里親・ファミリーホーム間と里親・地域小規模児童養護施設間、感情調整障害T得点では里親・ファミリーホーム間に有意差が認められた。記述統計、効果量を表14に、多重比較での有意確率を表15に示す。また、有意差のあったT得点について、三者の得点の比較を図91に示す。

(2) 養育不調なしケース

養育不調なしケースでは、12のT得点中、

3つのT得点に有意差が認められた(虐待的人間関係の再現傾向T得点: $F(2) = 0.41, n.s.$ 、力による対人関係T得点: $F(2) = 13.56, p < .001$ 、自信の欠如T得点: $F(2) = 5.38, p < .01$ 、注意/多動の問題T得点: $F(2) = 2.85, n.s.$ 、学校不適応T得点: $F(2) = 1.20, n.s.$ 、感情の抑制/抑圧T得点: $F(2) = 2.98, n.s.$ 、性的逸脱行動T得点: $F(2) = 3.70, p < .05$ 、希死念慮/自傷性T得点: $F(2) = 2.21, n.s.$ 、反社会的行動T得点: $F(2) = 2.57, n.s.$ 、食物固執T得点: $F(2) = 0.22, n.s.$ 、感情調整障害T得点: $F(2) = 1.67, n.s.$ 、総合T得点: $F(2) = 2.27, n.s.$)。有意差が認められたT得点について、Dunnett T3による多重比較を行った。その結果、力による対人関係T得点では里親・ファミリーホーム間と里親・地域小規模児童養護施設間、自信の欠如T得点では里親・地域小規模児童養護施設間、性的逸脱行動T得点では里親・地域小規模児童養護施設間に有意差が認められた。記述統計、効果量を表16に、多重比較での有意確率を表17に示す。また、有意差のあったT得点について、三者の得点の比較を図92に示す。

5. 児童相談所

(1) 回収率と養育不調経験率

全国の児童相談所232カ所中、75カ所から回答があり、回収率は32%であった。A票の有効回答数は、里親が74件、ファミリーホームが53件、地域小規模児童養護施設が35件であった。養育不調となったケースについて尋ねたB票の有効回答数は、里親が200件、ファミリーホームが51件、地域小規模児童養護施設が7件であった。

B票を記入があった児童相談所は、里親が51カ所、ファミリーホームが16カ所、地域小規模児童養護施設が6カ所であったため、本調

査で回答のあった児童相談所の養育不調ケースの経験率は、里親が 69%、ファミリーホームが 30%、地域小規模児童養護施設が 17%であった。

(2) A 票（里親）

養育不調（養育をする上で対応が困難）による里親委託解除となったケース（以後、養育不調ありケース）と里親委託継続ケース（以後、養育不調なしケース）のそれぞれについて、A 票の各項目の集計を行った。なお、①～④、⑪、⑫については、養育不調ありケースは委託解除時の年齢、養育不調なしケースは 3 月末時点での年齢にて集計を行っており、年齢ごとに両群の対応はしていないため、参考値とする。

①男女・年齢別の養育里親への委託解除件数と委託継続件数

養育里親の委託解除件数は、2020 年度が 57 名（男性 24 名、女性 33 名）、2021 年度が 62 名（男性 24 名、女性 38 名）、2022 年度が 67 名（男性 35 名、女性 32 名）であった。年齢別件数は表 18 に示す。

養育里親への委託継続件数は、2020 年度が 1367 名（男性 673 名、女性 694 名）、2021 年度が 1379 名（男性 681 名、女性 698 名）、2022 年度が 1405 名（722 名、女性 683 名）であった。年齢別件数は表 19 に示す。

次に、2020 年度から 2022 年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が 3 年合計で 186 件、委託継続件数が 3 年合計で 4151 件のため、委託解除率は $186 \div (186 + 4151) = 4.3\%$ であった。

②男女・年齢別の専門里親への委託解除件数と委託継続件数

専門里親の委託解除件数は、2020 年度が 5

名（男性 4 名、女性 1 名）、2021 年度が 4 名（男性 1 名、女性 3 名）、2022 年度が 3 名（男性 0 名、女性 3 名）であった。年齢別件数は表 20 に示す。

専門里親への委託継続件数は、2020 年度が 71 名（男性 34 名、女性 37 名）、2021 年度が 72 名（男性 35 名、女性 37 名）、2022 年度が 74 名（男性 35 名、女性 39 名）であった。年齢別件数は表 21 に示す。

③男女・年齢別の親族里親への委託解除件数と委託継続件数

親族里親の委託解除件数は、2020 年度が 0 名（男性 0 名、女性 0 名）、2021 年度が 5 名（男性 0 名、女性 5 名）、2022 年度が 4 名（男性 1 名、女性 3 名）であった。年齢別件数は表 22 に示す。

親族里親への委託継続件数は、2020 年度が 219 名（男性 107 名、女性 112 名）、2021 年度が 239 名（男性 102 名、女性 137 名）、2022 年度が 248 名（男性 111 名、女性 137 名）であった。年齢別件数は表 23 に示す。

④男女・年齢別の養子縁組里親への委託継続件数と委託解除件数

養子縁組里親の委託解除件数は、2020 年度が 1 名（男性 1 名、女性 0 名）、2021 年度が 1 名（男性 0 名、女性 1 名）、2022 年度が 5 名（男性 4 名、女性 1 名）であった。年齢別件数は表 24 に示す。

養子縁組里親への委託継続件数は、2020 年度が 198 名（男性 111 名、女性 87 名）、2021 年度が 296 名（男性 128 名、女性 168 名）、2022 年度が 185 名（男性 113 名、女性 72 名）であった。年齢別件数は表 25 に示す。

⑤子どものきょうだいの有無別件数

養育不調ありケースの子どものきょうだいの有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり（里親宅で1人以上同居）が25件（14.4%）、あり（里親宅で同居なし）が105件（60.3%）、なしが44件（25.3%）であった（図93）。年度別の件数は表26に示す。

養育不調なしケースの子どものきょうだいの有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり（里親宅で1人以上同居）が751件（10.8%）、あり（里親宅で同居なし）が3088件（44.6%）、なしが3084件（44.5%）であった（図93）。年度別の件数は表27に示す。

⑥子どもの虐待の有無別件数

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり123名（61.8%、内男47名、女76名）、なし76名（38.2%、内男47名、女29名）であった（図94）。年度別の件数は表28に示す。

養育不調なしケースの子どもの虐待の有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり2009名（50.0%、内男1014名、女995名）、なし2008名（50.0%、内男1081名、女927名）であった（図94）。年度別の件数は表29に示す。

⑦委託期間別件数

養育不調ありケースの委託期間は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、1ヶ月未満が5名（2.3%、内男性5名、女性0名）、1ヶ月以上～3ヶ月未満が19名（8.9%、内男性8名、女性11名）、3ヶ月以上～6ヶ月未満が45名（21.0%、内男性12名、女性33名）、6ヶ月以上～1年未満が42名（19.6%、内男性20名、女性22名）、1年以上～2年未満が39名（18.2%、内男性20名、女性19名）、2

年以上～3年未満が23名（10.7%、内男性15名、女性8名）、3年以上～4年未満が10名（4.7%、内男性5名、女性5名）、4年以上～5年未満が1名（0.5%、内男性0名、女性1名）、5年以上～10年未満が17名（7.9%、内男性8名、女性9名）、10年以上～15年未満が11名（5.1%、内男性8名、女性3名）、15年以上が2名（0.9%、内男性2名、女性0名）であった（図95）。年度別の件数は表30に示す。

養育不調なしケースの委託期間は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、1ヶ月未満が171名（3.0%、内男性92名、女性79名）、1ヶ月以上～3ヶ月未満が216名（3.8%、内男性116名、女性100名）、3ヶ月以上～6ヶ月未満が331名（5.9%、内男性164名、女性167名）、6ヶ月以上～1年未満が563名（10.0%、内男性311名、女性252名）、1年以上～2年未満が1026名（18.2%、内男性527名、女性499名）、2年以上～3年未満が611名（10.9%、内男性304名、女性307名）、3年以上～4年未満が465名（8.3%、内男性234名、女性231名）、4年以上～5年未満が373名（6.6%、内男性190名、女性183名）、5年以上～10年未満が1146名（20.4%、内男性600名、女性546名）、10年以上～15年未満が538名（9.6%、内男性284名、女性254名）、15年以上が188名（3.3%、内男性89名、女性99名）であった（図95）。年度別の件数は表31に示す。

⑧委託された家庭での同居の実子の有無別件数

養育不調ありケースの委託された家庭での同居の実子の有無について、同居の実子ありは60件（33.7%）、同居の実子なしは118件（66.3%）であった。養育不調なしケースでは、

同居の実子ありは 1127 件 (29.1%)、同居の実子なしは 2748 件 (70.9%) であった (図 96)。年度別の件数は表 32、表 33 に示す。

⑨委託された家庭でのその他の同居人の有無別件数

養育不調ありケースの委託された家庭でのその他の同居人の有無について、その他の同居人ありは 45 件 (26.3%)、その他の同居人なしは 126 件 (73.7%) であった。養育不調なしケースでは、その他の同居人ありは 1150 件 (30.7%)、その他の同居人なしは 2600 件 (69.3%) であった(図 97)。年度別の件数は表 34、表 35 に示す。

⑩委託時の年齢別件数

養育不調ありケースの委託時の平均年齢は 8.72 歳 (標準偏差±5.09 歳) で、中央値は 11 歳、最頻値は 3 歳であった。養育不調なしケースの委託時の平均年齢は 4.01 歳 (標準偏差±3.40 歳) で、中央値は 4 歳、最頻値は 2 歳であった。両群の比較を図 98 に示す。年度別の件数は表 36、表 37 に示す。

⑪過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、里親家庭へ委託された子どもの数

養育不調ありケースの、過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、里親家庭へ委託された子どもの数は、2020 年度から 2022 年度までの合計で 14 名であった。これは、養育不調ありケース 186 件の 7.5%であった。年度別の件数を表 38 に示す。

養育不調なしケースは、2020 年度から 2022 年度までの合計で 150 名であった。これは、養育不調なしケース 4151 件の 3.6%であった。

年度別の件数を表 39 に示す。

⑫現委託先への委託以前に措置変更されたことのある子どもの人数 (現在の里親委託は措置に含まれない)

養育不調ありケースの、以前に措置変更されたことのある子どもの人数は、2020 年度から 2022 年度までの合計で 56 名であった。これは、養育不調ありケース 186 件の 30.1%であった。年度別の件数を表 40 に示す。

養育不調なしケースは、2020 年度から 2022 年度までの合計で 701 名であった。これは、養育不調なしケース 4151 件の 16.9%であった。年度別の件数を表 41 に示す。

⑬連携している機関につなげた(ている)人数

養育不調ありケースの連携している機関につなげた人数は、子ども家庭総合支援拠点が 7 件、教育相談機関 (教育相談所等) が 6 件、公立教育センターが 12 件、児童精神科が 52 件、小児科が 28 件、児童発達支援事業所が 6 件、放課後等デイサービスが 18 件、児童発達支援センターが 4 件、フォスタリング機関が 70 件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが 18 件、その他が 68 件であった。

養育不調なしケースでは、子ども家庭総合支援拠点が 99 件、教育相談機関 (教育相談所等) が 90 件、公立教育センターが 26 件、児童精神科が 320 件、小児科が 198 件、児童発達支援事業所が 100 件、放課後等デイサービスが 372 件、児童発達支援センターが 56 件、フォスタリング機関が 1366 件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが 30 件、その他が 482 件であった。

両群の比較を図 99 に示す。年度別の件数は表 42、表 43 に示す。

⑭子どもと実親の交流別件数

養育不調ありケースの子どもと実親の交流別件数は、実親との交流なしが 96 名 (64.0%、内男性 42 名、女性 54 名)、電話・手紙・メール・SNS のみの交流が 6 名 (4.0%、内男性 2 名、女性 4 名)、面会あり・外泊ありが 26 名 (17.3%、内男性 14 名、女性 12 名)、面会あり・外泊なしが 18 名 (12.0%、内男性 10 名、女性 8 名)、その他が 4 名 (2.7%、内男性 3 名、女性 1 名) であった。

養育不調なしケースでは、実親との交流なしが 2248 名 (64.3%、内男性 1178 名、女性 1070 名)、電話・手紙・メール・SNS のみの交流が 166 名 (4.8%、内男性 88 名、女性 78 名)、面会あり・外泊ありが 353 名 (10.1%、内男性 177 名、女性 176 名)、面会あり・外泊なしが 555 名 (15.9%、男性 275 名、女性 280 名)、その他が 172 名 (4.9%、内男性 98 名、女性 74 名) であった。

両群の比較を図 100 に示す。年度別の件数は表 44、表 45 に示す。

(3) A 票 (ファミリーホーム)

養育不調 (養育をする上で対応が困難) によるファミリーホーム委託解除となったケース (以後、養育不調ありケース) とファミリーホーム委託継続ケース (以後、養育不調なしケース) のそれぞれについて、A 票の各項目の集計を行った。なお、①、⑧、⑨については、養育不調ありケースは委託解除時の年齢、養育不調なしケースは 3 月末時点での年齢にて集計を行っており、年齢ごとに両群の対応はしていないため、参考値とする。

①男女・年齢別の委託解除件数と委託継続件数

委託解除件数は、2020 年度が 15 名 (男性 7 名、女性 8 名) 2021 年度が 27 名 (男性 9 名、

女性 18 名) 2022 年度が 10 名 (男性 5 名、女性 5 名) であった。年齢別件数は表 46 に示す。

委託継続件数は、2020 年度が 430 名 (男性 265 名、女性 165 名) 2021 年度が 444 名 (男性 285 名、女性 159 名) 2022 年度が 438 名 (男性 278 名、女性 160 名) であった。年齢別件数は表 47 に示す。

次に、2020 年度から 2022 年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が 3 年合計で 52 件、委託継続件数が 3 年合計で 1312 件で、委託解除率は $52 \div (52+1312) = 3.8\%$ であった。

②子どものきょうだい有無別件数

養育不調ありケースの子どものきょうだいの有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり (ファミリーホーム宅で 1 人以上同居) が 7 件 (15.9%)、あり (ファミリーホーム宅で同居なし) が 22 件 (50.0%)、なしが 15 件 (34.1%) であった (図 101)。年度別の件数は表 48 に示す。

養育不調なしケースの子どものきょうだいの有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり (ファミリーホーム宅で 1 人以上同居) が 206 件 (25.6%)、あり (ファミリーホーム宅で同居なし) が 361 件 (44.8%)、なしが 239 件 (29.7%) であった (図 101)。年度別の件数は表 49 に示す。

③子どもの虐待の有無別件数

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり 34 名 (65.4%、内男 10 名、女 24 名)、なし 18 名 (34.6%、内男 8 名、女 10 名) であった (図 102)。年度別の件数は表 50 に示す。

養育不調なしケースの子どもの虐待の有無

は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり499名(61.9%、内男197名、女302名)、なし307名(38.1%、内男149名、女158名)であった(図102)。年度別の件数は表51に示す。

④委託期間別件数

養育不調ありケースの委託期間は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、1ヶ月未満が0名(0.0%)、1ヶ月以上～3ヶ月未満が3名(5.7%、内男性1名、女性2名)、3ヶ月以上～6ヶ月未満が11名(20.8%、内男性3名、女性8名)、6ヶ月以上～1年未満が11名(20.8%、内男性4名、女性7名)、1年以上～2年未満が11名(20.8%、内男性4名、女性7名)、2年以上～3年未満が6名(11.3%、内男性4名、女性2名)、3年以上～4年未満が1名(1.9%、内男性0名、女性1名)、4年以上～5年未満が5名(9.4%、内男性3名、女性2名)、5年以上～10年未満が4名(7.5%、内男性2名、女性2名)、10年以上～15年未満が1名(1.9%、内男性0名、女性1名)、15年以上が0名(0.0%)であった(図103)。年度別の件数は表52に示す。

養育不調なしケースの委託期間は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、1ヶ月未満が22名(1.7%、内男性13名、女性9名)、1ヶ月以上～3ヶ月未満が37名(2.8%、内男性20名、女性17名)、3ヶ月以上～6ヶ月未満が75名(5.8%、内男性49名、女性26名)、6ヶ月以上～1年未満が122名(9.4%、内男性74名、女性48名)、1年以上～2年未満が218名(16.8%、内男性141名、女性77名)、2年以上～3年未満が178名(13.7%、内男性111名、女性67名)、3年以上～4年未満が143名(11.0%、内男性96名、女性47名)、4年以上～5年未満が107名(8.2%、内男性70名、

女性37名)、5年以上～10年未満が278名(21.4%、内男性164名、女性114名)、10年以上～15年未満が114名(8.8%、内男性75名、女性39名)、15年以上が7名(0.5%、内男性4名、女性3名)であった(図103)。年度別の件数は表53に示す。

⑤委託された家庭での同居の実子の有無別件数

養育不調ありケースの委託された家庭での同居の実子の有無について、同居の実子ありは22件(48.9%)、同居の実子なしは23件(51.1%)であった。養育不調なしケースでは、同居の実子ありは196件(30.2%)、同居の実子なしは454件(69.8%)であった(図104)。年度別の件数は表54、表55に示す。

⑥委託された家庭でのその他の同居人の有無別件数

養育不調ありケースの委託された家庭での同居の実子の有無について、その他の同居人ありは15件(33.3%)、その他の同居人なしは30件(66.7%)であった。養育不調なしケースでは、その他の同居人ありは242件(35.0%)、その他の同居人なしは450件(65.0%)であった(図105)。年度別の件数は表56、表57に示す。

⑦委託時の年齢別件数

養育不調ありケースの委託時の平均年齢は12.13歳(標準偏差±3.54歳)で、中央値は13歳、最頻値は13歳であった。養育不調なしケースの委託時の平均年齢は7.22歳(標準偏差±4.92歳)で、中央値は8歳、最頻値は2歳であった。両群の比較を図106に示す。年度別の件数は表58、表59に示す。

⑧過去に家庭復帰ケースになったものの、再び

家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、ファミリーホームへ委託された子どもの数

養育不調ありケースの、過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、ファミリーホーム家庭へ委託された子どもの数は、2020年度から2022年度までの合計で1名であった。これは、養育不調ありケース52件の1.9%であった。年度別の件数を表60に示す。

養育不調なしケースは、2020年度から2022年度までの合計で88名であった。これは、養育不調なしケース1312件の6.7%であった。年度別の件数を表61に示す。

⑨現委託先への委託以前に措置変更されたことのある子どもの人数(現在のファミリーホーム委託は措置に含まれない)

養育不調ありケースの、以前に措置変更されたことのある子どもの人数は、2020年度から2022年度までの合計で17名であった。これは、養育不調ありケース52件の32.7%であった。年度別の件数を表62に示す。

養育不調なしケースは、2020年度から2022年度までの合計で269名であった。これは、養育不調なしケース1312件の20.5%であった。年度別の件数を表63に示す。

⑩連携している機関につなげた(ている)人数

養育不調ありケースの連携している機関につなげた人数は、子ども家庭総合支援拠点が1件、教育相談機関(教育相談所等)が2件、公立教育センターが2件、児童精神科が36件、小児科が0件、児童発達支援事業所が0件、放課後等デイサービスが0件、児童発達支援センターが0件、フォスタリング機関が16件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが0

件、その他が12件であった。

養育不調なしケースでは、子ども家庭総合支援拠点が6件、教育相談機関(教育相談所等)が18件、公立教育センターが8件、児童精神科が132件、小児科が44件、児童発達支援事業所が20件、放課後等デイサービスが74件、児童発達支援センターが20件、フォスタリング機関が256件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが2件、その他が196件であった。

両群の比較を図107に示す。年度別の件数は表64、表65に示す。

⑪子どもと実親の交流別件数

養育不調ありケースの子どもと実親の交流別件数は、実親との交流なしが26名(63.4%、内男性13名、女性13名)、電話・手紙・メール・SNSのみの交流が2名(4.9%、内男性0名、女性2名)、面会あり・外泊ありが7名(17.1%、内男性5名、女性2名)、面会あり・外泊なしが4名(9.8%、内男性0名、女性4名)、その他が2名(4.9%、内男性0名、女性2名)であった。

養育不調なしケースでは、実親との交流なしが374名(48.3%、内男性170名、女性204名)、電話・手紙・メール・SNSのみの交流が63名(8.1%、内男性32名、女性31名)、面会あり・外泊ありが134名(17.3%、内男性60名、女性74名)、面会あり・外泊なしが190名(24.5%、内男性80名、女性110名)、その他が13名(1.7%、内男性4名、女性9名)であった。

両群の比較を図108に示す。年度別の件数は表64、表65に示す。

(4) A票(地域小規模児童養護施設)

養育不調(養育をする上で対応が困難)によ

る措置変更・措置解除となったケース（以後、養育不調ありケース）と措置継続ケース（以後、養育不調なしケース）のそれぞれについて、A票の各項目の集計を行った。なお、①、⑧、⑨については、養育不調ありケースは委託解除時の年齢、養育不調なしケースは3月末時点での年齢にて集計を行っており、年齢ごとに両群の対応はしていないため、参考値とする。

①男女・年齢別の措置解除件数と措置継続件数

措置解除件数は、2020年度が2名（男性1名、女性1名）2021年度が4名（男性1名、女性3名）2022年度が1名（男性0名、女性1名）であった。年齢別件数は表66に示す。

措置継続件数は、2020年度が220名（男性130名、女性90名）2021年度が211名（男性126名、女性85名）2022年度が280名（男性157名、女性123名）であった。年齢別件数は表と図に示す。年齢別件数は表67に示す。

次に、2020年度から2022年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が3年合計で7件、委託継続件数が3年合計で711件で、委託解除率は $7 \div (7+711) = 0.9\%$ であった。

②子どものきょうだい有無別件数

養育不調ありケースの子どものきょうだいの有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり（同施設内で1人以上同居）が0件（0.0%）、あり（同施設内で同居なし）が4件（57.1%）、なしが3件（42.9%）であった（図109）。年度別の件数は表68に示す。

養育不調なしケースの子どものきょうだいの有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり（同施設内で1人以上同居）が139件（20.5%）、あり（同施設内で同居なし）が259件（38.2%）、なしが280件（41.3%）

であった（図109）。年度別の件数は表69に示す。

③子どもの虐待の有無別件数

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり3名（42.9%、内男1名、女2名）、なし4名（57.1%、内男1名、女3名）であった（図110）。年度別の件数は表70に示す。

養育不調なしケースの子どもの虐待の有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり357名（52.1%、内男214名、女143名）、なし328名（47.9%、内男194名、女134名）であった。

年度別の件数は表に示す（図110）。年度別の件数は表71に示す。

④措置期間別件数

養育不調ありケースの措置期間は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、1ヶ月未満が0名（0.0%）、1ヶ月以上～3ヶ月未満が0名（0.0%）、3ヶ月以上～6ヶ月未満が0名（0.0%）、6ヶ月以上～1年未満が0名（0.0%）、1年以上～2年未満が2名（28.6%、内男性1名、女性1名）、2年以上～3年未満が1名（14.3%、内男性0名、女性1名）、3年以上～4年未満が1名（14.3%、内男性1名、女性0名）、4年以上～5年未満が1名（14.3%、内男性0名、女性1名）、5年以上～10年未満が0名（0.0%）、10年以上～15年未満が1名（14.3%、内男性0名、女性1名）、15年以上が1名（14.3%、内男性0名、女性1名）であった（図111）。年度別の件数は表72に示す。

養育不調なしケースの措置期間は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、1ヶ月未満が30名（4.3%、内男性17名、女性13名）、1ヶ月以上～3ヶ月未満が6名（0.9%、

内男性 1 名、女性 5 名)、3 ヶ月以上～6 ヶ月未満が 10 名 (1.4%、内男性 6 名、女性 4 名)、6 ヶ月以上～1 年未満が 49 名 (7.1%、内男性 28 名、女性 21 名)、1 年以上～2 年未満が 117 名 (16.9%、内男性 66 名、女性 51 名)、2 年以上～3 年未満が 101 名 (14.6%、内男性 63 名、女性 38 名)、3 年以上～4 年未満が 59 名 (8.5%、内男性 37 名、女性 22 名)、4 年以上～5 年未満が 42 名 (6.1%、内男性 24 名、女性 18 名)、5 年以上～10 年未満が 144 名 (20.8%、内男性 86 名、女性 58 名)、10 年以上～15 年未満が 118 名 (17.1%、内男性 63 名、女性 55 名)、15 年以上が 15 名 (2.2%、内男性 9 名、女性 6 名) であった。(図 111)。年度別の件数は表 73 に示す。

⑤措置時の年齢別件数

養育不調ありケースの措置時の平均年齢は 10.29 歳 (標準偏差±5.73 歳) で、中央値は 12 歳、最頻値は 12 歳であった。養育不調なしケースの措置時の平均年齢は 8.14 歳 (標準偏差±5.10 歳) で、中央値は 9 歳、最頻値は 2 歳であった。両群の比較を図 112 に示す。年度別の件数は表 74、表 75 に示す。

⑥過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、地域小規模児童養護施設へ措置された子どもの数

養育不調ありケースは該当ケースがないため、養育不調なしケースのみ表 76 に示す。

⑦現措置先への措置以前に措置変更されたことのある子どもの人数 (現在の地域小規模児童養護施設への措置は含まれない)

養育不調ありケースは該当ケースがないため、養育不調なしケースのみ表 77 に示す。

⑧連携している機関につなげた(ている)人数

養育不調ありケースの連携している機関につなげた人数は、子ども家庭総合支援拠点が 0 件、教育相談機関 (教育相談所等) が 0 件、公立教育センターが 0 件、児童精神科が 4 件、小児科が 0 件、児童発達支援事業所が 0 件、放課後等デイサービスが 0 件、児童発達支援センターが 0 件、フォスタリング機関が 0 件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが 0 件、その他が 0 件であった。

養育不調なしケースでは、子ども家庭総合支援拠点が 74 件、教育相談機関 (教育相談所等) が 20 件、公立教育センターが 0 件、児童精神科が 110 件、小児科が 36 件、児童発達支援事業所が 14 件、放課後等デイサービスが 28 件、児童発達支援センターが 4 件、フォスタリング機関が 2 件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが 6 件、その他が 46 件であった。

両群の比較を図 113 に示す。年度別の件数は表 78、表 79 に示す。

⑨子どもと実親の交流別件数

養育不調ありケースの子どもと実親の交流別件数は、実親との交流なしが 1 名 (14.3%、内男性 0 名、女性 1 名)、電話・手紙・メール・SNS のみの交流が 2 名 (28.6%、内男性 1 名、女性 1 名)、面会あり・外泊ありが 3 名 (42.9%、内男性 1 名、女性 2 名)、面会あり・外泊なしが 1 名 (14.3%、内男性 0 名、女性 1 名)、その他が 0 名 (0.0%) であった。

養育不調なしケースでは、実親との交流なしが 170 名 (27.2%、内男性 101 名、女性 69 名)、電話・手紙・メール・SNS のみの交流が 60 名 (9.6%、内男性 38 名、女性 22 名)、面会あり・外泊ありが 208 名 (33.2%、内男性 136 名、女性 72 名)、面会あり・外泊なしが 177 名

(28.3%、内男性 90 名、女性 87 名)、その他が 11 名 (1.8%、内男性 6 名、女性 5 名)であった。

両群の比較を図 114 に示す。年度別の件数は表 80、表 81 に示す。

(5) B 票 (里親)

①年齢別の件数

委託解除時の年齢を基準とし、無効回答 5 件を除き、0～2 歳、3～6 歳、7～9 歳、10～12 歳、13～15 歳、16～18 歳の 6 つの年齢群に男女別に分けた。その結果、男性は、0～2 歳が 6 名 (6.3%)、3～6 歳が 18 名 (18.9%)、7～9 歳が 16 名 (16.8%)、10～12 歳が 14 名 (14.7%)、13～15 歳が 22 名 (23.2%)、16～18 歳が 19 名 (20.0%) であった。女性は 0～2 歳が 1 名 (1.0%)、3～6 歳が 21 名 (21.0%)、7～9 歳が 5 名 (5.0%)、10～12 歳が 15 名 (15.0%)、13～15 歳が 24 名 (24.0%)、16～18 歳が 34 名 (34.0%) であった (図 115)。

②委託解除時の里親の分類

委託解除時の里親の分類は、親族里親が 12 名 (6.0%)、養育里親が 168 名 (84.0%)、専門里親が 13 名 (6.5%)、養子縁組里親が 7 名 (3.5%) であった (図 116)。

③委託期間別件数

委託解除時の月齢から、委託開始時の月齢を差し引き、委託期間を算出した。

その結果、委託期間 1 ヶ月未満が 0 件 (0.0%)、3 ヶ月未満が 17 件 (8.5%)、6 ヶ月未満が 44 件 (22.0%)、1 年未満が 40 件 (20.0%)、1～2 年未満が 40 件 (20.0%)、2～3 年未満が 22 件 (11.0%)、3～4 年未満が 8 件 (4.0%)、4～5 年未満が 2 件 (1.0%)、5～10 年未満が 17 件 (8.5%)、10～15 年未満が 7 件 (3.5%)、

15 年以上が 1 件 (0.5%)、月齢未記入による算出不能が 2 件 (1.0%) であった。(図 117)

④国籍

A さんの国籍は、日本国籍が 171 名 (85.5%)、未記入が 29 名 (14.5%) であった (図 118)。

⑤保護の理由

A さんの保護の理由は、保護者の死亡が 14 名、保護者の行方不明が 14 名、父母の離婚が 15 名、父母の未婚が 11 名、父母の不和が 14 名、保護者の拘禁が 4 名、保護者の入院が 7 名、家族の疾病の付き添いが 0 名、次子出産が 0 名、保護者の就労が 9 名、保護者の精神疾患が 23 名、保護者の放任もしくは怠惰が 52 名、父の虐待もしくは酷使が 28 名、母の虐待もしくは酷使が 51 名、棄児が 0 名、養育拒否が 15 名、破産等の経済的理由が 16 名、児童の問題による監護困難が 21 名、児童の障害が 1 名、その他が 15 名であった (複数回答可) (図 119)。

⑥A さんの虐待の被害状況

A さんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。虐待被害ありが 136 名 (68.0%)、なしが 62 名 (31.0%)、未記入が 2 名 (1.0%) であった。虐待被害ありのうち、身体的虐待が 56 名、ネグレクトが 74 名、性的虐待が 13 名、心理的虐待が 46 名であった (複数回答可) (図 120)。

虐待状況の長さについて、身体的虐待は 1 年未満が 23 名、1～3 年未満が 18 名、4～5 年未満が 5 名、6 年以上が 8 名、未記入が 2 名であった。ネグレクトは、1 年未満が 23 名、1～3 年未満が 26 名、4～5 年未満が 10 名、6 年以上が 11 名、未記入が 4 名であった。性的虐待は、1 年未満が 4 名、1～3 年未満が 5 名、4～5 年未満が 0 名、6 年以上が 2 名、未記入が 2

名であった。心理的虐待は、1年未満が10名、1～3年未満が17名、4～5年未満が9名、6年以上が10名であった。

Aさんへの心身へのダメージの大きさを5段階で尋ねた。その結果、身体的虐待は平均3.20、ネグレクトは平均3.04、性的虐待は平均4.00、心理的虐待は平均3.64であった。

⑦Aさんの心身の状況

Aさんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。診断ありが65名(32.5%)、診断なしが120名(60.0%)、未記入が15名(7.5%)であった(図121)。診断ありのうち、身体虚弱が0名、肢体不自由が0名、視覚障害が0名、聴覚障害が1名、言語障害が2名、知的障害が5名、てんかんが5名、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が6名、反応性愛着障害が15名、注意欠陥多動性障害(ADHD)が30名、学習障害(LD)が1名、自閉症スペクトラム障害(ASD)が20名、高次脳機能障害が0名、チックが0名、吃音症が0名、発達性協調運動障害が0名、その他が16名であった(複数回答可)(図122)。

⑧Aさんの知能検査・発達検査の状況

Aさんの知能検査・発達検査の状況について、実施した検査の種類について尋ねた。

WISC-IVが124名、田中ビネー知能検査Vが35名、新版K式発達検査が27名であった。

⑨Aさんと里親の支援の状況

Aさんへの支援と里親への支援それぞれについて尋ねた。

Aさんへの支援について、子ども家庭総合支援拠点が5名、教育相談機関(教育相談所等)が2名、公立教育センターが3名、児童精神科が44名、小児科が11名、児童発達支援事業

所が3名、放課後等デイサービスが7名、児童発達支援センターが1名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが4名、フォスタリング機関が36名、その他が18名であった(複数回答可)(図123)。その他には、学校、保育園などが挙げられた。

里親への支援について、子ども家庭総合支援拠点が4名、教育相談機関(教育相談所等)が3名、公立教育センターが1名、児童精神科が13名、小児科が3名、児童発達支援事業所が2名、放課後等デイサービスが4名、児童発達支援センターが1名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが3名、フォスタリング機関が43名、その他が32名であった(複数回答可)(図124)。その他には、学校、保育園などが挙げられた。

⑩委託解除の理由

委託解除の理由について尋ねたところ、里親や里親家族の急な事情(病気、介護、転勤、離婚)による委託解除が6名(3.0%)、里親との関係不調による委託解除が71名(35.5%)、被措置児童等虐待による委託解除が23名(11.5%)、子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除が81名(40.5%)、その他が17名(8.5%)、未記入が2名(1.0%)であった(図125)。

委託解除の理由として子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除と回答したものに行動上の問題の種類を尋ねた。その結果、試し行動が23名、深夜徘徊・家に戻ってこないが12名、アタッチメントの問題が24名、情緒不安定傾向が14名、知的発達の遅れ・学習の問題が15名、暴力・破壊が17名、学校への不適応・不登校が17名、情緒不安定が12名、自閉スペクトラム症傾向が6名、虞犯行為・触法行為が11名、性的問題行動が7名、

反抗・暴言が 24 名、嘘をつくが 24 名、多動性・不注意傾向が 13 名、その他が 15 名であった（複数回答可）（図 126）。その他では、ゲーム依存、金銭の持ち出しなどが挙げられた。

⑪措置変更先の施設

委託解除後の措置変更先の施設は、乳児院が 7 名（3.5%）、児童養護施設が 72 名（36.0%）、児童自立支援施設が 16 名（8.0%）、自立援助ホームが 16 名（8.0%）、児童心理治療施設が 12 名（6.0%）、他の里親が 28 名（14.0%）、ファミリーホームが 8 名（4.0%）、家庭復帰が 32 名（16.0%）、未記入が 7 名（3.5%）であった（図 127）。

⑫養育不調への対応

養育不調への対応について、気づいたきっかけ、養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間、支援について尋ねた。

気づいたきっかけについて、里親からの申告が 136 名（68.0%）、子ども本人からの申告が 27 名（13.5%）、他の子どもからの申告・気づきが 3 名（1.5%）、他機関からの申告が 13 名（6.5%）、フォスタリング機関職員の気づきが 3 名（1.5%）、児童相談所職員の気づきが 7 名（3.5%）、その他が 4 名（2.0%）、未記入が 7 名（3.5%）であった（図 128）。

養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間について、即日が 7 名（3.5%）、3 日以内が 7 名（3.5%）、4 日～1 週間が 13 名（6.5%）、2～4 週間が 26 名（13.0%）、1～2 ヶ月が 49 名（24.5%）、3～4 ヶ月が 33 名（16.5%）、5～6 ヶ月が 22 名（11.0%）、7 ヶ月～1 年が 28 名（14.0%）、2 年が 4 名（2.0%）、3 年が 2 名（1.0%）、4 年以上が 3 名（1.5%）、未記入が 6 名（3.0%）であった（図 129）。

里親家庭への支援について、「できていた支

援」と「できなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援」を尋ねた（複数回答可）。「より頻度の高い訪問支援」について、できていた支援と答えたのが 101 名（50.5%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 32 名（16.0%）であった。「委託された子どもの養育のための研修」について、できていた支援と答えたのが 10 名（5.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 31 名（15.5%）であった。「里親家庭の関係調整（実子との関係、実親との関係調整）」について、できていた支援と答えたのが 32 名（16.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 28 名（13.0%）であった。「里親が利用できる小児科・内科・（児童）精神科などのクリニック」について、できていた支援と答えたのが 26 名（13.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 10 名（5.0%）であった。

「里親が気軽に相談できる友人・地域の人など」について、できていた支援と答えたのが 12 名（6.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 16 名（8.0%）であった。「幼稚園・保育園・学校等の理解」について、できていた支援と答えたのが 46 名（23.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 4 名（2.0%）であった。「再アセスメント・再出発のための一時保護による支援」について、できていた支援と答えたのが 37 名（19.5%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 14 名（7.0%）であった。「児童相談所との協働」について、できていた支援と答えたのが 94 名（47.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 22 名（11.0%）であった。「里子・里親・実親を含めたの応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが 6 名（3.0%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが 22 名（11.0%）であった。「実親との関係機関（学校

や児童相談所等)を含めての応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが7名(3.5%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが12名(6.0%)であった。「里親サロンの利用」について、できていた支援と答えたのが18名(9.0%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが10名(5.0%)であった。「レスパイトによる支援」について、できていた支援と答えたのが46名(23.0%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが26名(13.0%)であった。「チーム養育に関する研修」について、できていた支援と答えたのが2名(1.0%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが17名(8.5%)であった。「その他」について、できていた支援と答えたのが1名(0.5%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが10名(5.0%)であった。その他の支援では、里子のみとの面接、里親の十分なアセスメント、委託前の密な交流などが挙げられた。できていた支援とできなかったが必要だった支援の比較を図130に示す。

できなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援について、できなかった理由を尋ねた。「地域にそのような資源がなかった」が16名(8.0%)、「里親と信頼関係を築くことが難しかった」が36名(18.0%)、「児童相談所の対応が困難であった」が40名(20.0%)、「フォスタリング機関の対応が困難であった」が9名(4.5%)、「幼稚園・保育園・学校等の協力が不十分だった」が2名(1.0%)、「その他」が28名(14.0%)であった(図131)。その他では、支援体制の未構築、里子に対する里親の理解促進不足、里親との連携不足、急速に養育不調が進んだことによる介入の遅れなどが挙げられた。

(6) B票(ファミリーホーム)

①年齢別の件数

委託解除時の年齢を基準とし、無効回答1件を除き、0～2歳、3～6歳、7～9歳、10～12歳、13～15歳、16～18歳の6つの年齢群に男女別に分けた。その結果、男性は0～2歳が0名(0.0%)、3～6歳が3名(14.3%)、7～9歳が1名(4.8%)、10～12歳が5名(23.8%)、13～15歳が8名(38.1%)、16～18歳が4名(19.0%)であった。女性0～2歳が0名(0.0%)、3～6歳が0名(0.0%)、7～9歳が0名(0.0%)、10～12歳が4名(13.8%)、13～15歳が9名(31.0%)、16～18歳が16名(55.2%)であった(図133)。

②委託解除時の里親の分類

委託解除時の里親の分類は、親族里親が0名、養育里親が27名(52.9%)、専門里親が3名(5.9%)、養子縁組里親が0名、里親登録していないが2名(3.9%)、未記入が19名(37.3%)であった(図134)。

③委託期間別件数

委託解除時の月齢から、委託開始時の月齢を差し引き、委託期間を算出した。

その結果、委託期間1ヵ月未満が0件(0.0%)、3ヵ月未満が3件(5.9%)、6ヵ月未満が9件(17.6%)、1年未満が12件(23.5%)、1～2年未満が11件(21.6%)、2～3年未満が5件(9.8%)、3～4年未満が1件(2.0%)、4～5年未満が5件(9.8%)、5～10年未満が4件(7.8%)、10～15年未満が1件(2.0%)、15年以上が0件であった(図135)。

④国籍

Aさんの国籍は、日本国籍が47名(92.2%)、未記入が4名(7.8%)であった(図136)。

⑤保護の理由

Aさんの保護の理由は、保護者の死亡が1名、保護者の行方不明が2名、父母の離婚が2名、父母の未婚が2名、父母の不和が1名、保護者の拘禁が2名、保護者の入院が0名、家族の疾病の付き添いが0名、次子出産が0名、保護者の就労が0名、保護者の精神疾患が7名、保護者の放任もしくは怠惰が18名、父の虐待もしくは酷使が12名、母の虐待もしくは酷使が11名、棄児が0名、養育拒否が6名、破産等の経済的理由が3名、児童の問題による監護困難が9名、児童の障害が3名、その他が3名であった(複数回答可)(図137)。

⑥Aさんの虐待の被害状況

Aさんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。虐待被害ありが34名(66.7%)、なしが16名(31.4%)、未記入が1名(2.0%)であった(図138)。虐待被害ありのうち、身体的虐待が12名、ネグレクトが20名、性的虐待が5名、心理的虐待が9名であった(複数回答可)。

虐待状況の長さについて、身体的虐待は1年未満が5名、1~3年未満が4名、4~5年未満が2名、6年以上が1名であった。ネグレクトは、1年未満が5名、1~3年未満が4名、4~5年未満が2名、6年以上が6名、未記入が3名であった。性的虐待は、1年未満が3名、1~3年未満が0名、4~5年未満が0名、6年以上が0名、未記入が2名であった。心理的虐待は、1年未満が3名、1~3年未満が2名、4~5年未満が1名、6年以上が3名であった。

Aさんへの心身へのダメージの大きさを5段階で尋ねた。その結果、身体的虐待は平均3.57、ネグレクトは平均3.87、性的虐待は平均4.00、心理的虐待は平均4.57であった。

⑦Aさんの心身の状況

Aさんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。診断ありが23名(45.1%)、診断なしが25名(49.0%)、未記入が3名(5.9%)であった(図139)。診断ありのうち、身体虚弱が0名、肢体不自由が2名、視覚障害が0名、聴覚障害が0名、言語障害が1名、知的障害が5名、てんかんが0名、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が6名、反応性愛着障害が1名、注意欠陥多動性障害(ADHD)が12名、学習障害(LD)が1名、自閉症スペクトラム障害(ASD)が6名、高次脳機能障害が0名、チックが0名、吃音症が0名、発達性協調運動障害が0名、その他が3名であった(図140)。

⑧Aさんの知能検査・発達検査の状況

Aさんの知能検査・発達検査の状況について、実施した検査の種類について尋ねた。

WISC-IVが35名、田中ビネー知能検査Vが8名、新版K式発達検査が1名であった。

⑨Aさんと養育者の支援の状況

Aさんへの支援と養育者への支援それぞれについて尋ねた。

Aさんへの支援について、子ども家庭総合支援拠点が1名、教育相談機関(教育相談所等)が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が15名、小児科が3名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが1名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが1名、フォスタリング機関が5名、その他が1名であった(複数回答可)(図141)。

養育者への支援について、子ども家庭総合支援拠点が1名、教育相談機関(教育相談所等)が0名、公立教育センターが0名、児童精神科

が7名、小児科が0名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが1名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが1名、フォスタリング機関が6名、その他が8名であった(複数回答可)(図142)。

⑩委託解除の理由

委託解除の理由について尋ねたところ、ファミリーホームの養育者の急な事情(病気、介護、転勤、離婚)による委託解除が3名(5.9%)、ファミリーホームの養育者との関係不調による委託解除が20名(39.2%)、被措置児童等虐待による委託解除が7名(13.7%)、子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除が19名(37.3%)、その他が2名(3.9%)であった(図143)。

委託解除の理由として子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除と回答したものに行動上の問題の種類を尋ねた。その結果、試し行動が3名、深夜徘徊・家に戻ってこないが2名、アタッチメントの問題が1名、情緒不安定傾向が7名、知的発達の遅れ・学習の問題が0名、暴力・破壊が4名、学校への不適応・不登校が4名、情緒不安定が0名、自閉スペクトラム症傾向が0名、虞犯行為・触法行為が5名、性的問題行動が3名、反抗・暴言が8名、嘘をつくが7名、多動性・不注意傾向が0名、その他が1名であった(複数回答可)(図144)。

⑪措置変更先の施設

委託解除後の措置変更先の施設は、乳児院が0名、児童養護施設が11名(21.6%)、児童自立支援施設が7名(13.7%)、自立援助ホームが7名(13.7%)、児童心理治療施設が5名(9.8%)、里親が6名(11.8%)、他のファミリーホームが5名(9.8%)、家庭復帰が32名

(16.0%)、未記入が7名(3.5%)であった(図145)。

⑫養育不調への対応

養育不調への対応について、気づいたきっかけ、養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間、支援について尋ねた。

気づいたきっかけについて、ファミリーホームの養育者からの申告が31名(60.8%)、子ども本人からの申告が12名(23.5%)、他の子どもからの申告・気づきが4名(7.8%)、他機関からの申告が0名、フォスタリング機関職員の気づきが0名、児童相談所職員の気づきが0名、その他が1名(2.0%)、未記入が3名(5.9%)であった(図146)。

養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間について、即日が2名(3.9%)、3日以内が3名(5.9%)、4日～1週間で5名(9.8%)、2～4週間で3名(5.9%)、1～2ヶ月が14名(27.5%)、3～4ヶ月が10名(19.6%)、5～6ヶ月が5名(9.8%)、7ヶ月～1年が4名(7.8%)、2年が0名、3年が0名、4年以上が0名、未記入が5名(9.8%)であった(図147)。

ファミリーホームへの支援について、「できていた支援」と「できなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援」を尋ねた(複数回答可)。「より頻度の高い訪問支援」について、できていた支援と答えたのが23名(45.1%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが4名(7.8%)であった。「委託された子どもの養育のための研修」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが7名(13.7%)であった。「ファミリーホーム家庭の関係調整(実子との関係、実親との関係調整)」について、できていた支援と答えたのが1名(2.0%)、できなかったが必要だった支援と

答えたのが3名(5.9%)であった。「養育者が利用できる小児科・内科・(児童)精神科などのクリニック」について、できていた支援と答えたのが3名(5.9%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「養育者が気軽に相談できる友人・地域の人など」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「幼稚園・保育園・学校等の理解」について、できていた支援と答えたのが3名(5.9%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「再アセスメント・再出発のための一時保護による支援」について、できていた支援と答えたのが6名(11.8%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが2名(3.9%)であった。「児童相談所との協働」について、できていた支援と答えたのが23名(45.1%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが4名(7.8%)であった。「委託されている子ども・ファミリーホーム養育者・実親を含めての応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが1名(2.0%)であった。「実親との関係機関(学校や児童相談所等)を含めての応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「里親サロンの利用」について、できていた支援と答えたのが2名(3.9%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「レスパイトによる支援」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが4名(7.8%)であった。「チーム養育に関する研修」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが4名(7.8%)であった。「その他」について、できていた支

援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。できていた支援とできなかったが必要だった支援の比較を図148に示す。

できなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援について、できなかった理由を尋ねた。「地域にそのような資源がなかった」が0名(0.0%)、「ファミリーホームの養育者と信頼関係を築くことが難しかった」が7名(13.7%)、「児童相談所の対応が困難であった」が11名(21.6%)、「フォスタリング機関の対応が困難であった」が2名(3.9%)、「幼稚園・保育園・学校等の協力が不十分だった」が0名(0.0%)、「その他」が6名(11.8%)であった(図149)。その他では、急速に養育不調が進んだことによる介入の遅れなどが挙げられた。

(7) B票(地域小規模児童養護施設)

地域小規模児童養護施設のB票は有効回答数が7件と少ないため、図表は省略し、結果の記述のみとする。

①年齢別の件数

措置解除時の年齢を基準とし、0～2歳、3～6歳、7～9歳、10～12歳、13～15歳、16～18歳の6つの年齢群に男女別に分けた。その結果、無効回答2件を除き、0～2歳、3～6歳、7～9歳、10～12歳は0名、13～15歳が男性2名、女性1名、16～18歳が男性0名、女性2名であった。

②措置期間別件数

措置解除時の月齢から、措置開始時の月齢を差し引き、措置期間を算出した。

その結果、措置期間1ヵ月未満が0件、3ヵ月未満が0件、6ヵ月未満が0件、1年未満が

0件、1～2年未満が1件(14.3%)、2～3年未満が0件、3～4年未満が2件(28.6%)、4～5年未満が0件、5～10年未満が0件、10～15年未満が2件(28.6%)、15年以上が0件であった。

③国籍

Aさんの国籍は、日本国籍が5名(71.4%)、未記入が2名(28.6%)であった。

④保護の理由

Aさんの保護の理由は、保護者の死亡が2名、保護者の行方不明が0名、父母の離婚が2名、父母の未婚が0名、父母の不和が1名、保護者の拘禁が1名、保護者の入院が0名、家族の疾病の付き添いが0名、次子出産が0名、保護者の就労が1名、保護者の精神疾患が3名、保護者の放任もしくは怠惰が1名、父の虐待もしくは酷使が2名、母の虐待もしくは酷使が1名、棄児が0名、養育拒否が0名、破産等の経済的理由が1名、児童の問題による監護困難が1名、児童の障害が1名、その他が2名、不詳が0名であった(複数回答可)。

⑤Aさんの虐待の被害状況

Aさんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。虐待被害ありが3名(42.9%)、なしが4名(57.1%)であった。虐待被害ありのうち、身体的虐待が1名、ネグレクトが2名、性的虐待が1名、心理的虐待が1名であった(複数回答可)。

虐待状況の長さについて、身体的虐待は1年未満が0名、1～3年未満が0名、4～5年未満が0名、6年以上が1名であった。ネグレクトは、1年未満が0名、1～3年未満が1名、4～5年未満が0名、6年以上が1名であった。性的虐待は、未記入が1名であった。心理的虐待

は、1年未満が0名、1～3年未満が0名、4～5年未満が0名、6年以上が1名であった。

Aさんへの心身へのダメージの大きさを5段階で尋ねたが、サンプル数が少ないため平均値は算出しなかった。

⑥Aさんの心身の状況

Aさんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。診断ありが2名(28.6%)、診断なしが5名(71.4%)であった。診断ありのうち、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が1名、その他が1名であった。

⑦Aさんの知能検査・発達検査の状況

Aさんの知能検査・発達検査の状況について、実施した検査の種類とスコア区分について尋ねた。

WISC-IVが3名、田中ビネー知能検査Vが0名、新版K式発達検査が0名であった。スコア分布についてはサンプル数が不十分なため、個人情報保護の観点から示すことを控える。

⑧Aさんと職員の支援の状況

Aさんへの支援と職員への支援それぞれについて尋ねた。

Aさんへの支援について、子ども家庭総合支援拠点が0名、教育相談機関(教育相談所等)が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が2名、小児科が0名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが0名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが0名、その他が0名であった(複数回答可)。

職員への支援について、子ども家庭総合支援拠点が0名、教育相談機関(教育相談所等)が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が1名、小児科が0名、児童発達支援事業所が0

名、放課後等デイサービスが0名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが1名、その他が0名であった（複数回答可）。

⑨措置解除の理由

措置解除の理由について尋ねたところ、職員の急な事情（病気、介護、転勤、離婚）による委託解除が0名、職員との関係不調による委託解除が1名（14.3%）、被措置児童等虐待による委託解除が0名、子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除が4名（57.1%）、その他が2名（28.6%）であった。

委託解除の理由として子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除と回答したものに行動上の問題の種類を尋ねた。その結果、試し行動が0名、深夜徘徊・家に戻ってこないが2名、アタッチメントの問題が0名、情緒不安定傾向が1名、知的発達の遅れ・学習の問題が0名、暴力・破壊が1名、学校への不適応・不登校が1名、情緒不安定が1名、自閉スペクトラム症傾向が0名、虞犯行為・触法行為が1名、性的問題行動が0名、反抗・暴言が1名、嘘をつくが0名、多動性・不注意傾向が0名、その他が1名であった（複数回答可）。

⑩措置変更先の施設

措置解除後の措置変更先の施設は、他の児童養護施設が0名、児童自立支援施設が1名（14.3%）、自立援助ホームが1名（14.3%）、児童心理治療施設が0名、里親が0名、ファミリーホームが0名、家庭復帰が4名（57.1%）、未記入が1名（14.3%）であった。

⑪養育不調への対応

養育不調への対応について、気づいたきっかけ、養育不調に気付いてから措置解除・変更ま

での期間、支援について尋ねた。

気づいたきっかけについて、職員からの申告が0名、子ども本人からの申告が0名、他の子どもからの申告・気づきが0名、他機関からの申告が3名（42.9%）、フォスタリング機関職員の気づきが0名、児童相談所職員の気づきが0名、その他が3名（42.9%）、未記入が1名（14.3%）であった。他機関からの申告は、いずれも児童養護施設であった。

養育不調に気付いてから措置解除・変更までの期間について、即日が0名、3日以内が0名、4日～1週間で0名、2～4週間で0名、1～2ヶ月が0名、3～4ヶ月が0名、5～6ヶ月が0名、7ヶ月～1年が1名（14.3%）、2年が3名（42.9%）、3年が1名（14.3%）、4年以上が0名、未記入が2名（28.6%）であった。

地域小規模児童養護施設への考えられる支援について、できていた支援とできなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援を尋ねた（複数回答可）。

「より頻度の高い訪問支援」について、できていた支援と答えたのが1名（14.3%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「措置された子どもの養育のための研修」について、できていた支援と答えたのが0名、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「地域小規模児童養護施設内の関係調整（その他の子どもとの関係、実親との関係調整）」について、できていた支援と答えたのが1名（14.3%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「職員が利用できる小児科・内科・（児童）精神科などのクリニック」について、できていた支援と答えたのが1名（14.3%）、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「職員が気軽に相談できる友人・地域の人など」について、できていた支援と答えたのが0名、できな

かったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「幼稚園・保育園・学校等の理解」について、できていた支援と答えたのが 2 名 (28.6%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「再アセスメント・再出発のための一時保護による支援」について、できていた支援と答えたのが 1 名 (14.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「児童相談所との協働」について、できていた支援と答えたのが 3 名 (42.9%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「施設・実親を含めたの応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが 0 名、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「実親との関係機関(学校や児童相談所等)を含めたの応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが 1 名 (14.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「本体施設からの支援」について、できていた支援と答えたのが 1 名 (14.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。「その他」について、できていた支援と答えたのが 0 名、できなかったが必要だった支援と答えたのが 0 名であった。

できなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援について、できなかった理由を尋ねたが、いずれも未記入であった。

6. フォスタリング機関

(1) 回収率と養育不調経験率

今回の調査では自治体のフォスタリング機関からの回答は得られなかったが、民間フォスタリング機関 168 箇所のうち、20 箇所の回答を得た。回収率は 11.9%であった。

A 票の有効回答数は 18 件、B 票の有効回答

数は 42 件であった。

B 票の記入があったフォスタリング機関は 10 カ所であったため、本調査で回答のあったフォスタリング機関の養育不調ケースの経験率は、50%であった。

(2) A 票

養育不調(養育をする上で対応が困難)による里親委託解除となったケース(以後、養育不調ありケース)と里親委託継続ケース(以後、養育不調なしケース)のそれぞれについて、A 票の各項目の集計を行った。なお、①～④、⑪、⑫については、養育不調ありケースは委託解除時の年齢、養育不調なしケースは 3 月末時点での年齢にて集計を行っており、年齢ごとに両群の対応はしていないため、参考値とする。

①男女・年齢別の養育里親への委託解除件数と委託継続件数

養育里親の委託解除件数は、2020 年度が 5 名(男性 4 名、女性 1 名)、2021 年度が 7 名(男性 2 名、女性 5 名)、2022 年度が 24 名男性(9 名、女性 15 名)であった。年齢別件数は表 82 に示す。

養育里親への委託継続件数は、2020 年度が 104 名(男性 52 名、女性 52)、2021 年度が 234 名(男性 112 名、女性 122 名)、2022 年度が 362 名(男性 183 名、女性 179 名)であった。年齢別件数は表 83 に示す。

次に、2020 年度から 2022 年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が 3 年合計で 36 件、委託継続件数が 3 年合計で 700 件で、委託解除率は $36 \div (36+700) = 4.9\%$ であった。

②男女・年齢別の専門里親への委託解除件数と委託継続件数

専門里親の委託解除件数は、0 件であった。

専門里親への委託継続件数は、2020 年度が 0 名、2021 年度が 3 名（男性 3 名、女性 0 名）、2022 年度が 12 名（男性 9 名、女性 3 名）であった。年齢別件数は表 84 に示す。

③男女・年齢別の親族里親への委託解除件数と委託継続件数

親族里親の委託解除件数は、2020 年度が 0 名、2021 年度が 1 名（男性 1 名、女性 0 名）、2022 年度が 2 名（男性 0 名、女性 2 名）であった。年齢別件数は表 85 に示す。

親族里親への委託継続件数は、2020 年度が 43 名（男性 24 名、女性 19 名）、2021 年度が 63 名（男性 36 名、女性 27 名）、2022 年度が 90 名（男性 50 名、女性 40 名）であった。年齢別件数は表 86 に示す。

④男女・年齢別の養子縁組里親への委託継続件数と委託解除件数

養子縁組里親の委託解除件数は、2020 年度が 0 名、2021 年度が 0 名、2022 年度が 1 名（男性 0 名、女性 1 名）であった。年齢別件数は表 87 に示す。

養子縁組里親への委託継続件数は、2020 年度が 7 名（男性 2 名、女 5 名）、2021 年度が 18 名（男性 12 名、女性 6 名）、2022 年度が 26 名（男性 15 名、女性 11 名）であった。年齢別件数は表 88 に示す。

⑤子どものきょうだい有無別件数

養育不調ありケースの子どものきょうだいの有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり（里親宅で 1 人以上同居）が 6 件（20.0%）、あり（里親宅で同居なし）が 14 件（46.7%）、なしが 10 件（33.3%）であった（図 150）。年度別の件数は表 89 に示す。

養育不調なしケースの子どものきょうだいの有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり（里親宅で 1 人以上同居）が 152 件（13.8%）、あり（里親宅で同居なし）が 434 件（39.4%）、なしが 516 件（46.8%）であった（図 150）。年度別の件数は表 90 に示す。

⑥子どもの虐待の有無別件数

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり 11 名（37.9%、内男 8 名、女 3 名）、なし 18 名（62.1%、内男 5 名、女 13 名）であった。（図 151）。年度別の件数は表 91 に示す。

養育不調なしケースの子どもの虐待の有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり 134 名（28.7%。内男 71 名、女 63 名）、なし 333 名（71.3%。内男 177 名、女 156 名）であった（図 151）。年度別の件数は表 92 に示す。

⑦委託期間別件数

養育不調ありケースの委託期間は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、1 ヶ月未満が 0 名（0.0%）、1 ヶ月以上～3 ヶ月未満が 3 名（9.1%、内男性 2 名、女性 1 名）、3 ヶ月以上～6 ヶ月未満が 5 名（15.2%、内男性 1 名、女性 4 名）、6 ヶ月以上～1 年未満が 9 名（27.3%、内男性 3 名、女性 6 名）、1 年以上～2 年未満が 8 名（24.2%、内男性 4 名、女性 4 名）、2 年以上～3 年未満が 3 名（9.1%、内男性 1 名、女性 2 名）、3 年以上～4 年未満が 1 名（3.0%、内男性 0 名、女性 1 名）、4 年以上～5 年未満が 0 名（0.0%）、5 年以上～10 年未満が 2 名（6.1%、内男性 2 名、女性 0 名）、10 年以上～15 年未満が 2 名（6.1%、内男性 0 名、女性 2 名）、15 年以上が 0 名（0.0%）であ

った(図 152)。年度別の件数は表 93 に示す。

養育不調なしケースの委託期間は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、1 ヶ月未満が 16 名(2.2%、内男性 10 名、女性 6 名)、1 ヶ月以上～3 ヶ月未満が 34 名(4.7%。内男性 13 名、女性 21 名)、3 ヶ月以上～6 ヶ月未満が 54 名(7.5%、内男性 24 名、女性 30 名)、6 ヶ月以上～1 年未満が 85 名(11.9%、内男性 48 名、女性 37 名)、1 年以上～2 年未満が 129 名(18.0%、内男性 69 名、女性 60 名) 2 年以上～3 年未満が 95 名(13.2%、内男性 46 名、女性 49 名)、3 年以上～4 年未満が 66 名(9.2%、内男性 27 名、女性 39 名)、4 年以上～5 年未満が 47 名(6.6%、内男性 28 名、女性 19 名)、5 年以上～10 年未満が 130 名(18.1%、内男性 81 名、女性 49 名)、10 年以上～15 年未満が 48 名(6.7%、内男性 29 名、女性 19 名)、15 年以上が 13 名(1.8%、内男性 5 名、女性 8 名)であった(図 152)。年度別の件数は表 94 に示す。

⑧委託された家庭での同居の実子の有無別件数

養育不調ありケースの委託された家庭での同居の実子の有無について、同居の実子ありは 14 件(41.2%)、同居の実子なしは 20 件(58.8%)であった。養育不調なしケースでは、同居の実子ありは 74 件(26.0%)、同居の実子なしは 211 件(74.0%)であった(図 153)。年度別の件数は表 95、表 96 に示す。

⑨委託された家庭でのその他の同居人の有無別件数

養育不調ありケースの委託された家庭でのその他の同居人の有無について、その他の同居人ありは 18 件(45.5%)、その他の同居人なしは 15 件(54.5%)であった。養育不調なしケー

スでは、その他の同居人ありは 271 件(52.1%)、その他の同居人なしは 249 件(47.9%)であった(図 154)。年度別の件数は表 97、表 98 に示す。

⑩委託時の年齢別件数

養育不調ありケースの委託時の平均年齢は 10.85 歳(標準偏差±4.29 歳)で、中央値は 11.5 歳、最頻値は 14 歳であった。養育不調なしケースの措置時の平均年齢は 3.85 歳(標準偏差±3.65 歳)で、中央値は 4 歳、最頻値は 2 歳であった。両群の比較を図 155 に示す。年度別の件数は表 99、表 100 に示す。

⑪過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、里親家庭へ委託された子どもの数

養育不調ありケースの、過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、里親家庭へ委託された子どもの数は、2020 年度から 2022 年度までの合計で 1 名であった。これは、養育不調ありケース 36 件の 2.8%であった。年度別の件数を表 101 に示す。

養育不調なしケースは、2020 年度から 2022 年度までの合計で 10 名であった。これは、養育不調なしケース 700 件の 1.4%であった。年度別の件数を表 102 に示す。

⑫現委託先への委託以前に措置変更されたことのある子どもの人数(現在の里親委託は措置に含まれない)

養育不調ありケースの、以前に措置変更されたことのある子どもの人数は、2020 年度から 2022 年度までの合計で 9 名であった。これは、養育不調ありケース 36 件の 25.0%であった。年度別の件数を表 103 に示す。

養育不調なしケースは、2020年度から2022年度までの合計で40名であった。これは、養育不調なしケース700件の5.7%であった。年度別の件数を表104に示す。

⑬連携している機関につなげた(ている)人数

養育不調ありケースの連携している機関につなげた人数は、子ども家庭総合支援拠点が0件、教育相談機関(教育相談所等)が0件、公立教育センターが0件、児童精神科が2件、小児科が4件、児童発達支援事業所が0件、放課後等デイサービスが2件、児童発達支援センターが0件、フォスタリング機関が6件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが2件、その他が6件であった。

養育不調なしケースでは、子ども家庭総合支援拠点が10件、教育相談機関(教育相談所等)が0件、公立教育センターが4件、児童精神科が28件、小児科が8件、児童発達支援事業所が14件、放課後等デイサービスが82件、児童発達支援センターが4件、フォスタリング機関が206件、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが2件、その他が8件であった。

両群の比較を図156に示す。年度別の件数は表105、表106に示す。

⑭子どもと実親の交流別件数

養育不調ありケースの子どもと実親の交流別件数は、実親との交流なしが10名(35.7%、内男性2名、女性8名)、電話・手紙・メール・SNSのみの交流が5名(17.9%、内男性3名、女性2名)、面会あり・外泊ありが6名(21.4%、内男性2名、女性4名)、面会あり・外泊なしが3名(10.7%、内男性1名、女性2名)、その他が4名(14.3%、内男性2名、女性2名)であった。

養育不調なしケースでは、実親との交流なし

が204名(43.1%、内男性114名、女性90名)、電話・手紙・メール・SNSのみの交流が36名(7.6%、内男性13名、女性23名)、面会あり・外泊ありが115名(24.3%、内男性58名、女性57名)、面会あり・外泊なしが91名(19.2%、内男性51名、女性40名)、その他が27名(5.7%、内男性18名、女性9名)であった。

両群の比較を図157に示す。年度別の件数は表107、表108に示す。

(3) B票

①年齢別の件数

委託解除時の年齢を基準とし、無効回答3件を除き、0～2歳、3～6歳、7～9歳、10～12歳、13～15歳、16～18歳の6つの年齢群に男女別に分けた。その結果、男性は、0～2歳が2名(11.8%)、3～6歳が3名(17.6%)、7～9歳が0名(0.0%)、10～12歳が4名(23.5%)、13～15歳が2名(11.8%)、16～18歳が6名(35.3%)であった。女性は0～2歳が2名(9.1%)、3～6歳が6名(27.3%)、7～9歳が1名(4.5%)、10～12歳が5名(22.7%)、13～15歳が6名(27.3%)、16～18歳が2名(9.1%)であった(図158)。

②委託解除時の里親の分類

委託解除時の里親の分類は、親族里親が4名(9.5%)、養育里親が37名(88.1%)、専門里親が0名、養子縁組里親が1名(2.4%)であった(図159)。

③委託期間別件数

委託解除時の月齢から、委託開始時の月齢を差し引き、委託期間を算出した。

その結果、委託期間1ヵ月未満が0件、3ヵ月未満が5件(11.9%)、6ヵ月未満が4件

(9.5%)、1年未満が10件(23.8%)、1～2年未満が6件(14.3%)、2～3年未満が6件(14.3%)、3～4年未満が2件(4.8%)、4～5年未満が0件、5～10年未満が4件(9.5%)、10～15年未満が1件(2.4%)、15年以上が0件、月齢未記入による算出不能が4件(9.5%)であった(図160)。

④国籍

Aさんの国籍は、日本国籍が41名(97.6%)、未記入が1名(2.4%)であった(図161)。

⑤保護の理由

Aさんの保護の理由は、保護者の死亡が4名、保護者の行方不明が3名、父母の離婚が8名、父母の未婚が2名、父母の不和が2名、保護者の拘禁が2名、保護者の入院が3名、家族の疾病の付き添いが0名、次子出産が2名、保護者の就労が1名、保護者の精神疾患が6名、保護者の放任もしくは怠惰が12名、父の虐待もしくは酷使が2名、母の虐待もしくは酷使が3名、棄児が0名、養育拒否が9名、破産等の経済的理由が5名、児童の問題による監護困難が4名、児童の障害が2名、その他が4名、不詳が1名であった(複数回答可)(図162)。

⑥Aさんの虐待の被害状況

Aさんの虐待の被害状況について、虐待の有無と虐待の種類を尋ねた。虐待被害ありが17名(40.5%)、なしが25名(59.5%)であった(図163)。虐待被害ありのうち、身体的虐待が7名、ネグレクトが13名、性的虐待が2名、心理的虐待が7名であった(複数回答可)。

虐待状況の長さについて、身体的虐待は1年未満が2名、1～3年未満が1名、4～5年未満が0名、6年以上が4名であった。ネグレクトは、1年未満が3名、1～3年未満が1名、4～

5年未満が1名、6年以上が5名、未記入が3名であった。性的虐待は、未記入が2名であった。心理的虐待は、1年未満が0名、1～3年未満が0名、4～5年未満が0名、6年以上が5名、未記入が2名であった。

Aさんへの心身へのダメージの大きさを5段階で尋ねた。その結果、身体的虐待は平均3.67、ネグレクトは平均3.90、性的虐待は平均5.00、心理的虐待は平均4.71であった。

⑦Aさんの心身の状況

Aさんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。診断ありが14名(33.3%)、診断なしが25名(59.5%)、未記入が3名(7.1%)であった(図164)。診断ありのうち、身体虚弱が0名、肢体不自由が0名、視覚障害が0名、聴覚障害が0名、言語障害が1名、知的障害が3名、てんかんが0名、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が1名、反応性愛着障害が3名、注意欠陥多動性障害(ADHD)が6名、学習障害(LD)が2名、自閉症スペクトラム障害(ASD)が3名、高次脳機能障害が0名、チックが0名、吃音症が0名、発達性協調運動障害が0名、その他が2名であった(図165)。

⑧Aさんの知能検査・発達検査の状況

Aさんの知能検査・発達検査の状況について、実施した検査の種類について尋ねた。

WISC-IVが2名、田中ビネー知能検査Vが3名、新版K式発達検査が2名であった。

⑨Aさんと里親の支援の状況

Aさんへの支援と里親への支援それぞれについて尋ねた。

Aさんへの支援について、子ども家庭総合支援拠点(教育相談機関(教育相談所等)

が1名、公立教育センターが0名、児童精神科が3名、小児科が9名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが1名、児童発達支援センターが2名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが1名、児童相談所が14名、その他が6名であった(複数回答可)(図166)。その他には、児童養護施設、適応指導教室などが挙げられた。

里親への支援について、子ども家庭総合支援拠点が2名、教育相談機関(教育相談所等)が0名、公立教育センターが0名、児童精神科が1名、小児科が3名、児童発達支援事業所が0名、放課後等デイサービスが1名、児童発達支援センターが0名、学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが0名、児童相談所が13名、その他が9名であった(複数回答可)(図167)。その他には、児童養護施設などが挙げられた。

⑩委託解除の理由

委託解除の理由について尋ねたところ、里親や里親家族の急な事情(病気、介護、転勤、離婚)による委託解除が2名(4.8%)、里親との関係不調による委託解除が12名(28.6%)、被措置児童等虐待による委託解除が3名(7.1%)、子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除が13名(31.0%)、その他が12名(28.6%)であった(図168)。

委託解除の理由として子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除と回答したものに行動上の問題の種類を尋ねた。その結果、試し行動が3名、深夜徘徊・家に戻ってこないが0名、アタッチメントの問題が2名、情緒不安定傾向が2名、知的発達の遅れ・学習の問題が3名、暴力・破壊が3名、学校への不適応・不登校が8名、情緒不安定が1名、自閉スペクトラム症傾向が1名、虞犯行為・触法行為が1

名、性的問題行動が0名、反抗・暴言が4名、嘘をつくが2名、多動性・不注意傾向が2名、その他が0名であった(複数回答可)(図169)。

⑪措置変更先の施設

委託解除後の措置変更先の施設は、乳児院が3名(7.1%)、児童養護施設が12名(28.6%)、児童自立支援施設が5名(11.9%)、自立援助ホームが0名、児童心理治療施設が2名(4.8%)、他の里親が7名(16.7%)、ファミリーホームが0名、家庭復帰が12名(28.6%)、未記入が1名(2.4%)であった(図170)。

⑫養育不調への対応

養育不調への対応について、気づいたきっかけ、養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間、支援について尋ねた。

気づいたきっかけについて、里親からの申告が24名(57.1%)、子ども本人からの申告が9名(21.4%)、他の子どもからの申告・気づきが1名(2.4%)、他機関からの申告が0名、フォスタリング機関職員の気づきが2名(4.8%)、児童相談所職員の気づきが1名(2.4%)、その他が5名(11.9%)、未記入が7名(3.5%)であった(図171)。

養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間について、即日(9.5%)、3日以内(9.5%)、4日～1週間(7.1%)、2～4週間(11.9%)、1～2ヶ月(21.4%)、3～4ヶ月(19.0%)、5～6ヶ月(4.8%)、7ヶ月～1年(11.9%)、2年(2.4%)、3年(0%)、4年以上(0%)、未記入(2.4%)であった(図172)。

里親家庭への考えられる支援について、できていた支援とできなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援を尋ねた(複数回答可)。「より頻度の高

い訪問支援」について、できていた支援と答えたのが10名(23.8%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが11名(26.2%)であった。「委託された子どもの養育のための研修」について、できていた支援と答えたのが4名(9.5%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが18名(42.9%)であった。「里親家庭の関係調整(実子との関係、実親との関係調整)」について、できていた支援と答えたのが3名(7.1%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが17名(40.5%)であった。「里親が利用できる小児科・内科・(児童)精神科などのクリニック」について、できていた支援と答えたのが4名(9.5%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが1名(2.4%)であった。「里親が気軽に相談できる友人・地域の人など」について、できていた支援と答えたのが6名(14.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが2名(4.8%)であった。「幼稚園・保育園・学校等の理解」について、できていた支援と答えたのが6名(14.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが3名(7.1%)であった。「再アセスメント・再出発のための一時保護による支援」について、できていた支援と答えたのが6名(14.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが2名(4.8%)であった。「児童相談所との協働」について、できていた支援と答えたのが14名(33.3%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが8名(19.0%)であった。「里子・里親・実親を含めての応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが2名(4.8%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが5名(11.9%)であった。「実親との関係機関(学校や児童相談所等)を含めての応援ミーティング」について、できていた支援と答えたのが1名(2.4%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが1名(2.4%)であった。

たのが1名(2.4%)であった。「里親サロンの利用」について、できていた支援と答えたのが2名(4.8%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが0名であった。「レスパイトによる支援」について、できていた支援と答えたのが7名(16.7%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが4名(9.5%)であった。「チーム養育に関する研修」について、できていた支援と答えたのが2名(4.8%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが3名(7.1%)であった。「その他」について、できていた支援と答えたのが1名(2.4%)、できなかったが必要だった支援と答えたのが1名(2.4%)であった。できていた支援とできなかったが必要だった支援の比較を図173に示す。

できなかったができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援について、できなかった理由を尋ねた。「地域にそのような資源がなかった」が1名、「里親と信頼関係を築くことが難しかった」が12名、「児童相談所の対応が困難であった」が8名、「フォスタリング機関の対応が困難であった」が11名、「幼稚園・保育園・学校等の協力が不十分だった」が0名、「その他」が21名であった(図174)。その他では、支援機関同士の連携不足、アセスメント不足などが挙げられた。

D. 考察

1. 年齢の検討

子どもの年齢について、養育不調ありケースと養育不調なしケースの回答を比較した。

里親の場合、養育不調なしケースの回答は年齢ごとのばらつきが少なかった一方で、養育不調ありケースでは、3~6歳と13~18歳の回答の割合が多かった。そして、ファミリーホームと地域小規模児童養護施設では、両群ともに13~18歳の回答の割合が半数を占める結果と

なった。

本調査では、全体として高年齢児についての回答が多かったといえる。また、養育不調なしケースについては、今までで一番長く養育した子どもについて尋ねていることから、高年齢児についての回答が集まりやすかったことが考えられる。

2. 委託・措置期間の検討

養育不調ありケースの委託・措置期間について、養育形態ごとの回答を比較した。ファミリーホームや地域小規模児童養護施設と比較して、里親では委託期間6か月未満での委託解除が半数を占めていた。このことから、委託当初から養育不調の状態に陥りやすいことが推察される。また、1ヵ月未満での委託解除が34.2%と最も多く、マッチング段階での課題の存在が伺える。

一方で、養育不調なしのケースではどの養育者も5年以上の委託・措置期間の割合が半数近く、養育形態に関わらず長期的な養育が行われている。

3. 委託された子どもの国籍の検討

委託された子どもの国籍は、養育形態に関わらず7割以上が日本国籍であった。里親のみ、小数ではあるが日本以外の国籍の子どもについての回答がみられた。外国籍の子どもは、実親の文化的背景の影響を受けた育ちをしている場合があると考えられる。そのような子どもが委託される場合には、委託時点から養育上の難しさが想定されるため、支援の必要性について早期からの検討が求められるといえる。

4. 養育環境の検討

各養育環境において、養育不調ありケースと養育不調なしケースの回答を比較した。

里親の回答では、両群とも里親登録の内訳、年齢群の内訳に大きな違いは見られなかった。8割は里父母が揃った里親家庭であり、年齢は里父母ともに40代、50代、60代で8割を占めた。そのため、里親登録自体や里親の年齢は養育不調との関連は少ないといえる。職業については、両群ともに半数近くが共働き家庭であった。そのため、養育不調の有無に関わらず、里親支援において共働き家庭での養育の支援は必要不可欠であるといえる。

養育者の人数が多いファミリーホームと地域小規模児童養護施設については、養育者の内訳及び配置人数をたずねた。ファミリーホームは、養育者の内訳において差が見られた。養育不調ありケースでは養育者2人と補助者2人の割合が半数を占める一方で、養育不調なしケースでは15.4%に留まった。加えて、地域小規模児童養護施設でも、4人配置が両群ともに4割～5割と大きな差はなく、子どもを見る目が多いからと言って養育不調が起きないとは言えないことが示された。これらのことから、養育不調は単純なマンパワーの問題とは考えにくいことがうかがえる。このことから、養育支援においては、養育者の人数以外の要因の検討が必要といえる。

養育不調ありケースにおける里親登録形態の種別については専門里親の割合が里親では14.4%、ファミリーホームでは33.3%であった。これは専門里親の割合が、養育不調なしケースに比較すると里親で7倍、ファミリーホームで2倍弱多いことを示している。専門里親のもとに養育が難しい子どもが預けられている可能性も考えられるが、専門里親であっても養育不調に至ることを避けられないことを示唆しているともいえる。

Aさんが委託されるまでに委託された子どもの人数が0人だったのは、養育不調ありケー

スでは里親は 25.3%、ファミリーホームは 10.0%であった。養育不調なしケースでも里親は 65.6%が委託未経験であった。このことから、委託未経験でもマッチングの成功によって不調に至ることを避けられる可能性や、委託経験があっても養育不調を避けられないことが示唆される。むしろ、これまでの委託や養育の経験があるほうが、里親としての能力を高く評価され、アセスメントが不十分なままの委託、必要な支援の求めづらさ、里親が抱え込みやすい状況が発生していることが推察される。

同居している実子の人数については、里親は両群とも約 5 割～6 割が実子なしであった。一方で、ファミリーホームで実子なしと回答したのは養育不調なしケースは 50.8%、養育不調ありケースは 70.0%と 20%の差が見られた。里親への委託を検討する際に同居している実子との関係性を考慮することは必須といえるが、実子がない里親家庭であれば順調に養育できるとは限らないことが示唆されている。委託される子どもが初めての子育てとなる場合では、戸惑いや想定外の状況に直面しやすいことが考えられる。社会的養育としての支援だけでなく、一般的な子育て支援も必要であるといえる。

5. きょうだい・しまいの状況の検討

きょうだい・しまいの状況について、養育不調ありケースと養育不調なしケースの回答を比較した。

里親では、きょうだい・しまいの同居の有無による大きな差は見られなかったが、ファミリーホームでは、養育不調ありケースは同居が 15.0%である一方で養育不調なしケースは 40.0%が同居していた。ファミリーホームは、里親家庭と比較すると多くの子どもが生活を共にしているため、きょうだい・しまいを離す

ことなく委託できるというメリットがうかがえる。また、きょうだい・しまいと同居している方が所属感や安心感が得られやすい可能性が考えられる。

6. 委託・措置先養育者等の心身の不調の検討

委託・措置先養育者等の心身の不調について、養育不調ありケースと養育不調なしケースの回答を比較した。

里親、ファミリーホームについては、両群ともに病院の受診なしと回答したのは約 8 割と、大きな差は見られなかった。このことから、委託・措置先養育者または同居者の心身の不調と養育不調との関連性は認められなかった。例えば、ファミリーホームで他の子どもの心身の不調が多く見られた場合、養育者だけでなく先に委託されている子どもたちへの介入が必要といえるが、その可能性も本調査では認められなかった。なお、A さん委託後の受診が 1 割ほど認められたが、A さんが原因で受診しているとは言い切れないことは注意が必要である。

7. 保護の理由の検討

各養育形態における保護の理由について、養育不調ありケースの回答と養育不調なしケースの回答を比較した。

里親の場合、保護の理由で最も多いのは両群ともに「養育拒否」、その次に「保護者の精神疾患」、「保護者の放任もしくは怠惰」と続いた。養育不調ありケースと養育不調なしケースで大きく差が見られたのは、「児童の障害」（養育不調ありケース：8.9%、養育不調なしケース：1.9%）と「児童の問題による監護困難」（養育不調ありケース：13.0%、養育不調なしケース：1.2%）であった。このことから、養育不調ありケースについてはもともと存在した児童の障害や子どもの行動上の問題が委託中に顕在化

し、養育不調の一因となっている可能性が考えられる。

ファミリーホームの場合、保護の理由で多かったのは、養育不調ありケースでは「養育拒否」、「父の虐待もしくは酷使」、「母の虐待もしくは酷使」、「父母の離婚」であった。「養育拒否」以外の保護理由については、養育不調なしケースよりも1割～2割ほど多い割合を示した。このことから、ファミリーホームの養育不調ケースでは虐待被害の影響が表れやすいことが考えられる。一方養育不調なしケースでは、「保護者の疾患」、「保護者の放任もしくは怠惰」、「養育拒否」であった。「養育拒否」以外の保護理由については、養育不調ありケースに比べて養育不調なしケースのほうが2倍以上多かった。そのため、保護者の不在という理由で保護された子どもは養育が継続しやすい可能性が示唆された。

地域小規模児童養護施設の場合、保護の理由で多かったのは、養育不調ありケースは「児童の問題による監護困難」、「保護者の放任もしくは怠惰」、「養育拒否」であった。養育不調なしケースの場合、「母の虐待もしくは酷使」、「養育拒否」、「保護者の放任もしくは怠惰」であった。里親と同様に、両群間で見られる顕著な差として「児童の問題による監護困難」（養育不調ありケース：20.4%、養育不調なしケース：6.9%）と児童の障害（養育不調ありケース：6.1%、養育不調なしケース：1.1%）がある。里親と同様に、もともと存在した児童の障害や子どもの行動上の問題が施設での生活の中で顕在化している可能性が考えられる。

なお、複数回答の質問項目であるため、保護理由は複数に渡ることは考慮しなければならない。

8. 虐待の被害状況の検討

虐待の被害状況について、養育不調ありケースの回答と養育不調なしケースの回答を比較した。

養育形態に関わらず、養育不調ありケースと養育不調なしケースともに4割以上は虐待被害を抱えた子どもが委託・措置されている。虐待の影響から行動上の問題を示す子どもがいることが想定されるため、養育者が虐待を受けた子どもの対応についての専門的な知識を持つようにすることや、専門家の養育支援を受ける機会を充実させることは、安定的な里親委託を進めていくうえで必要不可欠といえる。

9. 委託された子どもの心身の状況の検討

委託された子どもの心身の状況について、養育不調ありケースの回答と養育不調なしケースの回答を比較した。

養育形態に関わらず、診断を受けている子どもは、知的障害、反応性愛着障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害の割合が多いことがわかった。このことから、子どもの障害の特徴や望ましい対応について、養育者の専門的な理解を高める支援が必要といえる。

ファミリーホームと地域小規模児童養護施設については、養育不調ありケースのほうが何らかの診断を受けている子どもの割合が多い。生活を共にする子どもの人数が多い分、養育者が個別に子どもを理解し気を配ることの難しさと、適応の困難や他児とのトラブルなど養育不調に発展するリスクがあると考えられる。

10. 知能検査・発達検査の状況の検討

知能検査と発達検査の状況について、養育不調ありケースの回答と養育不調なしケースの回答を比較した。

どの養育形態においても、養育不調ありケー

スのほうが知能検査・発達検査の受検が不詳の割合が多い。委託されている子どもの知能検査や発達検査によるアセスメントについて、養育者との共有が十分でないまま委託・措置されているケースでは、養育不調に至るリスクが高まることが示唆される。

地域小規模児童養護施設では、養育不調なしケースにおいて検査実施ありの割合が約 7 割と最も高かった。検査結果を通じて子どもの特徴を把握することで、より安定的な養育につながることを示唆される。

11. 行動上の問題の検討

本調査では、委託されている子どもの行動上の問題を検討するため CMYC と ACBL-R を使用した。各養育形態において、養育不調ありケースと養育不調なしケースでの得点差を比較して検討をおこなった。本調査では、行動上の問題を検討するため CMYC と ACBL-R を使用した。なお、どの養育形態においても生後 6 か月～2 歳未満は比較するにはサンプル数が不十分であった。

2 歳～6 歳（未就学児）の CMYC T 得点では、里親は全ての項目において両群間に有意差が見られたが、ファミリーホームはいずれの項目も有意差が見られなかった。このことは、ファミリーホームで委託されている 2 歳～6 歳（未就学児）行動上の問題が、CMYC で捉えられていない可能性や、その他の委託解除の要因が重なっていることが考えられる。

6 歳（小学 1 年生以上）～18 歳の ACBL-R T 得点では、里親は全ての項目で両群間の有意差が見られた。特に効果量が高かった項目が、「学校不適応 T 得点 ($d = 0.84$)」と、「反社会的行動 T 得点 ($d = 0.85$)」であった。学校といった社会的場面で問題を示す子どもの場合では、里親の養育困難感が強まり養育不調に至る

リスクが高いと考えられる。ファミリーホームと地域小規模児童養護施設では、12 項目中同じ 9 項目で有意差が見られた。いずれの項目も、効果量がファミリーホームは 0.58～1.09、地域小規模児童養護施設は 0.50～1.25 と、中程度から高程度の効果が見られた。里親と比べると、「虐待的人間関係の再現傾向 T 得点」や、「力による対人関係の T 得点」の効果量が高いことから、他児との共同生活が必須である環境ではそれらの問題が委託解除に繋がりがやすいことが考えられる。また、「希死念慮/自傷性 T 得点」も効果量が高いことから、より支援が必要な子どもがファミリーホームや地域小規模児童養護施設へ委託されていることが推察される。

次に、ACBL-R T 得点について、ケースごとに養育者間を比較した。養育不調ありケースでは、12 項目中 4 項目で有意差が見られ、全て里親のほうがファミリーホームもしくは地域小規模児童養護施設よりも有意に得点が低かった。この結果は、行動上の問題性が高く、養育における専門性が必要とされる子どもがファミリーホームや地域小規模児童養護施設に委託・措置されていることを示唆していると考えられる。この傾向は養育不調なしケースでも同様であった。

以上から、養育形態によって顕在化する子どもの問題には違いがあると言え、特に里親については家庭外での問題への対応に苦慮している可能性が高いことがうかがえる。子どもの家庭外での問題行動については、地域において支援機関が協力して対応し、里親の養育を支える必要があるといえる。

また、ACBL-R は、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者への支援の必要性の検討に有用であると考えられる。

CMYC (2 歳～未就学児) は里親においては

両群間で有意な得点差が認められたため、里親の養育不調リスクの評価や支援ニーズの検討において有用と考えられる。しかしファミリーホームにおいては両群間での得点差が認められなかったため有用性についての慎重な判断が求められる。

12. 養育の状況の検討

養育の状況について(養育の状況に関する質問紙)、各養育形態において養育不調ありケースと養育不調なしケースでの比較検討を行った。

その結果、里親では 33 項目中 22 項目で有意差が見られた。特に効果量が高かった項目は、

「A さんのことをかわいく感じていた ($d = 0.99$)」「A さんに良い変化を感じることができていた ($d = 1.10$)」「A さんの発達水準に合わせた養育を行うことができていた ($d = 0.72$)」

「A さんと信頼関係を築くことができていた ($d = 1.15$)」「A さんの感情表現を受容することができていた ($d = 1.02$)」「A さんに家族のメンバーとしての感覚を持ってもらうことができていた($d = 0.93$)」「A さんの問題に里親が精神的に耐えることが難しかった ($d = 0.92$)」

「行動上の問題に対応することが難しかった ($d = 0.92$)」といった、A さんに対しての心情や行動上の問題についての項目であった。前述の項目のうち、最初の 7 項目の T 得点は養育不調ありケースのほうが養育不調なしケースに比べて有意に低く、最後の 2 項目は有意に T 得点が高かった。これらの項目は、ファミリーホームと地域小規模児童養護施設においても同様の結果であった。

以上の結果から、養育不調では、養育形態に関わらず、子どもの行動上の問題への対応に苦慮し、養育者が心理的に負荷がかかる状態に陥りやすい可能性が示唆された。養育者が孤立せ

ずに養育を継続できる環境整備と支援が必要であるといえる。

また、養育不調リスクの評価や有効な支援策を考えていくうえで有用な尺度になるよう、「養育の状況に関する質問紙」については、さらに精査していくことが必要と考える。

13. 支援の状況の検討

(1) 児童相談所

児童相談所の支援について、養育不調ありケースの回答と養育不調なしケースの回答を比較して検討をおこなった。

児童相談所からの支援について、いずれの養育形態も養育不調ありケースのほうが児童相談所の支援を受けていた割合が高かった。しかし、支援を受けていた割合は里親が 45.9%、ファミリーホームが 50.0%、児童相談所が 32.7%と、高くても半数で留まっている。このことから、児童相談所が現在行っている支援が養育者の支援ニーズに十分応えることができていない可能性が考えられる。養育不調の予防と支援を考えるうえで、養育者の支援ニーズを把握することが急務であると考えられる。

また児童相談所からの支援の状況について、里親は全ての項目において有意差が認められた。効果量は 0.24~0.67 と中程度であった。ファミリーホームでは有意差が認められなかった。そのため、とりわけ里親においては、児童相談所の支援が不十分であると感じていることがうかがえる。養育不調を防ぐために、児童相談所は里親への支援を強化していくことが重要といえる。

(2) 民間フォスターリング機関

民間フォスターリング機関からの支援について、里親とファミリーホーム両者とも、養育不調ありケース養育不調なしケースともに支援

を受けていたのが約 1 割～2 割という結果となった。このことから、養育不調の有無に関わらず、全体的にフォスタリング機関の支援活用がいまだ十分ではないことがうかがえる。今後フォスタリング機関が養育者支援を強化していくことが必要といえる。

(3) 本園（本体施設）

地域小規模児童養護施設では、養育不調の有無に関わらず、本体施設からの支援が約 3 割～4 割にとどまっていた。地域小規模児童養護施設は本園から物理的に離れていることも多く、本園の支援が思うように受けられない現状も散見された。子どもの問題を少数の施設職員で抱えてしまう状況は、里親とも通ずる側面があると推察される。

(4) その他の支援

児童相談所、フォスタリング機関以外のその他の支援については、里親では養育不調の有無に関わらず約 3 割にとどまっていた。日頃の養育において利用している支援リソースが少ないことは、いざ深刻な養育困難に陥った際に支えを求めることができず不調に至るリスクを高めるといえる。児童相談所もしくはフォスタリング機関が里親の状態を適切に把握し、必要な支援に繋げることが養育不調の改善に繋がるとも考えられる。

ファミリーホームについては、子どもが支援を受けている割合よりも養育者が支援を受けている割合が少なく、養育者が困った際に頼る先がないことがうかがえる。たとえばフォスタリング機関等で、ファミリーホームの養育者向けの研修を行うなど、日ごろの困りごとを共有でき相談ができる機会を増やすことが必要と考えられる。

14. 児童相談所 A 票の検討

(1) 委託解除率の検討

2020 年度から 2022 年度までの委託解除件数と委託継続件数の和を分母とし、2020 年度から 2022 年度までの委託解除件数を分子として委託解除率を算出した。その結果、児童相談所票では里親が 4.3%、ファミリーホームが 3.8%、地域小規模児童養護施設が 0.9%であった。里親とファミリーホームは同程度の委託解除率だが、地域小規模児童養護施設はそれを下回る結果となり、養育形態を比較したときに児童養護施設において委託解除が少ないことが示唆された。ただし、児童養護施設においては、施設内での養育場所の変更（地域小規模児童養護施設から本体施設への異動）が可能であることから、措置解除を避けられていることが考えられ、里親やファミリーホームの状況との単純な比較はできないことに留意が必要といえる。

また、児童養護施設では措置された子どもの養育場所を施設内で振り分けているため、児童相談所では小規模児童養護施設で生活している子どもの割合を正確に把握することが難しいとの回答も得られた。本調査で得られた委託解除率については、このような調査方法の限界を考慮のうえ検討する必要がある。

(2) 子どものきょうだいの同居の有無の検討

きょうだい・しまいの同居の有無について、里親では養育不調の有無での大きな差は見られなかったが、ファミリーホームでは、養育不調ありケースは同居が 15.9%である一方で養育不調なしケースは同居が 25.6%であった。養育不調なしケースにおいて、きょうだい・しまいが同居している割合が高い傾向は、養育者への調査結果と共通している点である。また、この傾向は地域小規模児童養護施設においてはさらに顕著に認められた（養育不調ありケ

ース：0.0%、養育不調なしケース 20.5%）。このことから、複数人の委託が可能なファミリーホームと地域小規模児童養護施設の場合は、きょうだい・しまいを一緒に委託することは、子どもにとって委託先における所属感や安心感を高めることにつながる可能性があると考えられ、養育不調に至りにくくする対策になり得ることが示唆された。

(3) 子どもの虐待の有無の検討

里親に委託された子どもの被虐待経験の有無について、養育不調ありケースのほうが養育不調なしケースよりも虐待被害を受けた子どもの委託が10%近く高かった。一方で、地域小規模児童養護施設については養育不調なしケースのほうが養育不調ありケースよりも10%近く虐待被害率が高いという里親とは逆の結果となった。これは、里親家庭での養育不調と地域小規模児童養護施設での養育不調ではその内容が異なる可能性が高い。例えば、虐待被害に由来する試し行動に対して、地域小規模児童養護施設の職員は里親に比べて、専門性が高くチーム養育も根付いているため、子どもの行動の背景を理解して対応することができ、個人での抱え込みが少ないと考えられる。よって地域小規模児童養護施設の職員は被虐待児童の対応への苦慮は里親ほどではなく、直接的な養育不調の原因にはなりにくいといえる。そのため、児童相談所やフォスターリング機関での里親を養成する研修などにおいて、虐待被害を受けた子どもへの専門的理解を高める内容を盛り込むといった対策が、里親における養育不調の予防の一助となり得るといえる。

(4) 委託・措置期間の検討

委託・措置期間について、里親とファミリーホームは、養育不調ありケースにおいては、1

年未満の委託期間が多い。これは養育者への調査結果と共通している点である。一方で地域小規模児童養護施設は両群ともに1年以上の措置期間が多い。このことから、里親とファミリーホームでは、地域小規模児童養護施設に比べ養育不調に陥ってから委託解除までの期間が短いことがわかるため、養育者が養育困難を感じた早期に支援を受けられる対策が求められるといえる。

(5) 同居の実子の有無の検討

同居の実子の状況について、里親では両群間で大きな差は見られなかった。しかし、ファミリーホームでは養育不調ありケースにおいて同居している実子がいる割合が約20%多かった。共同生活をしている子どもが多いファミリーホームでは、実子の存在は里親家庭よりも養育者がどの子どもに目をかけているのかといったことに子どもたちが繊細に受け取りやすく、ファミリーホームにおける実子の存在が、養育者をめぐる子ども同士のパワーバランスに何らかの影響を及ぼしている可能性は推察されるが、実態の把握については今後の調査課題といえる。

(6) その他の同居人の有無の検討

その他の同居人については、里親もファミリーホームも両群間で大きな差は見られず、関連性は示唆されなかった。

(7) 委託時の年齢の検討

いずれの養育形態においても、養育不調ありケースにおいて、委託時の子どもの平均年齢が高い傾向が明らかとなった。具体的には、里親では養育不調なしケースでは、乳幼児が主に委託されているのに対し、養育不調ありケースでは高い年齢の子どもの委託が顕著であった。フ

ファミリーホームでも、養育不調なしケースにおいては委託される子どもの年齢が乳幼児期を含め幅広い年齢層に渡っているのに対し、養育不調ありケースでは中高生の子どもの委託が目立っており、養育不調と子どもの年齢の関連性が示唆された。なお地域小規模児童養護施設においても同様の傾向が見られたが、養育不調ありケースの回答数が少ないため、さらに調査が必要といえる。以上のことから、高い年齢で委託される場合には、養育不調のリスク要因となりやすいことが考えられる。養育支援では委託時の子どもの年齢を考慮し、とくに高い年齢の委託の場合には支援の強化やより専門的な支援体制の構築が求められるといえる。

(8) 過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設へ措置された子どもの検討

一度家庭復帰ののちに再び委託・措置となった子どもの割合は、里親における養育不調ありケースでは 7.5%、養育不調なしケースでは 3.6%であった。ファミリーホームにおける養育不調ありケースでは 1.9%、養育不調なしケースでは 6.7%であった。地域小規模児童養護施設における養育不調ありケースでは 0.0%、養育不調なしケースでは 5.9%であった。

里親の場合、養育不調ありなしあわせて 10%が再度の委託であることから、里親が他の養育機関に比べて複数に渡る措置を経た子どもを受け入れていることがうかがえる。

(9) 現委託・措置先への委託・措置以前に措置変更されたことのある子どもの検討

以前に措置変更されたことのある子どもの割合は、里親における養育不調ありケースでは 30.1%、養育不調なしケースでは 16.9%であ

った。ファミリーホームにおける養育不調ありケースでは 32.7%、養育不調なしケースでは 20.5%であった。地域小規模児童養護施設における養育不調ありケースでは 0.0%、養育不調なしケースでは 12.5%であった。

里親とファミリーホームいずれも、養育不調ありケースのほうが、以前に措置変更をされたことがある子どもの割合が高かった。措置変更の事由は不明だが、措置変更を繰り返している子どもが里親とファミリーホームへの委託後に再び養育不調に至りやすい実情がうかがえる。措置変更を繰り返すことは、子どもにとって深い傷つき体験となり、他者との基本的な信頼関係構築が困難になることが想定される。措置変更歴がある子どもを委託する場合は、事前のアセスメントと里親とのマッチングを慎重に行わなければならない。

(10) 連携している機関につなげた（ている）子どもの検討

里親では、養育不調のありなし問わず、フォスタリング機関、児童精神科、放課後等デイサービスへの連携が多かった。特筆すべき点として、フォスタリング機関への連携は、養育不調ありケースでは 24.2%、養育不調なしケースでは 43.5%と、養育不調なしケースのほうがフォスタリング機関と連携をしている割合が高いことがうかがえた。養育不調が起きていたとしても、フォスタリング機関の介入がなされていないケースが多いといえ、支援の不足がうかがえる。また、養育不調なしケースではフォスタリング機関の介入によって養育不調が起きにくいという見方もでき、フォスタリング機関の介入は養育不調の予防が期待できるといえる。なお有効な連携のタイミングについては、さらに調査が必要といえる。

ファミリーホームでも、フォスタリング機関、

児童精神科が主な連携先であった。特筆すべきは、里親と比べてフォスタリング機関への連携率が低いことである（養育不調ありケース：23.2%、養育不調なしケース：33.0%）。経験を積んでいるファミリーホーム養育者であっても、養育に行き詰った際に相談できる先として、フォスタリング機関との連携の強化は支援の改善点といえる。

(11) 子どもと実親の交流の検討

子どもと実親の交流について、里親では両群ともに約60%が実親との交流はなかった。ファミリーホームについても、養育不調ありケースは約60%、養育不調なしケースは約50%近くが実親との交流はなかった。一方地域小規模児童養護施設では、両群とも7~8割がなんらかの形で実親との交流があり、里親とファミリーホームに比較して実親との交流の多さがうかがえた。養育形態上、児童養護施設運営の地域小規模児童養護施設のほうが実親との交流が図りやすいことが考えられる。現状、里親やファミリーホームにおいては実親との接触が難しいことが見受けられるが、実親との交流を増やしていけるよう支援体制の工夫が求められる。

15. 児童相談所B票の検討

B票の検討にあたり、地域小規模児童養護施設は回答が7件と少なかつたため、おもに里親とファミリーホームの比較検討による考察を行った。

(1) 委託解除時の年齢の検討

委託解除時の年齢は、里親とファミリーホームともに、13~18歳の割合が多かつた。A票の委託時の年齢についての回答では低年齢での委託の割合が多かつたことを考慮すると、高

年齢児の養育は他の年齢の子どもよりも養育不調を呈しやすいことが推察される。一般的な子育てにおいても対応が難しくなる高年齢児においては、養育者の支援体制を強化する必要があるといえる。

(2) 里親の分類の検討

里親の分類は、里親とファミリーホームともに、養育里親が最も多かつた。特筆すべきは、専門里親の割合は両者とも約6%と、より経験のあるファミリーホームであっても同程度であつたことである。専門里親の養成を進めていき、より専門性の高い里親の数を増やしていくことも、社会的養育の充実を図るうえで重要であるといえる。

(3) 委託期間の検討

委託期間は里親とファミリーホームともに1~2年未満以下の委託が半数を占めた。養育不調が委託後1~2年の間に起つていくことがうかがえ、委託後早期からの支援体制構築が必要といえる。児童相談所を始めとする支援機関は密な連携と支援体制を構築する必要がある。

(4) 委託されている子どもの国籍の検討

委託されている子どもの国籍は里親とファミリーホームともに8~9割が日本国籍であつた。

(5) 保護の理由の検討

保護の理由は、里親とファミリーホームともに、「保護者の放任もしくは怠惰」、「父の虐待もしくは酷使」、「母の虐待もしくは酷使」が主な理由であつた。このことから、虐待被害を受けた子どもが多く保護につながっているといえ、被虐待児についての専門的知識に基づく対

応が社会的養育のうえで必要不可欠といえる。

(6) 虐待の被害状況の検討

里親とファミリーホームともに、6～7割が虐待被害を受けていた。虐待状況の長さについては、里親とファミリーホームともに、性的虐待と心理的虐待が長い子どもの割合が多かった。心身へのダメージの大きさについても、性的虐待と心理的虐待は平均点が4.00前後と、専門的なケアが特に必要であることがうかがえた。

このような虐待被害は子どもの行動に強く関与することが推察されるため、専門的知識に基づいた養育支援が早期からおこなわれることが求められる。

(7) 心身の状況の検討

子どもの心身の状況を検討するために、医学的な診断について調査した。里親、ファミリーホームともに診断のなかで多かったのは注意欠陥多動性障害（ADHD）と自閉症スペクトラム障害（ASD）であった。発達障害についての正しい理解の促進は、里親の養成にあたって必要不可欠といえる。

里親では、ファミリーホームに比べて反応性愛着障害の診断が多かった。アタッチメントの問題を抱えた子どもは養育不調に陥りやすいと予想されるため、里親への専門的支援を充実させることが重要といえる。

ファミリーホームでは、里親に比べて知的障害、心理的外傷後ストレス障害（PTSD）の診断が多かった。認知能力や心理的外傷体験についての専門的理解に基づいた対応が求められるといえる。

(8) 知能検査・発達検査の状況の検討

里親、ファミリーホームともに WISC-IV 知能検査の実施が最も多かった。

(9) 支援の状況の検討

里親とファミリーホームともに、子どもへの支援は児童精神科が最も多かった。医学的な診断の内容からも、専門的理解に基づいた対応や心理的ケアが必要な子どもが多く委託されていることがわかる。加えて、里親、ファミリーホームともにフォスタリング機関の支援につながっている割合が約1割～2割にとどまっており、フォスタリング機関の支援活用が課題であることがうかがえる。

(10) 委託解除の理由の検討

委託解除の理由について、里親とファミリーホームともに、里親・養育者との関係不調による委託解除と子どもの行動上の問題への対応の困難の二つの理由に分かれる結果となった。

また、里親の回答では、子どもの行動上の問題が里親との関係不調の理由全般に関係していた。

この結果から、子どもの行動上の問題と里親との関係不調は強い関連があると考えられる。子どもの行動上の問題が里親との関係悪化を生み出し、子どもの問題がさらに深刻化して委託解除に至るという悪循環が想定されるため、関係悪化の初期からの支援介入が重要といえる。

(11) 措置変更先の施設の検討

里親、ファミリーホームの措置変更先として、児童養護施設を挙げた回答が最も多かった。また、他の里親やファミリーホームなど、措置変更後も家庭養護を継続する子どもは約20%であった。次の里親やファミリーホームへ措置する前に、再アセスメントや振り返りを行い、子

どもに合った養育環境を考え、措置変更の回数をできる限り少なくしていかなければならない。

(12) 養育不調への対応の検討

養育不調に気付いたきっかけは、里親とファミリーホームともに、6～7割が里親・養育者からの申告で、次に子ども本人からの申告が多かった。また、養育不調に気付いてから委託解除までの期間は、半数が1～2ヶ月以内であった。以上のことから、おもに里親からの養育不調の申告によって、1～2ヶ月の短期間に委託解除に至っていることがうかがえる。養育不調が深刻な場合には、委託解除が急がれることもあることが推測される。一方で委託解除をめぐり、委託されている子どもへの説明と心理的ケア、次の措置先の検討、里親の気持ちへの配慮などを考慮する必要があるといえ、短期間の委託解除に至る経過の中でそれらが適切におこなわれているかの検討は必要といえる。委託解除の際に配慮すべき項目や手続きを検討し、示していくことが求められる。

里親への支援について、できていた支援として主に挙げられたのは、「より頻度の高い訪問支援」、「幼稚園・保育園・学校等の理解」、「再アセスメント・再出発のための一時保護による支援」「レスパイトによる支援」であった。一方で、できていなかったが必要だった支援として主に挙げられたのは、「委託された子どもの養育のための研修」、「里親家庭の関係調整（実子との関係、実親との関係調整）」であった。現状、児童相談所が行っている訪問やレスパイトの紹介といった支援に加えて、研修を充実していくことや、里親家庭に介入していく必要性が感じられていることが示された。

16. フォスタリング機関 A 票の検討

(1) 委託解除率の検討

養育里親の委託解除率は、4.9%であった。これは児童相談所の里親 A 票と同程度の委託解除率である。

(2) 子どものきょうだいの同居の有無の検討

里親のもとでは、きょうだい・しまいと同居していない割合が最も高かった。また、児童相談所の里親 A 票の子どものきょうだいの同居の有無について得られた回答と割合の分布に大きな差は見られなかった。

(3) 子どもの虐待の有無の検討

子どもの虐待の有無について、養育不調ありケースのほうが養育不調なしケースよりも約1割虐待被害率が高かった。これは児童相談所の里親 A 票と共通しており、子どもの背景について両方で共通の認識を持っていることがうかがえる。一方で、虐待被害なしの割合が6～7割と、本調査の他のデータと比べて多かった。フォスタリング機関が関わったケースは比較的虐待被害が少ないケースであった可能性がある。

(4) 委託・措置期間の検討

委託・措置期間について、養育不調ありケースは養育不調なしケースに比べて、1～2年未満の委託期間が7割を占めた。このことから、養育不調に陥ってから委託解除に至るまでの経過が短いことがわかる。そのため、養育不調になってからではなく、可能な限り早い段階からのフォスタリング機関の介入が求められると考えられる。

(5) 同居の実子の有無の検討

同居の実子について、養育不調ありケースのほうが養育不調なしケースよりも同居している実子がいる割合が約15%多かった。児童相

談所の里親 A 票では両群間の差は認められなかったため、異なる結果といえる。

(6) その他の同居人の有無の検討

その他の同居人については、両群間で大きな差は見られなかった。

(7) 委託時の年齢の検討

委託時の年齢について、養育不調なしケースにおいて 0～3 歳での委託の割合が多かった。この結果は児童相談所の里親 A 票と一致していた。

(8) 過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設へ措置された子どもの検討

一度家庭復帰ののちに再び委託・措置となった子どもの割合は、里親の養育不調ありケースは 2.8%、養育不調なしケースは 1.4%であった。

(9) 現委託・措置先への委託・措置以前に措置変更されたことのある子どもの検討

以前に措置変更されたことのある子どもの割合は、養育不調ありケースでは 25.0%、養育不調なしケースでは 5.7%であった。これは児童相談所の里親 A 票の結果と一致しており、措置変更を繰り返している子どもが養育不調に陥りやすいことがうかがえる。フォスタリング機関が介入し、十分なアセスメントと里親とのマッチングを行っていく必要がある。

(10) 連携している機関につなげた（ている）子どもの検討

養育不調のありなし問わず、児童相談所への連携が多かった。児童相談所の里親 A 票と比

べると、連携している機関の数は少ないが、これは現状では児童相談所が里親支援の主体を担っているためだといえる。将来的には、児童相談所だけでなく、フォスタリング機関が率先して他機関と連携していけるようになることが理想的である。

(11) 子どもと実親の交流の検討

子どもと実親の交流について、両群ともに約 50%が実親となんらかの形で交流があった。家族再統合の可能性を保持するためにも、実親との交流支援は重要であり、フォスタリング機関において引き続き支援をおこなっていく必要があるといえる。

17. フォスタリング機関 B 票の検討

(1) 委託解除時の年齢の検討

委託解除時の年齢は、7～9 歳以外の年齢群に幅広く分布していた。

(2) 里親の分類の検討

里親の分類は、養育里親が最も多く、児童相談所の里親 B 票とほぼ同じ結果であった。

(3) 委託期間の検討

委託期間は 1～2 年未満以下の委託が約 6 割であった。これは児童相談所の里親 B 票と一致した結果であり、委託期間の短さを考慮すれば、養育不調に対する迅速な介入の必要性が示唆される。

(4) 委託された子どもの国籍の検討

委託された子どもの国籍はほとんどが日本国籍であった。

(5) 保護の理由の検討

保護の理由は、「保護者の放任もしくは怠惰」、

「父母の離婚」、「養育拒否」が主な理由であった。また、児童相談所の里親 B 票と比べ、「父の虐待もしくは酷使」と「母の虐待もしくは酷使」の割合の少なさが顕著であった。本調査で得られたデータでは、フォスタリング機関と児童相談所とで、支援しているケースの背景に違いがあることがうかがえる。

(6) 虐待の被害状況の検討

虐待の被害状況について、虐待被害ありが40.5%と、児童相談所の里親 B 票の回答に比べると20%ほど低かった。フォスタリング機関が支援対象にしている養育不調ありケースでは、背景が虐待被害以外の子どもの割合も多いことが示唆される。

(7) 心身の状況の検討

子どもの心身の状況を検討するために、医学的な診断について調査した。フォスタリング機関の回答において多かったのは、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、自閉症スペクトラム障害 (ASD)、反応性愛着障害であった。フォスタリング機関は、発達障害やアタッチメントの課題について、専門的な知識の提供と支援を行っていく必要性が考えられる。

(8) 知能検査・発達検査の状況の検討

知能検査・発達検査の状況についての回答が42件中4件と、児童相談所の回答に比べて非常に少なかった。これは、フォスタリング機関と児童相談所とで、知能検査・発達検査の実施状況を十分に共有できていない可能性が考えられ、支援機関同士での情報共有が課題といえる。

(9) 支援の状況の検討

フォスタリング機関の支援対象としては、児

童相談所が最も多く (約3割)、次に小児科、その他であった。その他のなかには、児童養護施設という回答もみられた。委託されている子どものレスパイト機関として児童養護施設が利用されている場合があると考えられる。

(10) 委託解除の理由の検討

委託解除の理由について、里親との関係不調による委託解除と子どもの行動上の問題への対応の困難さ、という二つの理由に分かれる結果となった。この結果は、児童相談所の里親 B 票の結果と一致した。先述したように、子どもの行動上の問題と里親との関係不調は強い関連があると考えられる。フォスタリング機関が児童相談所と連携して、関係悪化の初期からの支援介入をおこなうことが重要と考えられる。

(11) 措置変更先の検討

措置変更先として、児童養護施設と家庭復帰が最も多かった。保護の理由からも、フォスタリング機関が支援するケースでは、実親家庭の養育環境の改善により、家庭復帰がかなうケースが比較的多いことが示唆される。

(12) 養育不調への対応の検討

養育不調に気づいたきっかけとして、最も多かったのが里親・養育者からの申告 (約6割) で、次に子ども本人からの申告であった。また、養育不調に気付いてから委託解除までの期間は、約6割が1~2ヶ月以内であった。いずれも児童相談所の里親 B 票の結果と一致しており、フォスタリング機関においても里親からの申告があってから解除までの対応は、短期間で行われていることがわかった。フォスタリング機関は里親を最も近くで支援する立場であることから、里親の支援ニーズに早期に気づき、養育不調の手前での支援介入が期待される。

里親への支援について、フォスタリング機関の回答では、できていた支援よりもできていなかったが必要だった支援の割合が高い。なかでも、「より頻度の高い訪問支援」、「委託された子どもの養育のための研修」、「里親家庭の関係調整（実子との関係、実親との関係調整）」が主に挙げられた。支援ができなかった理由として、支援機関同士の連携不足やアセスメント不足を挙げる回答が多く見られた。フォスタリング機関が研修と里親家庭の関係調整の支援を重要視しつつも、実行において課題があることが示されており、今後の改善が期待される。

E. 結論

2023年度実施の、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援者を対象とした調査のデータから、養育不調の現状を把握し、必要な支援についての課題を整理し、改善のあり方について検討を行った。その結果、異なる養育形態と養育不調の有無といった複数の要素をそれぞれ比較するなかで、以下に述べる特徴や支援の課題を明らかにすることができた。養育不調ありケースの特徴として、すべての養育形態で高齢児の割合が高い傾向がみられた。また里親においては、養育不調ありケースの場合では委託期間が6か月未満という割合が多いことから、養育不調に至ると早期に委託解除に進む傾向がうかがえた。そして、里親家庭の背景の検討からは、登録種別（専門里親か否か）、年齢、共働き状況、実子の有無などの個別の要因と養育不調との関連性はいずれも見出されなかった。里親の背景と養育不調を単純に理由付けすることはできず、個々の複雑な背景を検討することが重要と考えられた。

また、「虐待を受けた子どものチェックリスト（ACBL-R）」、「子どもの行動チェックリス

ト（CMYC）」の尺度としての有用性を検討した。その結果、ACBL-Rは里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者における支援の必要性の判断に有用な尺度である可能性を示唆した。またCMYCは里親の養育不調リスクの評価や支援ニーズの検討において有用な尺度と考えられ、それぞれ今後の使用の可能性を提案した。加えて、新たに作成した「養育の状況に関する質問紙」については、養育形態に関わらず、養育不調に至ったケースは子どもの行動上の問題への対応に苦慮し、養育者が心理的に負荷がかかる状態に陥りやすい可能性が示唆された。養育不調リスクの評価や有効な支援策を考えていくうえで有用な尺度になるよう、精査していく必要性が考えられた。

加えて、支援機関（児童相談所とフォスタリング機関）から回答を得た2020～2023年度の社会的養育の状況および支援状況について分析をおこなった。その結果、養育者の回答と同様に高齢児において養育不調率が高く、また委託後短期間で不調が発生しやすいことが明らかになった。支援機関側がその必要性を認識しつつも十分な実行がおこなえていないものとして「研修」や「里親家庭の関係調整」が挙げられ、今後の重要な課題と考えられた。

以上の結果を踏まえ、今後は委託されている児童の年齢や支援介入のタイミング等を考慮した、より有効な支援について検討を進める必要があると考える。次年度は、これまでの調査結果と併せて、適切なアセスメント、養育環境の選択方法、支援課題について整理し、具体的な改善策や予防策を示した手引きの作成をおこなう。

参考文献

1 こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/b>

asic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/355512cb/20230401_policies_s_hakaiteki-yougo_68.pdf, (参照 2023-10-13), 2023.

² 厚生労働省：里親家庭における養育実態と支援のニーズに関する研究事業報告書。

[<97A2906592B28DB8566572332E786C73>\(mhlw.go.jp\)](http://<97A2906592B28DB8566572332E786C73>(mhlw.go.jp)), (参照 2023-10-13), 2018

³ Konijn, C., Admiraalb, S., Baartb, J., van Rooijb, F., Stamsb, G.J., Colonsseb, C., Lindauerc, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018

⁴ 泉真由子・奥山真紀子 養育問題のある子どものためのチェックリスト Checklist for maltreated young children (CMYC) の開発 小児の精神と神経 49 (2), 121-130, 2009

⁵ 山本知加・尾崎仁美・沼谷直子・藤澤陽子・松原秀子・西澤哲 『虐待を受けた子どものチェックリスト (ACBL-R)』標準化の試み 子どもの虐待とネグレクト 10 (1), 124-136, 2008

⁶ 引土達雄, 柳楽明子, 前川暁子ら：里親養育不調の危機とその回避のプロセス—医療機関における里子・里親支援のあり方の検討の試み— 小児の精神と神経 59 (3): 253-264, 2019

⁷ 庄司順一, 宮島清, 澁谷昌史, 他：児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査。全児相(通巻第 91 号別冊), 2011

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし